

官報

号外

平成十四年七月二十四日

○第百五十四回国参議院會議録第四十一号(その一)

平成十四年七月二十四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第四十二号

平成十四年七月二十四日

午前十時開議

第一 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(衆議院提出)

第四 日本郵政公社法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 日本郵政公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その一)

律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

日程第一 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長武見敬三君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔武見敬三君登壇、拍手〕

○武見敬三君 ただいま議題となりましたアジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びア

ジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの追加議定書は、いずれも平成十二年九月にテヘランで開催されたアジア太平洋郵便連合の第八回大会議において採択されたものでありまして、アジア太平洋郵便連合の組織及び運営の合理化のため、中央事務局及びアジア太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに管理部門及び研修部門から成る事務局を設けること、憲章の第二追加議定書を反映し、事務局の組織、職員、任務及び事務局長の任務等について定めるものであります。

委員会におきましては、我が国郵政事業の公社化等に伴う国際郵便業務の円滑な実施、アジア太平洋郵便連合の運営状況と連合未加盟国との郵便事情等について質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長沓掛哲男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔沓掛哲男君登壇、拍手〕

○沓掛哲男君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その一)

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結につ

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受け、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、一票の格差の二倍未満達成の必要性、市町村合併の進展と区割りの在り方、現行の衆議院小選挙区比例代表並立制の問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百一

反対 三十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長保坂三蔵君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔保坂三蔵君登壇、拍手〕

○保坂三蔵君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国等の事業の発注機関の職員において入札談合等に関与する行為があった場合、公正取引委員会は、発注機関に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求すること

ができるとともに、発注機関は、関与した職員に対して損害賠償請求をしなければならない等の規定を定めようとするものであります。

委員会におきましては、入札談合等関与行為の範囲、入札談合等防止への取組等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百三十三

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

た。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 日程第四 日本郵政公社法案

案

日程第五 日本郵政公社法施行法案

日程第六 民間事業者による信書の送達に関する法律案

日程第七 民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長田村公平君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔田村公平君登壇、拍手〕

○田村公平君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日本郵政公社法案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立しようとするものであります。

次に、日本郵政公社法施行法案は、日本郵政公社法を施行するため、同公社の設立の準備に関する事項その他の同法の施行のための措置を定めるとともに、同法の施行に伴い、簡易生命保険特別会計法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行うものであります。

次に、民間事業者による信書の送達に関する法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第三項の規定による検討の結果に基づき、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を設ける等を行うものであります。

最後に、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律その他の関係法律の規定の整備等を行うものであります。

なお、衆議院では、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対し、郵便局のあまねく全国における設置の明記、出資に関する規定の追加、国庫納付金について修正が行われております。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、公社化の意義、地域社会における郵便局の役割、郵便局を全国あまねく配置することについての考え方、公社の出資条項を追加した理由、国庫納付金の根拠と算定方法、公社の人事給与制度の在り方、公社化後の経営形態に関する検討状況

況、民間事業者に信書の取扱いを認めることのメリット、郵便のユニバーサルサービスの維持、信書の解釈、盲人用郵便物料金の無料継続等について質疑を行いましたほか、参考人からの意見聴取、新潟県への委員派遣を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員から四法律案に対して反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員から日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に賛成、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、四法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対し、また、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

まず、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

百四十二

反対

九十二

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

百三十四

反対

百一

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	倉田 寛之君
副議長	本岡 昭次君

議員	大江 康弘君	森 ゆうこ君
	山本 香苗君	松 あきら君
	高橋紀世子君	平野 達男君
	遠山 清彦君	渡辺 孝男君
	岩本 莊太君	広野ただし君
	福本 潤一君	沢 たまき君
	中川 義雄君	日出 英輔君
	島袋 宗康君	西川きよし君
	山口那津男君	加藤 修一君
	山本 保君	弘友 和夫君

木村 仁君	佐々木知子君	北岡 秀二君	市川 一朗君	服部三男雄君	佐藤 泰三君	江田 五月君	興石 東君
平野 貞夫君	田村 秀昭君	中島 真人君	溝手 顯正君	宮崎 秀樹君	竹山 裕君	宮本 岳志君	井上 哲士君
風間 昶君	高野 博師君	上野 公成君	尾辻 秀久君	真鍋 賢二君	久世 公堯君	又市 征治君	大塚 耕平君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	野間 昶君	狩野 安君	沓掛 哲男君	山東 昭子君	松井 孝治君	紙 智子君
鶴保 庸介君	入澤 肇君	大島 慶久君	吉村剛太郎君	野沢 太三君	桜井 新君	大門美紀史君	田嶋 陽子君
松岡満壽男君	山本 正和君	松谷蒼一郎君	山崎 正昭君	上杉 光弘君	黒岩 宇洋君	神本美恵子君	藤原 正司君
日笠 勝之君	森本 晃司君	片山虎之助君	若林 正俊君	鈴木 寛君	岩本 司君	八田ひろ子君	小泉 親司君
木庭健太郎君	山下 栄一君	清水嘉与子君	関谷 勝嗣君	榎葉賀津也君	ヰルキン マルチ君	福島 瑞穂君	福山 哲郎君
泉 信也君	西岡 武夫君	中曾根弘文君	西田 吉宏君	椎名 素夫君	中村 敦夫君	内藤 正光君	浅尾慶一郎君
田名部匡省君	渡辺 秀央君	陣内 孝雄君	青木 幹雄君	山根 隆治君	池口 修次君	大沢 辰美君	井上 美代君
続 訓弘君	浜四津敏子君	加納 時男君	久野 恒一君	若林 秀樹君	辻 泰弘君	西山登紀子君	大田 昌秀君
白浜 一良君	鶴岡 洋君	岩永 浩美君	森下 博之君	小齊平敏文君	木俣 佳丈君	大脇 雅子君	齋藤 勁君
草川 昭三君	浜田卓二郎君	西銘順志郎君	伊達 忠一君	谷林 正昭君	羽田雄一郎君	小川 勝也君	本田 良一君
扇 千景君	吉田 博美君	近藤 剛君	小林 温君	高橋 千秋君	谷 博之君	林 紀子君	小池 晃君
柏村 武昭君	亀井 郁夫君	後藤 博子君	脇 雅史君	保坂 三蔵君	高嶋 良充君	池田 幹幸君	大淵 絹子君
山下 善彦君	山内 俊夫君	齊藤 滋宣君	有村 治子君	藤井 俊男君	佐藤 雄平君	和田ひろ子君	円 より子君
森元 恒雄君	松山 政司君	大仁田 厚君	加治屋義人君	小宮山洋子君	小川 敏夫君	江本 孟紀君	山本 孝史君
舛添 要一君	藤井 基之君	小泉 顯雄君	山本 一太君	海野 徹君	櫻井 充君	畑野 君枝君	富樫 練三君
福島啓史郎君	野上浩太郎君	佐藤 昭郎君	松村 龍二君	橋本 聖子君	小林 元君	岩佐 恵美君	吉川 春子君
森田 次夫君	中島 啓雄君	林 芳正君	国井 正幸君	佐藤 道夫君	今泉 昭君	直嶋 正行君	角田 義一君
愛知 治郎君	荒井 正吾君	常田 享詳君	田村 公平君	朝日 俊弘君	平田 健二君	薬科 満治君	川橋 幸子君
山下 英利君	岩城 光英君	田浦 直君	鈴木 政二君	郡司 彰君	小野 清子君	千葉 景子君	岡崎トミ子君
大野つや子君	有馬 朗人君	三浦 一水君	清水 達雄君	佐藤 泰介君	今井 澄君	吉岡 吉典君	緒方 靖夫君
阿南 一成君	山崎 力君	谷川 秀善君	景山俊太郎君	堀 利和君	長谷川 清君	筆坂 秀世君	市田 忠義君
岸 宏一君	仲道 俊哉君	金田 勝年君	武見 敬三君	峰崎 直樹君	柳田 稔君	総務大臣 片山虎之助君	
世耕 弘成君	森山 裕君	中原 爽君	鴻池 祥肇君	築瀬 進君	斎藤 十朗君		
魚住 汎英君	大田 豊秋君	矢野 哲朗君	加藤 紀文君	北澤 俊美君	広中和歌子君	外務大臣 川口 順子君	
阿部 正俊君	岩井 國臣君	南野知恵子君	河本 英典君	勝木 健司君	山下八洲夫君		

議長の報告事項

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

直嶋 正行君

補欠

山根 隆治君

外交防衛委員

辞任

魚住 汎英君

補欠

福島啓史郎君

財政金融委員

辞任

今泉 昭君

補欠

櫻井 充君

厚生労働委員

辞任

櫻井 充君

補欠

今泉 昭君

経済産業委員

辞任

高橋紀世子君

補欠

西川きよし君

国土交通委員

辞任

山根 隆治君

補欠

直嶋 正行君

環境委員

辞任

松田 岩夫君

補欠

野上浩太郎君

片山虎之助君

辞任

片山虎之助君

補欠

段本 幸男君

西川きよし君

高橋紀世子君

予算委員

辞任

若林 秀樹君

補欠

千葉 景子君

決算委員

辞任

神本美恵子君

補欠

岩本 司君

行政監視委員

辞任

岩本 司君

補欠

神本美恵子君

千葉 景子君

若林 秀樹君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

小川 敏夫君

補欠

山本 孝史君

高橋 千秋君

池口 修次君

山口那津男君

弘友 和夫君

平野 達男君

山本 正和君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

朝日 俊弘君

補欠

峰崎 直樹君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

池口 修次君

補欠

高橋 千秋君

平田 健二君

山下八洲夫君

森本 晃司君

沢 たまき君

同日議長は、次の議員提出案を経済産業委員会に付託した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(木俣佳文君外三名発議)(参第五号)

同日議長は、次の衆議院提出案を経済産業委員会に付託した。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(衆第三〇号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その三)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その四)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その五)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その六)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その七)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その八)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その九)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一〇)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一一)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一二)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一三)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一四)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一五)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一六)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一七)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一八)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一九)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二〇)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二一)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二二)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二三)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二四)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二五)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二六)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二七)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二八)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二九)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その三)

平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その四)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その五)

平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その六)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その七)

平成十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その八)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 日本郵政公社法案(閣法第九二号)、日本郵政公社法施行法案(閣法第九五号)、民間事業者による信書の送達に関する法律案(閣法第九三三号)及び民間事業者による信書の

送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九六号)の審査に資するため、現地において、意見を聴取するほか、関係施設を視察する。

一、派遣委員

田村 公平	景山俊太郎
世耕 弘成	谷川 秀善
浅尾慶一郎	伊藤 基隆
岩城 光英	小野 清子
久世 公堯	南野知恵子
日出 英輔	森元 恒雄
山内 俊夫	高嶋 良充
高橋 千秋	松井 孝治
魚住裕一郎	八田ひろ子
宮本 岳志	松岡満壽男
渡辺 秀央	

一、派遣地 新潟県

一、期間 七月二十二日 一日間

一、費用 概算四二〇、五〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十四年七月十八日

総務委員長 田村 公平

参議院議長 倉田 寛之殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出都道環状六号線拡幅事業及び首都高速道路中央環状新宿線建設事業に関する質問に対する答弁書(第二十七号)

参議院議員山本孝史君提出平成十三年度国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する質問に対する答弁書(第二十八号)

参議院議員浅尾慶一郎君提出知的障害者及び精神障害者に係る歯科訪問診療料の算定基準に関する質問に対する答弁書(第三〇号)

参議院議員山本孝史君提出増大し続ける医療費に係る国庫負担金の財源に関する質問に対する答弁書(第三一号)

同日本院は、国立国会図書館の館長に黒澤隆雄君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に交付し、その旨衆議院に通知した。

平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査
平成十二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

平成十二年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)

平成十二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成十二年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

平成十三年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)

平成十三年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)

平成十三年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)

同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第4条4の規定による二十一年の国際連合教育科学文化機関第三十一回総会において採択された条約に関する報告書を受領した。

一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 筆坂 秀世君 補欠 吉岡 吉典君

総務委員

辞任 内藤 正光君 補欠 辻 泰弘君

外交防衛委員

辞任 吉岡 吉典君 補欠 畑野 君枝君

財政金融委員

辞任 池田 幹幸君 補欠 緒方 靖夫君

文教科科学委員

辞任 小林 元君 補欠 今泉 昭君

厚生労働委員

辞任 畑野 君枝君 補欠 筆坂 秀世君

農林水産委員

辞任 今井 澄君 補欠 谷 博之君

農林水産委員

辞任 松山 政司君 補欠 片山虎之助君

辞任 榎葉賀津也君 補欠 直嶋 正行君

経済産業委員	辞任	片山虎之助君	補欠	松山 政司君
環境委員	辞任	直嶋 正行君	補欠	榎葉賀津也君
予算委員	辞任	緒方 靖夫君	補欠	池田 幹幸君
決算委員	辞任	谷 博之君	補欠	今井 澄君
行政監視委員	辞任	千葉 景子君	補欠	若林 秀樹君
行政監視委員	辞任	若林 秀樹君	補欠	若林 秀樹君
行政監視委員	辞任	神本美恵子君	補欠	神本美恵子君
行政監視委員	辞任	若林 秀樹君	補欠	若林 秀樹君
行政監視委員	辞任	池口 修次君	補欠	高橋 千秋君
行政監視委員	辞任	金田 勝年君	補欠	仲道 俊哉君
行政監視委員	辞任	中島 眞人君	補欠	中島 啓雄君
行政監視委員	辞任	高橋 千秋君	補欠	池口 修次君
山下八洲夫君	沢 たまき君	八田ひろ子君	川橋 幸子君	森本 晃司君
食品衛生法の一部を改正する法律案(厚生労働委員提出)(衆第四四号)	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(谷津義男君外七名提出)(衆第四五号)	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日委員長から次の報告書が提出された。	公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一〇一号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。	一般戦災傷病者の実態調査に関する質問主意書(大脇雅子君提出)(第三七号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	公務職場における臨時・非常勤職員等の実情に関する質問主意書(大脇雅子君提出)(第三二号)	納税者の権利利益の保護のための国税通則法の改正に関する質問主意書(齋藤勤君提出)(第三三三号)
給与所得者の納税制度の見直しに関する質問主意書(齋藤勤君提出)(第三四号)	固定資産税の安定確保に関する質問主意書(齋藤勤君提出)(第三五号)	メロックス社製MOX燃料について東京電力の行った製造確認試験及び製造実績調査に関する	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
質問主意書(福島瑞穂君提出)(第三六号)	昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	辞任	吉岡 吉典君
総務委員	辞任	田嶋 陽子君	補欠	筆坂 秀世君
法務委員	辞任	辻 泰弘君	補欠	内藤 正光君
外交防衛委員	辞任	福島 瑞穂君	補欠	田嶋 陽子君
財政金融委員	辞任	畑野 君枝君	補欠	吉岡 吉典君
文教科学委員	辞任	大塚 耕平君	補欠	今泉 昭君
厚生労働委員	辞任	今泉 昭君	補欠	小林 元君
辞任	筆坂 秀世君	畑野 君枝君	補欠	大塚 耕平君
辞任	小林 元君	大塚 耕平君	補欠	大塚 耕平君
谷 博之君	内藤 正光君	辻 泰弘君	今井 澄君	松山 政司君
農林水産委員	辞任	片山虎之助君	補欠	榎葉賀津也君
経済産業委員	辞任	直嶋 正行君	補欠	小泉 顕雄君
環境委員	辞任	松田 岩夫君	補欠	片山虎之助君
環境委員	辞任	松山 政司君	補欠	直嶋 正行君
環境委員	辞任	榎葉賀津也君	補欠	緒方 靖夫君
環境委員	辞任	池田 幹幸君	補欠	緒方 靖夫君
環境委員	辞任	小泉 顕雄君	補欠	松田 岩夫君
環境委員	辞任	今井 澄君	補欠	谷 博之君
環境委員	辞任	高嶋 良充君	補欠	山根 隆治君
環境委員	辞任	中島 啓雄君	補欠	中島 眞人君
環境委員	辞任	仲道 俊哉君	補欠	金田 勝年君
環境委員	辞任	川橋 幸子君	補欠	山下八洲夫君
環境委員	畑野 君枝君	八田ひろ子君	八田ひろ子君	八田ひろ子君

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その一) 議長の報告事項 投票者氏名

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事 高嶋 良充君 (伊藤基隆君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号)

食品衛生法の一部を改正する法律案(衆第四四号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日委員長から次の報告書が提出された。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)審査報告書

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(衆第三〇号)審査報告書

日本郵政公社法案(閣法第九二号)審査報告書

日本郵政公社法施行法案(閣法第九五号)審査報告書

民間事業者による信書の送達に関する法律案(閣法第九三号)審査報告書

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行

行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の政省令制定に関する質問主意書

(福島瑞穂君提出)(第三八号)

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投票者氏名

日程第一 アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一三六名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 魚住 汎英君

小野 清子君	尾辻 秀久君	中原 爽君	仲道 俊哉君
大島 慶久君	大仁田 厚君	西田 吉宏君	西銘順志郎君
大野つや子君	太田 豊秋君	野上浩太郎君	野沢 太三君
加治屋義人君	加藤 紀文君	野間 起君	南野知恵子君
加納 時男君	狩野 安君	橋本 聖子君	服部三男雄君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	林 芳正君	日出 英輔君
片山虎之助君	金田 勝年君	福島啓史郎君	藤井 基之君
亀井 郁夫君	河本 英典君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
木村 仁君	岸 宏一君	舛添 要一君	松谷蒼一郎君
北岡 秀二君	久世 公堯君	松村 龍二君	松山 政司君
久野 恒一君	沓掛 哲男君	三浦 一水君	溝手 顯正君
国井 正幸君	小泉 顯雄君	宮崎 秀樹君	森下 博之君
小齊平敏文君	小林 温君	森田 次夫君	森元 恒雄君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	森山 裕君	矢野 哲朗君
近藤 剛君	佐々木知子君	山内 俊夫君	山崎 力君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	山崎 正昭君	山下 英利君
斉藤 滋宣君	斎藤 十朗君	山下 善彦君	山本 一太君
桜井 新君	山東 昭子君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
清水嘉与子君	清水 達雄君	若林 正俊君	脇 雅史君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	池口 修次君	今井 澄君
田浦 直君	田村 公平君	今泉 昭君	岩本 司君
伊達 忠一君	竹山 裕君	海野 徹君	江田 五月君
武見 敬三君	谷川 秀善君	江本 孟紀君	小川 勝也君
常田 享詳君	鶴保 庸介君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
中川 義雄君	中島 啓雄君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
中島 眞人君	中曾根弘文君	神本美恵子君	川橋 幸子君

木俣 佳丈君	北澤 俊美君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君
郡司 彰君	小林 元君	浜四津敏子君	日笠 勝之君
小宮山洋子君	興石 東君	弘友 和夫君	福本 潤一君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	松 あきら君	森本 晃司君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君	山口那津男君	山下 栄一君
櫻井 充君	榎葉實津也君	山本 香苗君	山本 保君
鈴木 寛君	高嶋 良充君	渡辺 孝男君	井上 哲士君
高橋 千秋君	谷 博之君	井上 美代君	池田 幹幸君
谷林 正昭君	千葉 景子君	市田 忠義君	岩佐 惠美君
ツルシ マルセイ君	辻 泰弘君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
角田 義一君	内藤 正光君	紙 智子君	小池 晃君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	小泉 親司君	大門実紀史君
長谷川 清君	平田 健二君	富樫 練三君	西山登紀子君
広中和歌子君	福山 哲郎君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
藤井 俊男君	藤原 正司君	林 紀子君	筆坂 秀世君
堀 利和君	本田 良一君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君
松井 孝治君	円 より子君	吉川 春子君	岩本 莊太君
峰崎 直樹君	築瀬 進君	大江 康弘君	島袋 宗康君
柳田 稔君	山下八洲夫君	田名部匡省君	田村 秀昭君
山根 隆治君	山本 孝史君	高橋紀世子君	西岡 武夫君
和田ひろ子君	若林 秀樹君	西川きよし君	平野 貞夫君
薬科 満治君	荒木 清寛君	平野 達男君	広野ただし君
魚住裕一郎君	加藤 修一君	松岡満壽男君	森 ゆうこ君
風間 昶君	草川 昭三君	山本 正和君	渡辺 秀央君
木庭健太郎君	沢 たまき君	大淵 絹子君	大脇 雅子君
白浜 一良君	高野 博師君	大田 昌秀君	田嶋 陽子君
続 訓弘君	鶴岡 洋君	福島 瑞穂君	又市 征治君

遠山 清彦君	浜田卓二郎君	黒岩 宇洋君	椎名 素夫君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	中村 敦夫君	本岡 昭次君
弘友 和夫君	福本 潤一君		
松 あきら君	森本 晃司君		
山口那津男君	山下 栄一君		
山本 香苗君	山本 保君		
渡辺 孝男君	井上 哲士君		
井上 美代君	池田 幹幸君		
市田 忠義君	岩佐 惠美君		
緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
紙 智子君	小池 晃君		
小泉 親司君	大門実紀史君		
富樫 練三君	西山登紀子君		
畑野 君枝君	八田ひろ子君		
林 紀子君	筆坂 秀世君		
宮本 岳志君	吉岡 吉典君		
吉川 春子君	岩本 莊太君		
大江 康弘君	島袋 宗康君		
田名部匡省君	田村 秀昭君		
高橋紀世子君	西岡 武夫君		
西川きよし君	平野 貞夫君		
平野 達男君	広野ただし君		
松岡満壽男君	森 ゆうこ君		
山本 正和君	渡辺 秀央君		
大淵 絹子君	大脇 雅子君		
大田 昌秀君	田嶋 陽子君		
福島 瑞穂君	又市 征治君		

黒岩 宇洋君	椎名 素夫君	小斎平敏文君	小林 温君
中村 敦夫君	本岡 昭次君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君
		近藤 剛君	佐々木知子君
		佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
		齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
		桜井 新君	山東 昭子君
		清水嘉子子君	清水 達雄君
		陣内 孝雄君	鈴木 政二君
		世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
		田浦 直君	田村 公平君
		伊達 忠一君	竹山 裕君
		武見 敬三君	谷川 秀善君
		常田 享詳君	鶴保 庸介君
		中川 義雄君	中島 啓雄君
		中島 眞人君	中曾根弘文君
		中原 爽君	仲道 俊哉君
		西田 吉宏君	西銘順志郎君
		野上浩太郎君	野沢 太三君
		野間 赳君	南野知恵子君
		橋本 聖子君	服部三男雄君
		林 芳正君	日出 英輔君
		福島啓史郎君	藤井 基之君
		保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
		舩添 要一君	松谷蒼一郎君
		松村 龍二君	松山 政司君
		三浦 一水君	溝手 顕正君
		宮崎 秀樹君	森下 博之君

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その一) 投票者氏名

森田 次夫君	森元 恒雄君	長谷川 清君	平田 健二君	本岡 昭次君	市川 一朗君	入澤 肇君
森山 裕君	矢野 哲朗君	広中和歌子君	福山 哲郎君		岩井 國臣君	岩城 光英君
山内 俊夫君	山崎 力君	藤井 俊男君	藤原 正司君		岩永 浩美君	上杉 光弘君
山崎 正昭君	山下 英利君	堀 利和君	本田 良一君		上野 公成君	魚住 汎英君
山下 善彦君	山本 一太君	松井 孝治君	円 より子君		小野 清子君	尾辻 秀久君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	峰崎 直樹君	築瀬 進君		大島 慶久君	大仁田 厚君
若林 正俊君	脇 雅史君	柳田 稔君	山下八洲夫君		大野つや子君	太田 豊秋君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	山根 隆治君	山本 孝史君		加治屋義人君	加藤 紀文君
池口 修次君	今井 澄君	和田ひろ子君	若林 秀樹君		小池 晃君	小泉 親司君
今泉 昭君	岩本 司君	薬科 満治君	荒木 清寛君		大門実紀史君	富樫 練三君
海野 徹君	江田 五月君	魚住裕一郎君	加藤 修一君		西山登紀子君	畑野 君枝君
江本 孟紀君	小川 勝也君	風間 昶君	草川 昭三君		八田ひろ子君	林 紀子君
小川 敏夫君	大塚 耕平君	木庭健太郎君	沢 たまき君		筆坂 秀世君	宮本 岳志君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	白浜 一良君	高野 博師君		吉岡 吉典君	吉川 春子君
神本美恵子君	川橋 幸子君	続 訓弘君	鶴岡 洋君		大江 康弘君	田名部匡省君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	遠山 清彦君	浜田卓二郎君		田村 秀昭君	西岡 武夫君
郡司 彰君	小林 元君	浜四津敏子君	日笠 勝之君		西川きよし君	平野 貞夫君
小宮山洋子君	奥石 東君	弘友 和夫君	福本 潤一君		平野 達男君	広野ただし君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	松 あきら君	森本 晃司君		松岡満壽男君	森 ゆうこ君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	山口那津男君	山下 栄一君		山本 正和君	渡辺 秀央君
櫻井 充君	榎葉賀津也君	山本 香苗君	山本 保君			
鈴木 寛君	高嶋 良充君	渡辺 孝男君	岩本 莊太君			
高橋 千秋君	谷 博之君	島袋 宗康君	高橋紀世子君			
谷林 正昭君	千葉 景子君	大淵 絹子君	大脇 雅子君			
ツルシマルチ君	辻 泰弘君	大田 昌秀君	田嶋 陽子君			
角田 義一君	内藤 正光君	又市 征治君	黒岩 宇洋君			
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	椎名 素夫君	中村 敦夫君			

反対者氏名

三三名

賛成者氏名

一三三名

日程第三 入札談合等関与行為の排除及び防止に
関する法律案(衆議院提出)

市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
加治屋義人君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
金田 勝年君	亀井 郁夫君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
小泉 顯雄君	小斉平敏文君
小林 温君	後藤 博子君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
斎藤 十朗君	桜井 新君
山東 昭子君	清水嘉与子君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田浦 直君
田村 公平君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君

谷川 秀善君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	橋本 聖子君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	福島啓史郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森元 恒雄君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	池口 修次君
今井 澄君	今泉 昭君
岩本 司君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君

小川 勝也君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	神本美恵子君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	ソルシマルティ君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円より子君	峰崎 直樹君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君

草川 昭三君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	続 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	岩本 莊太君
大江 康弘君	島袋 宗康君
田村 秀昭君	高橋紀世子君
西岡 武夫君	西川きよし君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大淵 絹子君

反対者氏名

大脇 雅子君	大田 昌秀君
田嶋 陽子君	福島 瑞穂君
又市 征治君	黒岩 宇洋君
椎名 素夫君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

○名

日程第四 日本郵政公社法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 日本郵政公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一四二名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大島 慶久君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
扇 千景君	加治屋義人君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君

林 芳正君	橋本 聖子君	野間 赳君	野上浩太郎君	西田 吉宏君	中原 爽君	中島 眞人君	中川 義雄君	常田 享詳君	武見 敬三君	伊達 忠一君	田浦 直君	世耕 弘成君	陣内 孝雄君	清水嘉与子君	桜井 新君	斎藤 滋宣君	佐藤 昭郎君	近藤 剛君	後藤 博子君	小斉平敏文君	国井 正幸君	久野 恒一君	北岡 秀二君	木村 仁君	亀井 郁夫君	柏村 武昭君	
日出 英輔君	服部三男雄君	南野知恵子君	野沢 太三君	西銘順志郎君	仲道 俊哉君	中曾根弘文君	中島 啓雄君	鶴保 庸介君	谷川 秀善君	竹山 裕君	田村 公平君	関谷 勝嗣君	鈴木 政二君	清水 達雄君	山東 昭子君	斎藤 十朗君	佐藤 泰三君	佐々木知子君	鴻池 祥肇君	小林 温君	小泉 顯雄君	沓掛 哲男君	久世 公堯君	岸 宏一君	河本 英典君	金田 勝年君	
松岡満壽男君	岩本 莊太君	山本 保君	山下 栄一君	森本 晃司君	福本 潤一君	日笠 勝之君	浜田卓二郎君	鶴岡 洋君	高野 博師君	沢 たまき君	草川 昭三君	加藤 修一君	荒木 清寛君	若林 正俊君	吉田 博美君	山下 善彦君	山崎 正昭君	山内 俊夫君	森山 裕君	森田 次夫君	宮崎 秀樹君	三浦 一水君	松村 龍二君	舛添 要一君	保坂 三蔵君	福島啓史郎君	
山本 正和君	西川きよし君	渡辺 孝男君	山本 香苗君	山口那津男君	松 あきら君	弘友 和夫君	浜四津敏子君	遠山 清彦君	続 訓弘君	白浜 一良君	木庭健太郎君	風間 昶君	魚住裕一郎君	脇 雅史君	吉村剛太郎君	山本 一太君	山下 英利君	山崎 力君	矢野 哲朗君	森元 恒雄君	森下 博之君	溝手 顯正君	松山 政司君	松谷蒼一郎君	真鍋 賢二君	藤井 基之君	
反対者氏名																											
藤井 俊男君	広中和歌子君	長谷川 清君	直嶋 正行君	角田 義一君	ツルシマルテ君	谷林 正昭君	高橋 千秋君	鈴木 寛君	櫻井 充君	佐藤 道夫君	奥石 東君	小林 元君	北澤 俊美君	神本美恵子君	岡崎トミ子君	小川 敏夫君	江本 孟紀君	海野 徹君	今泉 昭君	池口 修次君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	又市 征治君	田嶋 陽子君	大脇 雅子君	大淵 絹子君	大淵 絹子君
藤原 正司君	福山 哲郎君	平田 健二君	羽田雄一郎君	内藤 正光君	辻 泰弘君	千葉 景子君	谷 博之君	高嶋 良充君	榛葉賀津也君	齋藤 勤君	佐藤 泰介君	小宮山洋子君	郡司 彰君	木俣 佳文君	勝木 健司君	大塚 耕平君	小川 勝也君	江田 五月君	岩本 司君	今井 澄君	朝日 俊弘君	又市 征治君	田嶋 陽子君	大脇 雅子君	大淵 絹子君	大淵 絹子君	大淵 絹子君
九二名																											
中村 敦夫君	黒岩 宇洋君	森 ゆうこ君	平野 達男君	西岡 武夫君	田村 秀昭君	島袋 宗康君	吉川 春子君	宮本 岳志君	林 紀子君	畑野 君枝君	富樫 練三君	小泉 親司君	紙 智子君	緒方 靖夫君	市田 忠義君	井上 美代君	葺科 満治君	和田ひろ子君	山根 隆治君	柳田 稔君	峰崎 直樹君	松井 孝治君	堀 利和君	本田 良一君	円 より子君	篠瀬 進君	山下八洲夫君
日程第六 民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)																											

日程第七 民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三四名

阿南 一成君	阿部 正俊君	清水嘉与子君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	陣内 孝雄君	齊藤 滋宣君	齋藤 十朗君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	世耕 弘成君	桜井 新君	山東 昭子君
有村 治子君	泉 信也君	田浦 直君	清水 達雄君	清水 達雄君
市川 一朗君	入澤 肇君	伊達 忠一君	鈴木 政二君	鈴木 政二君
岩井 國臣君	岩城 光英君	武見 敬三君	関谷 勝嗣君	関谷 勝嗣君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	常田 享詳君	田村 公平君	田村 公平君
上野 公成君	魚住 汎英君	中川 義雄君	竹山 裕君	竹山 裕君
小野 清子君	尾辻 秀久君	中島 眞人君	谷川 秀善君	谷川 秀善君
大島 慶久君	大仁田 厚君	中原 爽君	中島 啓雄君	中島 啓雄君
大野つや子君	太田 豊秋君	野上浩太郎君	中曾根弘文君	中曾根弘文君
扇 千景君	加治屋義人君	野上浩太郎君	仲道 俊哉君	仲道 俊哉君
加藤 紀文君	加納 時男君	野間 起君	西銘順志郎君	西銘順志郎君
狩野 安君	景山俊太郎君	橋本 聖子君	野沢 太三君	野沢 太三君
柏村 武昭君	金田 勝年君	林 芳正君	服部三男雄君	服部三男雄君
亀井 郁夫君	河本 英典君	福島啓史郎君	日出 英輔君	日出 英輔君
木村 仁君	岸 宏一君	保坂 三蔵君	藤井 基之君	藤井 基之君
北岡 秀二君	久世 公堯君	舩添 要一君	真鍋 賢二君	真鍋 賢二君
久野 恒一君	沓掛 哲男君	松村 龍二君	松谷蒼一郎君	松谷蒼一郎君
国井 正幸君	小泉 顯雄君	三浦 一水君	松山 政司君	松山 政司君
小斉平敏文君	小林 温君	宮崎 秀樹君	溝手 顯正君	溝手 顯正君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	森田 次夫君	森下 博之君	森下 博之君
近藤 剛君	佐々木知子君	森山 裕君	森元 恒雄君	森元 恒雄君
		山内 俊夫君	矢野 哲朗君	矢野 哲朗君
			山崎 力君	山崎 力君

反対者氏名

一〇一名

浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	北澤 俊美君	郡司 彰君
池口 修次君	今井 澄君	小林 元君	小宮山洋子君
今泉 昭君	岩本 司君	奥石 東君	佐藤 泰介君
海野 徹君	江田 五月君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
江本 孟紀君	小川 勝也君	齋藤 勤君	櫻井 充君
小川 敏夫君	大塚 耕平君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
神本美恵子君	木俣 佳文君	谷 博之君	谷林 正昭君
		千葉 景子君	谷シズ子君
		辻 泰弘君	角田 義一君
		内藤 正光君	直嶋 正行君
		羽田雄一郎君	長谷川 清君
		平田 健二君	広中和歌子君
		福山 哲郎君	藤井 俊男君
		藤原 正司君	堀 利和君
		本田 良一君	松井 孝治君
		円 より子君	峰崎 直樹君
		篠瀬 進君	柳田 稔君
		山下八洲夫君	山根 隆治君
		山本 孝史君	和田ひろ子君
		若林 秀樹君	薬科 満治君
		井上 哲士君	井上 美代君
		池田 幹幸君	市田 忠義君
		岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
		大沢 辰美君	紙 智子君
		小池 晃君	小泉 親司君
		大門実紀史君	富樫 練三君

西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 大江 康弘君 田名部匡省君 高橋紀世子君 平野 貞夫君 広野ただし君 森 ゆうこ君 渡辺 秀央君 大脇 雅子君 田嶋 陽子君 又市 征治君 椎名 素夫君 本岡 昭次君	畑野 君枝君 林 紀子君 宮本 岳志君 吉川 春子君 島袋 宗康君 田村 秀昭君 西岡 武夫君 平野 達男君 松岡満壽男君 山本 正和君 大淵 絹子君 大田 昌秀君 福島 瑞穂君 黒岩 宇洋君 中村 敦夫君	都道環状六号線拡幅事業及び首都高速道路中央環状新宿線建設事業に関する質問主意書 東京都道環状六号線を現在の二十二メートルから四十メートルに拡幅する事業(豊島区高松、渋谷区松濤)及びその地下に首都高速道路中央環状新宿線を建設する事業(豊島区高松、目黒区青葉台)について、事業地周辺住民から環境悪化への強い懸念が示されている。 したがって、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。 一、都市計画法の基本理念には「健康で文化的な都市生活を確保すべきこと」と定められており、たとえ公共事業であっても、事業地周辺住民に対し環境悪化の受忍を強要することは、できる限り避けなければならないと考えるが、どうか。 二、公共事業において、住民等が代替案や意見を示している場合、事業者は、いたずらに反論し事業の正当性を主張するのではなく、真摯に耳を傾け、誠実に検討し、必ず回答を示して、丁寧に説明すべきであると考え、どうか。 三、公共事業において事業地周辺の環境悪化を避けるため、事業地周辺の環境保全を法令に明記すべきであると考え、どうか。	四、東京の都市計画は、一九四七年の戦災復興計画にその基本を置いており、およそ五年ごとに行われる都市計画の見直しの際にもそれをそのまま継続してきたという経緯があり、時代に適合していないことは明白である。政府が都市再生を重要課題と位置付けるならば、東京の都市計画について、環境保全を求める時代の要請に合わせた抜本的な見直しは、避けて通れない課題であると考え、どうか。 五、東京の都市計画の中でも、道路については完成率がいまだに半分程度と極めて低く、それらを計画のまま残して事業化の先送りを続けている。政府が都市再生を重要課題と位置付けるならば、東京の道路に関する計画について、環境保全を求める時代の要請に合わせた抜本的な見直しは、特に避けて通れない課題であると考え、どうか。 六、都道環状六号線の拡幅について、本年二月、従来六車線とされていたものが、四車線へと変更することになった。以前の計画である六車線の場合、環境保全上どのような問題点があったのか。また、六車線化で想定されていた環境保全上の問題は、四車線化の場合、どのような変わるのか。それぞれ具体的に示されたい。 七、環境影響評価等において大気汚染等を調べる際には、実験室内の実験ではないので、平坦な地形を想定するのではなく、土地の起伏や街並	みなど現実の地形に即してシミュレーション等がなされるべきであると考え、どうか。 八、首都高速道路中央環状新宿線は、拡幅された都道環状六号線の地下に建設され、排気ガスは換気塔から排出される。そのため、換気塔周辺では高濃度の汚染物質にさらされる恐れがある。事業地周辺住民が民間調査機関に依頼した調査においても、実際の地形に即したシミュレーションを行った結果、住民の懸念を裏付ける結論が示されたと聞く。一方、本件の環境影響評価書は、平坦な地形という想定でシミュレーションがなされ、住民の懸念は当たらないとされている。よって、住民の懸念を払拭するためには、実際の地形に即して環境影響評価をやり直し、事業内容を見直す必要があると考えるが、どうか。 九、一九九〇年八月、環境庁長官は首都高速道路中央環状新宿線の環境影響評価書案に対する意見として、「本件事業計画地域の大气汚染の現状に鑑み、脱硝装置に関する調査研究を進め、その成果を踏まえて換気塔における脱硝装置等汚染物質の除去装置の導入を図る必要がある」と述べている。この環境庁長官意見を踏まえた「脱硝装置に関する調査研究」について、進捗状況を具体的に示されたい。また、環境庁長官意見を実現するため、政府は早急に適切な対処をすべきであると考え、どうか。
--	--	---	---	--

参議院議長 倉田 寛之殿

中村 敦夫

平成十四年六月十四日

都道環状六号線拡幅事業及び首都高速道路中央環状新宿線建設事業に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

十、環境庁長官意見の出された一九九〇年当時では想定できなかったが、現在、換気塔によらない排気ガス浄化装置がほぼ実用化されている。

これは大気を厚さ四十センチメートルほどの土壌層を通過させるだけで大部分の有害物質を除くことができる極めて優れた装置である。これに対し、東京都や首都高速道路公団は旧来の機械式脱硝装置にこだわって開発を進めている。だが、機械式脱硝装置では基本的には窒素酸化物と目に見える程度の塵を除去することしかできず、最も有害なディーゼル排気ガス中の浮遊粒子状物質には効果がないことは明らかである。その上、建設費用、運転費用及び維持管理費用が膨大なものとなると考えられている。一方、土壌式ではトンネル内の換気に使った大気を、換気塔からではなく土壌を通して排出するだけであるため、運転費用は無処理の場合と変わらず、維持管理も極めて容易である。

東京都や首都高速道路公団は、土壌大気浄化システムでは広い面積が必要、大雨の対策が必要など様々な理由を付けて拒否し続けているが、いずれも解決可能な問題であり、事業地周辺住民はこの装置による代替案を示している。よって、本件道路への土壌大気浄化装置の導入を積極的に検討すべきであると考えるが、どうか。右質問する。

平成十四年七月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出都道環状六号線拡幅事業及び首都高速道路中央環状新宿線建設事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出都道環状六号線拡幅事業及び首都高速道路中央環状新宿線建設事業に関する質問に対する答弁書

一について

公共事業については、従来から、周辺の環境保全等について配慮しつつ実施してきたところであり、今後とも、適切に実施してまいりたい。

二について

公共事業については、従来から、可能な限り、関係地方公共団体、関係住民等の意向の把握に努めるとともに、これらの者にその必要性等を説明してきたところであり、今後とも、これらの者の理解が得られるよう努めてまいりたい。

三について

公共事業については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)に基づき、環境影響評価を適切に実施し、その結果を当該公共事業に係る環境保全のための措置等に反映させていると

ころである。また、一について述べたとおり、環境保全等に配慮しつつ公共事業を実施しているところである。したがって、お尋ねのような法令上の明記を新たに行うことは考えていない。

四について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項では、都道府県又は市町村は、都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、都市計画を変更しなければならないこととされている。東京都の都市計画についても、環境保全等の要請を踏まえ、適宜見直しが行われてきたと承知しており、今後とも、環境保全等に配慮しつつ、適切に都市計画の見直しが行われるものと考えている。

五について

東京都の道路に関する都市計画についても、四について述べたとおりであると考えている。

六について

東京都に聞いたところ、東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線の渋谷区松濤二丁目から豊島区要町二丁目までの区間を四車線から六車線に拡幅する事業については、東京都環境影響評価条例(昭和五十五年条例第九十八号)に基づき環境影響評価を実施していなかったが、本年二月に当該区間を六車線から四車線に計画を

変更したことによって、歩行者に配慮した道路のバリアフリー化、全線にわたる自転車道の設置及び緑豊かな沿道環境の整備を実現することができるとのことである。

七について

環境影響評価における大気汚染の予測においては、一般的な予測方法である拡散式を基に、地域特性等を考慮した係数の設定を行い適切に実施しているところであるが、お尋ねのような予測方法についてはいまだ確立されておらず、その確立が望ましいと考えている。なお、独立行政法人国立環境研究所において、平成十三年度から、市街地における大気汚染濃度の予測方法に関する研究が行われているほか、国立大学等においても、同様の研究が行われているところであると承知している。

八について

首都高速道路中央環状新宿線の環境影響評価については、東京都において、「環境影響評価の実施について(昭和五十九年八月二十八日閣議決定)」、「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について(昭和六十年九月二十六日付け建設事務次官通達)」、東京都環境影響評価条例及び「東京都環境影響評価技術指針(昭和六十二年告示第八百三十五号)」に基づき平成二年度及び平成四年度に行われており、大気汚染の予測については、これらに定め

られた予測方法である拡散式を基に、地域特性等を考慮した係数の設定を行い適切に実施したと承知しており、事業内容の見直しは必要ないと考えている。

九について

御指摘の環境庁長官の意見を受けて、トンネルの換気所の機械式脱硝装置については、国土交通省所管の財団法人道路環境研究所が設置した「大都市圏の窒素酸化物に関する調査委員会」において、平成二年度から平成六年度までの間、脱硝技術がトンネルの換気所に適用可能かどうかについての検討やその技術的課題についての整理が行われ、その結果、安全性、耐久性、騒音、振動等の課題を解決するためには、実際の装置により近い規模での実験を行うことが必要であるとの報告書が取りまとめられた。この報告書を受けて、国土交通省、日本道路公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団においては、平成九年二月から平成十年十二月までの間、実際の装置により近い規模での実験を行い、脱硝性能、安全性、安定性等を確認し、さらに、その結果を踏まえ、本年四月からは、実用化につながる開発目標を設定し、省スペース化、省エネルギー化及びコスト削減を図るための実験を行っているところである。

十について

汚染された大気を土壌により浄化する大気浄

化技術については、現在、国土交通省、首都高速道路公団及び東京都において、東京都板橋区の大和町交差点で実験を実施しているところである。これまでの実験結果では、当該技術を用いたトンネルの換気所に適用する場合、換気量に対して土壌そのものの浄化能力が小さく、大きな面積が必要になること等が判明している。したがって、首都高速道路中央環状新宿線の換気所に当該技術を適用することは、当該換気所の周辺において市街化が進展し、地下の道路占用物件が多く、更なる用地の確保が難しいこと等から、現実的ではないと考えている。

平成十三年度国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成十四年六月十九日

参議院議長 倉田 寛之殿
山本 孝史

平成十三年度国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する質問主意書

公益法人は、行政府にも営利法人にもなじまないものの、広く社会全般の利益に資する活動を展開するために、社会に不可欠な法人として設立さ

れているものである。その性格から、主務官庁制にて設立許可並びに指導監督され、税制優遇措置がなされるなどの特徴がある。その一方で、「公益」に見合う活動をしていると言い難い事業を行っている法人もあり、「公益」や「非営利」という共通の基盤で活動を行っている特定非営利活動法人と比べて不公平との指摘がある。公益法人制度全体の見直し議論が本年度中の大綱作成に向けて進行中ではあるが、公益法人制度のあるべき姿を検討するため、総務省がとりまとめた「平成十三年度国所管公益法人に対する立入検査の実施結果」(以下「立入検査」という。)に関して質問する。

一、立入検査において「改善すべき点があった」と指摘された法人(以下「要改善法人」という。)について、以下の諸点を明らかにされたい。

1 「要改善法人」の中に、「特定公益増進法人」の認定を受けている法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

2 「要改善法人」の中に、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成十四年三月二十九日閣議決定)において、具体的措置を講ずる対象となっている法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

3 「要改善法人」の中に、総務省の「平成十三年度公益法人に関する年次報告」(以下「年次報告」という。)の「資料48 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数」において、「二〇〇〇万円以上」に該当している法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

4 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料49 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数」において、「二〇〇〇万円以上」に該当している法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

5 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料56 事業費の総支出に占める割合別法人数」において、「一〇〇%超」に該当している法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

6 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料57 管理費の総支出に占める割合別法人数」において、「一〇〇%超」に該当している法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所

管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされた

7 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料

60 指導監督上の収益事業費の総支出に占める割合別法人数」において、「一〇〇%超」に該当している法人はあるか。ある場合は、

①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

8 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料

67 内部留保の水準別法人数」において、「一〇〇%以上」に該当している法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、

③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

9 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料

69 株式会社数別法人数」において、「五〇社以上」に該当している法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

10 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料

84 一〇億円以上の補助金を受けた国所管公益法人」とされた法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ

明らかにされたい。

11 「要改善法人」の中に、「年次報告」の「資料

85 一〇億円以上の委託費を受けた国所管公益法人」とされた法人はあるか。ある場合は、①法人名、②所管省庁名、③改善すべきとされた指摘事項の具体的内容につきそれぞれ明らかにされたい。

二、本立入検査が行われた三三三三法人のうち、「改善すべき点があった法人」は総数で二三八法人に上った。この調査結果に対しての政府としての認識を示されたい。

三、「公益法人の指導監督体制の充実等について」(公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議申合せ)では、平成十五年までの間にすべての国所管公益法人について立入検査を実施することとされているが、今回の検査では、所管公益法人数に対する立入検査実施率が、三・八%(金融庁)から九八・一%(警察庁)と各省庁間で大きく開いたのはなぜか。第一回目の調査結果において約三分の一の法人に「改善すべき点があった」ことが明らかになった以上、早急に国所管全公益法人において立入検査がなされるべきではないか。また、国所管の公益法人は全公益法人の三分の一であり、残りは地方所管の公益法人となるが、それらに対しても立入検査を早急に実施すべきではないか。政府としての見解を示されたい。

右質問する。

平成十四年七月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員山本孝史君提出平成十三年国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本孝史君提出平成十三年国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する質問に対する答弁書

一の1から6までについて

お尋ねの事項は、それぞれ別表第一から別表第六までのとおりである。

一の7について

お尋ねの事項に該当する公益法人はない。

一の8から11までについて

お尋ねの事項は、それぞれ別表第七から別表第十までのとおりである。

二について

民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十七条第三項の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)により改善すべき点があることが判明した公益法人に対しては、各府省庁が個別具体的な事案に即して、改善のための適切な指導監督を行っているところであり、こうした取

組を通じて公益法人の適正な業務運営が図られるものと考え。

三について

「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成十三年二月九日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「申合せ」という。)においては、各府省庁は、その所管する公益法人に対する立入検査を少なくとも三年に一回実施するよう実施計画を策定し、計画的に立入検査を実施することとしている。

これに基づき策定された各府省庁の立入検査の実施計画で定められた立入検査の頻度には差異があり、このことが、各府省庁間の立入検査の実施率が異なった主な原因であると考えられる。また、立入検査の実施率が極端に低い府省庁においては、その所管するすべての公益法人に対する立入検査を三年間で実施することとしているものの、初年度の立入検査の実施に関する取組が必ずしも十分でない面があったものと考えられる。

各府省庁においては、平成十四年度以降もその所管する公益法人に対する適切な指導監督のため、各々の実施計画に沿った立入検査を着実に実施していくこととしている。

また、都道府県が所管する公益法人についても、申合せにおいて執るべきこととされている措置と同様の措置が講ぜられるよう各都道府県に対し要請したところである。

別表第一 一の1のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	伊藤忠記念財団	内閣府	資産運用規程が整備されていない。
財	世界平和研究所	内閣府、 防衛庁、 外務省、 財務省、 経済産業省	役員報酬規程が整備されていない。
社	日本リサーチ総合研究所	内閣府、 経済産業省	以下の事項について、財務に関する書類に注記されていない。 ・収支予算書における「借入金限度額」 ・収支計算書における「資金の範囲」及び「次期繰越収支差額の内容」
財	警察育英会	警察庁、 文部科学省	① 基本財産の管理運用が不適切である。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ③ 規程の整備が不十分である。
財	犯罪被害救援基金	警察庁、 文部科学省	① 基本財産の管理運用が不適切である。 ② 奨学金の支給に関し、適切でない部分がある。 ③ 規程の整備が不十分である。
財	麻薬・覚せい剤乱用防止センター	警察庁、 厚生労働省	① 一部の事業について、その実施に伴う委託先、発注先が一定の企業に集中している傾向が見られる。 ② 一般の閲覧に供される業務及び財務等に関する資料が一つのファイルにまとめられていない等、直ちに一般の閲覧に供される状態となっていない。 ③ ホームページで公開することとされている業務及び財務等に関する資料が一部欠落していたり、一部最新のものではない。 ④ 寄付元が一部固定化されている面が見られる。
社	日本経済研究センター	金融庁、 財務省、 文部科学省	① 役員報酬規程が整備されていない。 ② 経費処理が適切でない。
財	全国教諭師連盟	法務省	① 監事の選任について、評議員会で選任されていない。 ② 監事及び評議員の就任承諾書を取得していない。 ③ 内部留保の水準が高い。
財	日韓文化協会	法務省	基本財産として保有している外国債について債務不履行となるおそれがある。
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	緑の地球防衛基金	外務省、 農林水産省、 環境省	事務所に備え付けるべき書類の一部に不備がある。

財	日本システム開発研究所	財務省	閲覧資料が整備されていない。
財	三菱経済研究所	財務省、 文部科学省、 経済産業省	理事と評議員の兼職者が存在している。
財	政策科学研究所	財務省、 経済産業省	① 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ② 会費規程が整備されていない。
財	医学教育振興財団	文部科学省	正味財産増減計算書が指定の様式で作成されていない。
財	電気・電子情報学術振興財団	文部科学省	評議員の現在員数が寄附行為で定める定数を満たしていない。
財	ボーイスカウト日本連盟	文部科学省	収支予算書の変更(補正予算)について、文部科学省への届出を怠っている。
財	大阪科学技術センター	文部科学省、 経済産業省	① 議事録が適正に作成されていない。 ② 一般会計と特別会計の総括が適切でない。
財	名古屋産業科学研究所	文部科学省、 経済産業省	① 公印の保管、使用が不適切である。 ② 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。
社	日本海洋少年団連盟	文部科学省、 国土交通省	組織規程が整備されていない。
財	赤枝医学研究財団	厚生労働省	公印管理規程が整備されていない。
財	エイズ予防財団	厚生労働省	会長、副会長が選任されていない。
財	小野医学研究財団	厚生労働省	内部留保の水準が高い。
財	漢方医薬研究振興財団	厚生労働省	① 主たる事務所の移転に係る寄附行為の変更が行われていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 総勘定元帳が作成されていない。
社	銀鈴会	厚生労働省	内部規則が整備されていない。
財	佐川がん研究助成振興財団	厚生労働省	評議員の出席率が低い等評議員会の適正な運営が図られていない。
財	成長科学協会	厚生労働省	① 収益事業が区分経理されていない。 ② 固定資産台帳が作成されていない。
財	前立腺研究財団	厚生労働省	① 会計規程、公印管理規程が整備されていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 研究助成の課題選択基準が不明確である。
財	痛風研究会	厚生労働省	公印管理規程が整備されていない。

財	難病医学研究財団	厚生労働省	内部留保の水準が高い。
財	日本股関節研究振興財団	厚生労働省	① 公印管理規程が整備されていない。 ② 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。
社	日本臓器移植ネットワーク	厚生労働省	① 事務処理規程に基づかない処理があった。 ② 助成金交付規程に基づかない処理があった。
財	日本スポーツ治療医学研究会	厚生労働省	一部理事の就任承諾書が保管されていないために、適切に就任承諾されたか確認ができない。
社	日本WHO協会	厚生労働省	事務処理規程、会計規程、公印管理規程が整備されていない。
財	日本糖尿病財団	厚生労働省	助成金に係る研究成果が未提出の者がいる等規程を遵守していない。
財	日本二分脊椎・水頭症研究振興財団	厚生労働省	契約を行う場合、りん議決裁を行っていない。
財	日本農村医学研究会	厚生労働省	独立した事務所を設置していない。
社	ビタミン協会	厚生労働省	助成金と一般会計が区分されていない。
財	明治生命厚生事業団	厚生労働省	一部評議員の就任承諾書を取得していない。
財	浦上食品・食文化振興財団	農林水産省	理事会等の開催が寄附行為に規定する回数に満たない。
社	国際食糧農業協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	国際緑化推進センター	農林水産省	収支予算書に借入金限度額の記載の不備がある。
財	食品流通構造改善促進機構	農林水産省	常務理事の人数が寄附行為に規定する人数に満たない。
財	日本農林漁業振興会	農林水産省	インターネットによる公開体制の一部に不備がある。
財	山崎香辛料振興財団	農林水産省	内部留保の水準が高い。
財	イメージ情報科学研究所	経済産業省	公印の保管、使用が不適切である。
財	磁気健康科学研究振興財団	経済産業省	① 公印の保管、使用が不適切である。 ② 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。

財	東海産業技術振興財団	経済産業省	① 議事録が適正に作成されていない。 ② 事務処理及び職員に対する規則が整備されていない。 ③ 内部留保の水準が適切でない。
財	貿易研修センター	経済産業省	収支計算書の様式、区分が収支予算書に見合っていない。
財	飛鳥保存財団	国土交通省	① 積立預金の取崩しにより、収支予算を立てている。 ② 公印管理規程が整備されていない。
財	港湾空間高度化環境研究センター	国土交通省	基本財産の運用方針については注意を要する。
財	日本緑化センター	国土交通省、 農林水産省、 経済産業省	① 助成金に依存する傾向が見られる。 ② 資産の運用について注意が必要である。
財	大阪湾ベイエリア開発推進機構	国土交通省、 経済産業省	寄附行為に暫定予算、顧問の人数、帳簿の一部についての規定がない。
財	クリタ水・環境科学振興財団	環境省	寄附行為に定める事務局長及び職員の任免行為を適正に行っていない。
財	自然環境研究センター	環境省	退職手当の資金確保が不十分である。
財	地球・人間環境フォーラム	環境省	受託調査業務について現金出納簿、作業日誌等が整備されていない。
財	日本自然保護協会	環境省	内部留保の水準が高い。

(注) 本表には、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1項第2号及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第77条第1項第2号の規定で定められた公益法人も併せて掲載している。

別表第二 一の2のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
社	国際情勢研究会	内閣府	収入のほとんどを委託費に頼っている。
社	国民出版協会	内閣府	収入のほとんどを委託費に頼っている。
社	全国警備業協会	警察庁	会計処理規則が整備されていない。
財	麻薬・覚せい剤乱用防止センター	警察庁、 厚生労働省	① 一部の事業について、その実施に伴う委託先、発注先が一定の企業に集中している傾向が見られる。 ② 一般の閲覧に供される業務及び財務等に関する資料が一つのファイルにまとめられていない等、直ちに一般の閲覧に供される状態となっていない。 ③ ホームページで公開することとされている業務及び財務等に関する資料が一部欠落していたり、一部最新のものではない。 ④ 寄付元が一部固定化されている面が見られる。
財	空港保安事業センター	警察庁、 国土交通省	① 外国債の保有につき安全・確実な財産管理運用の観点から一部不適切である。 ② 航空会社の要請による監査は、適切な対価を確保していない。
財	日本防災協会	総務省	事業費が総支出額の2分の1に満たない。
財	日本情報処理開発協会	総務省、 経済産業省	補助金等に関する会計処理が一部不適切である。
財	国際研修協力機構	法務省、 外務省、 厚生労働省、 経済産業省、 国土交通省	国からの補助・委託事業の一部について、基準が不明確なものがある(厚生労働省所管事業)。
財	日本国際医療団	外務省、 厚生労働省	① 管理費の支出割合が高い。 ② 収支区分の整理がされていない。 ③ 情報公開が不十分である。 ④ 会費収入の増収努力が必要である。 ⑤ 計算書類の一部に記載の不備がある。
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
社	国際農林業協力協会	外務省、 農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。

財	日本容器包装リサイクル協会	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省	役員報酬規程が整備されていない。
財	電気・電子情報学術振興財団	文部科学省	評議員の現在員数が寄附行為で定める定数を満たしていない。
社	茨城労働基準協会連合会	厚生労働省	会計処理規程が整備されていない。
財	医療研修推進財団	厚生労働省	① 各種台帳及び帳簿類が整備されていない。 ② 会計処理体制が組織的に十分な状態になっていない。
財	医療保険業務研究協会	厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	エイズ予防財団	厚生労働省	会長、副会長が選任されていない。
社	大分県労働基準協会	厚生労働省	会計処理規程が整備されていない。
社	大阪溶接協会	厚生労働省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事務職員に関する労働者名簿等の整備がされていない。
社	太田労働基準協会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 専門部会運営規程が整備されていない。
社	奥能登総合労働基準協会	厚生労働省	理事の変更登記が行われていない。
財	介護労働安定センター	厚生労働省	① 理事及び評議員の定数の上限と下限の幅が過大である。 ② 計算書類に重要な会計方針等が注記されていない。
社	鹿児島県労働基準協会	厚生労働省	① 代議員の定数がいまいである。 ② 専務理事及び常務理事について役員選出の透明性が確保されていない。
社	春日部労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の上限と下限の差が7人以内となっていない。
社	神奈川労務安全衛生協会	厚生労働省	① 理事会の議事録に定款に定める理事の署名がない。 ② 新事務所の建設積立預金について、目的外の取崩しがある。
社	川越地区労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の上限と下限の差が6人以内となっていない。
社	行田地区労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の下限を定めていない。

社	京都南労働基準協会	厚生労働省	① 理事の登記が行われていない ② 会計処理規程が整備されていない。
財	勤労者リフレッシュ事業 振興財団	厚生労働省	特別会計の一部について、正味財産増減計算書を作成していない。
社	黒石地区労働基準協会	厚生労働省	① 監事の異動について遅滞なく届出をしていない。 ② 事業計画書等を3月以内に届出をしていない。
社	群馬労働基準協会連合会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 会計規程が整備されていない。
社	国際厚生事業団	厚生労働省	① 帳簿類が整備されていない。 ② 収支計算書総括表の記載が不的確である。
社	コマツクレーン教習セン ター	厚生労働省	① 会費に関する規程が整備されていない。 ② 理事会の議事録が作成されていない。 ③ 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	小松労働基準協会	厚生労働省	会館建設費積立金について事業目的の限定、取崩し手続が内部規程において明確に規定されていない。
社	埼玉労働基準協会連合会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の上限と下限の差が5人以内となっていない。
社	産業安全衛生協会	厚生労働省	① 総会の開催回数について、定款の規定どおり行っていない。 ② 会計処理規則が整備されていない。
社	産業安全技術協会	厚生労働省	収支予算書の変更について、厚生労働大臣へ届け出していない。
財	歯科医療研修振興財団	厚生労働省	同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。
社	静岡県労働基準協会連合 会	厚生労働省	① 役員就任承諾書に印鑑証明を添付していない。 ② 理事の変更登記を法定期間内に行っていない。 ③ 収支計算書の科目と収支予算・実績報告書の科目名が一致していない。 ④ 収支予算書の科目名が年度によって異なっているのに注記していない。
社	島根労働基準協会	厚生労働省	① 計算書類に重要な会計方針が注記されていない。 ② 各支部の収支予算項目が統一されていない。
社	下北地区労働基準協会	厚生労働省	① 資産総額の変更登記を行っていない。 ② 収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目について、その理由を備考欄に注記していない。
社	全国勤労青少年ホーム協 議会	厚生労働省	会計処理規則が整備されていない。

社	全国労働基準関係団体連 合会	厚生労働省	計算書類の注記部分を情報公開の開示対象としていない。
社	全国労働保険事務組合連 合会	厚生労働省	特別会計の一部について、正味財産増減計算書及び貸借対照表を作成していない。
社	総合経営管理協会	厚生労働省	① 登記簿の記載内容が実態に即したものとなっていない。 ② 正味財産増減計算書及び財産目録が作成されていない。
社	高崎労働基準協会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 専門部会運営規程が整備されていない。
社	秩父地区労働基準協会	厚生労働省	① 収支予算書、収支計算書の大科目区分が公益法人会計基 準の別表で示された区分となっていない。 ② 理事の定数の下限を定めていない。
社	中部労働技能教習セン ター	厚生労働省	① 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ② 旅費規程等が実態に合致していない。
社	東京ボイラー技士協会	厚生労働省	管理費が総支出額の2分の1を超えている。
社	徳島県労働基準協会連合 会	厚生労働省	① 情報公開に係る閲覧規則が整備されていない。 ② 会計処理規則が整備されていない。
社	栃木県労働基準協会連合 会	厚生労働省	事業経費処理における受託事業の会計区分が不明確である。
社	富山県労働基準協会	厚生労働省	① 指名競争契約で行うべき売買契約を随意契約で行って おり、会計処理規程どおりの処理が行われていない。 ② 公益法人会計基準に照らし、収支計算書、正味財産増減 計算書及び貸借対照表の内容に不備がある。
社	長崎県労働基準協会	厚生労働省	理事の変更登記を法定期間内に行っていない。
社	長野県労働基準協会連合 会	厚生労働省	就業規則が実態に合致していない。
社	奈良県労働基準協会	厚生労働省	① 会計処理の様式及び区分が適切でない。 ② 収支予算書総括表を作成していない。 ③ 内部留保の水準が高い。
社	日本クレーン協会	厚生労働省	収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目 について、その理由を備考欄に注記していない。
財	日本産業技能教習協会	厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	日本障害者スポーツ協会	厚生労働省	内部規則が整備されていない。
社	日本ボイラ協会	厚生労働省	内部留保の水準が高い。

社	日本ボイラ整備据付協会	厚生労働省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	日本薬業貿易協会	厚生労働省	① 同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。 ② 「取引に関するりん議及び決裁書類」及び「契約関係書類(契約書と見積書)」がない。
社	ボイラ・クレーン安全協会	厚生労働省	内部留保の水準が高い。
社	舞鶴労働基準協会	厚生労働省	① 理事の登記を行っていない。 ② 収支予算書に借入限度額等を注記していない。
社	前橋労働基準協会	厚生労働省	① 理事及び資産総額の変更登記を行っていない。 ② 専門部会運営規程が整備されていない。
社	宮崎労働基準協会	厚生労働省	会計処理規程が整備されていない。
社	山梨県労働基準協会連合会	厚生労働省	① 簿記の方法が単式簿記であり、複式簿記による仕訳等が適切に実施されていない。 ② 正味財産増減計算書及び財産目録が作成されておらず、収支計算書及び貸借対照表の内容が公益法人会計基準に合致していない。 ③ 運営基金について、積立及び運用に関する規程が整備されていない。
社	淀川労働基準協会	厚生労働省	① 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ② 内部留保の水準が高い。
財	労災ケアセンター	厚生労働省	寄附行為等に業務及び財務等に関する資料の一般閲覧に関する規定を設けていない。
財	労災年金福祉協会	厚生労働省	理事の定数の下限を定めていない。
財	労災保険情報センター	厚生労働省	理事の定数の上限と下限の幅が過大である。
財	労働安全衛生研修所	厚生労働省	① 理事の定数の上限と下限の差が5人以内となっていない。 ② 評議員会の位置付け等が不明である。
社	労働技能講習協会	厚生労働省	① 役員報酬規程が整備されていない。 ② 会計処理規則が整備されていない。
社	労務管理教育センター	厚生労働省	① 総会の開催時期について、定款の規定どおり行っていない。 ② 内部留保の水準が高い。
社	わたらせ技能講習センター	厚生労働省	一般会計と特別会計の総括表を適正に作成していない。

社	建設荷役車両安全技術協会	厚生労働省、 経済産業省	内部留保の水準が高い。
財	新日本検定協会	厚生労働省、 国土交通省	① 計算書類に対する注記が不十分である。 ② 公印管理規程が整備されていない。
社	日本海事検定協会	厚生労働省、 国土交通省	計算書類に対する注記が不十分である。
財	甘味資源振興会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	漁業情報サービスセンター	農林水産省	賛助会員の入会手続の一部に不備がある。
財	食品産業センター	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
社	食品需給研究センター	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	食品流通構造改善促進機構	農林水産省	常務理事の人数が寄附行為に規定する人数に満たない。
財	全国米穀協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	全国まき網漁業協会	農林水産省	同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。
社	全国遊漁船業協会	農林水産省	事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	大豆供給安定協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	大日本水産会	農林水産省	資料のインターネットによる公開の体制の一部に不備がある。
社	中央畜産会	農林水産省	所管官庁出身理事が理事現在数の3分の1を超えている。
社	日本栽培漁業協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
社	日本施設園芸協会	農林水産省	契約手続の一部に不備がある。
社	日本種豚登録協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	日本食品科学工学会	農林水産省	内部留保の水準が高い。
財	日本食品分析センター	農林水産省	内部留保の水準が高い。
社	日本馬事協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。

社	日本ホルスタイン登録協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
社	日本緬羊協会	農林水産省	事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	農協流通研究所	農林水産省	内部留保の水準が高い。
社	林業機械化協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	日本乳業技術協会	農林水産省、厚生労働省	所管官庁出身理事が理事現在数の3分の1を超えている。
社	日本油料検定協会	農林水産省、国土交通省	役員報酬規程が整備されていない。
財	日本穀物検定協会	農林水産省、国土交通省	基本財産等以外の株式を保有している。
財	四国産業・技術振興センター	経済産業省	① 事業計画の変更手続に一部不適切な点がみられる。 ② 部門間で決裁手続に差異がみられる等事務手続に一部不適切な点がみられる。
社	水門鉄管協会	経済産業省	規程類の整備が不十分である。
社	繊維評価技術協議会	経済産業省	① 公印の保管、使用が不適切である。 ② 会計処理規則が整備されていない。
財	全国タイル検査・技術協会	経済産業省	内部留保の水準が適切でない。
社	送電線建設技術研究会	経済産業省	公印管理規程が整備されていない。
財	日本染色検査協会	経済産業省	正味財産が減少している。
財	日本燃焼機器検査協会	経済産業省	経理関連の公印の取扱いに関する事務処理規則が実態に即していない。
社	日本電気協会	経済産業省	① 会計処理の区分が一部適切でない。 ② 公印管理規程が整備されていない。
社	日本建設機械化協会	経済産業省、国土交通省	役員に対する報酬規程、退職金規程が整備されていない。
社	日本自動車機械工具協会	経済産業省、国土交通省	収支決算額が10億円を超えているが、外部監査の導入が行われていない。
財	日本船舶職員養成協会	国土交通省	公印管理規程が整備されていない。
社	日本添乗サービス協会	国土交通省	公印管理規程、文書管理規程が整備されていない。
財	日本ビルディング経営センター	国土交通省	組織規程が整備されていない。

財	不動産流通近代化センター	国土交通省	① 内部留保の水準が高い。 ② 公印管理規程が整備されていない。
社	外航船員医療事業団	国土交通省	理事の定数の下限を定めていない。
財	関門海技協会	国土交通省	① 平成12年度末の退職手当積立額が必要以上である。 ② 検査等事業の委託等について、特別会計として収支計算書等の作成が必要である。
社	全日本瓦工事業連盟	国土交通省	同一業界関係者が理事現在員の2分の1を超えている。
財	ダム水源地環境整備センター	国土交通省	経理規程、組織規程、公印管理規程の制定手続きに不備がある。
社	日本計装工業会	国土交通省	① 評議員の欠員がある。 ② 同一業界関係者が理事現在数の2分の1を超えている。
財	自然環境研究センター	環境省	退職手当の資金確保が不十分である。

別表第三 一の3のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	資本市場振興財団	金融庁	内部留保の水準が高い。
財	地方公務員等ライフプラン協会	総務省	計算書類に対する注記が作成されていない。
財	地域総合整備財団	総務省、 財務省	内部留保の水準が高い。
財	日本不動産研究所	総務省、 財務省、 国土交通省	内部留保の水準が高い。
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	全日本青少年育成会	文部科学省	① 理事の定数を減少する等、寄附行為を文部科学省の認可なく変更している。 ② 有給常勤役員の平均報酬額が2,000万円以上で法人の規模に比して妥当な額ではない。
財	愛知健康増進財団	厚生労働省、 愛知県知事	経理の仕訳区分が不適切である。
財	ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団	厚生労働省	① 役員報酬規程に規定されている現行の役員1人当たりの最高限度額等について、理事会の議決及び評議員会の同意を得ていない。 ② 収支予算書に計上されていない勘定科目を設定し、費用の支出を行っていた。 ③ 収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目について、その理由を備考欄に注記していない。
社	日本物流団体連合会	国土交通省	① 内部留保の水準が高い。 ② 計算書類に対する注記が不十分である。

(注) 「有給常勤役員」が1人の法人(1法人)については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)に基づき公益法人が一般の閲覧に供することとされている役員名簿等他の情報と照合することにより、その報酬を得る個人を識別し得るため、本表に掲載していない。

別表第四 一の4のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	資本市場振興財団	金融庁	内部留保の水準が高い。
財	地域総合整備財団	総務省、 財務省	内部留保の水準が高い。
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団	厚生労働省	① 役員報酬規程に規定されている現行の役員1人当たりの最高限度額等について、理事会の議決及び評議員会の同意を得ていない。 ② 収支予算書に計上されていない勘定科目を設定し、費用の支出を行っていた。 ③ 収支計算書において、予算額と決算額との差異が著しい項目について、その理由を備考欄に注記していない。
社	日本物流団体連合会	国土交通省	① 内部留保の水準が高い。 ② 計算書類に対する注記が不十分である。

別表第五 一の5のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	原総合知的通信システム 基金	総務省	① 事業の一部を外部委託しているが、当該委託契約の内容に一部不適切なものが見られる。 ② 外貨建貯金等による基本財産の運用を行っている。 ③ 内部留保の水準が高い。
財	日本国際連合協会	外務省	① 理事及び評議員の実員が寄附行為の定足数を下回っている。 ② 任期切れの役員の選任が行われていない。 ③ 基本財産を理事会の認可なく運転資金にまわしている。 ④ 正味財産が赤字になっている。 ⑤ 予算が前年度決算とは全く無関係に作成されている。
財	自由アジア協会	外務省	① 評議員が選任されていない。 ② 事業報告書が概括的すぎる。 ③ 正味財産増減計算書を作成していない。
財	学校法人維持基金財団	文部科学省	① 寄附行為に定めた事業を十分に行っていない。 ② 各種書類が事務所に備え付けられていない。 ③ 事業費の総支出に占める割合が過大である。
財	エム・オー・エー健康科学センター	厚生労働省	① 適正な理事会運営が行われていない。 ② 適正な事務処理が行われていない。
社	企業福祉・共済総合研究所	厚生労働省	① 定款で配置することとなっている事務局長を選任していない。 ② 長期借入金について、定款の定めに基づいた手続を行っていない。
財	岐阜健康管理センター	厚生労働省	① 事業計画が前年度実績を踏まえて策定されてない。 ② 収支計算書に短期借入金が適正に計上されていない。
財	鳥取県国民年金福祉協会	厚生労働省	① 評議員及び評議員会が設置されていない。 ② 役員数が寄附行為で定める定数を満たしていない。 ③ 計算書類に対する注記がされていない。
財	日本こんにゃく協会	農林水産省	事務所に備え付けるべき書類の一部に不備がある。
財	利用運送振興会	国土交通省	① 公印管理規程等が整備されていない。 ② 会長、副会長の資格要件について、見直しが必要である。
財	稚内海員会館	国土交通省	計算書類の一部に記載の不備がある。

別表第六 一の6のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	牛場信彦記念財団	外務省	① 理事会、評議員会が開催されていない。 ② 事業計画を定めていない。 ③ 累積赤字が増加している。
社	日本出版協会	文部科学省	① 定款に定めた事業を十分に行っていない。 ② 理事会及び総会において、委任状を作成していない。 ③ 事業費が総支出額の2分の1に満たない。

別表第七 一の8のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
社	国際金融経済研究所	金融庁、 財務省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。 ③ 勘定科目が適切でない。
財	日伯経済文化協会	外務省	① 財務関係書類の不備がある。 ② 目的事業が十分に実施されていない。
社	青少年音楽協会	文部科学省	① 事務所に備え付けるべき書類の整理及び管理が不十分である。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 役員の改選が定款どおりに行われておらず、就任承諾書等の書類を取得していない。 ④ 事務所の移転に係る定款の変更が行われていない。 ⑤ 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
財	西原里仁会	文部科学省	① 内部留保の水準が高い。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
財	漢方医薬研究振興財団	厚生労働省	① 主たる事務所の移転に係る寄附行為の変更が行われていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 総勘定元帳が作成されていない。
財	前立腺研究財団	厚生労働省	① 会計規程、公印管理規程が整備されていない。 ② 内部留保の水準が高い。 ③ 研究助成の課題選択基準が不明確である。
財	労働問題リサーチセンター	厚生労働省	① 理事と評議員の兼職者が存在している。 ② 事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	日本柑橘輸入協会	農林水産省、 経済産業省	① 各種書類、会計帳簿等が未整備又はその整備内容が不十分である。 ② 見かけ上の資産が大きく（未収会費が多い）、内部留保の水準が高い。 ③ 目的に沿った事業が行われておらず、事業費が総支出額の2分の1に満たない。
社	日本養鶏振興協会	農林水産省	内部留保の水準が高い。
社	日本燐寸工業会	経済産業省	① 管理費が総支出額の2分の1を超えている。 ② 内部留保の適正な水準への今後の改善方向が明確化されていない。
財	東京自動車技術普及協会	国土交通省	収入に見合った規模の事業運営がなされていない。

別表第八 一の九のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	鉄道弘済会	厚生労働省、 国土交通省	① 保有株式を早期売却する必要がある。 ② 寄附行為を是正する必要がある。
社	全国食糧振興会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。

別表第九 一の10のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
財	放射線影響研究所	外務省、 厚生労働省	評議員及び評議員会が設置されていない。
財	介護労働安定センター	厚生労働省	① 理事及び評議員の定数の上限と下限の幅が過大である。 ② 計算書類に重要な会計方針等が注記されていない。
財	労災保険情報センター	厚生労働省	理事の定数の上限と下限の幅が過大である。
財	甘味資源振興会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。
財	食品産業センター	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。
財	食品流通構造改善促進 機構	農林水産省	常務理事の人数が寄附行為に規定する人数に満たない。
財	全国土地改良資金協会	農林水産省	会計規程の一部に不備がある。
財	全国米穀協会	農林水産省	計算書類の一部に記載の不備がある。

別表第十 一の11のお尋ねに該当する法人の名称等

社団 又は 財団 の別	法人名	所管官庁名	改善すべきとされた指摘事項の具体的内容
社	全国労働基準関係団体連 合会	厚生労働省	計算書類の注記部分を情報公開の開示対象としていない。
社	全国労働保険事務組合連 合会	厚生労働省	特別会計の一部について、正味財産増減計算書及び貸借対照表を作成していない。
財	労災ケアセンター	厚生労働省	寄附行為等に業務及び財務等に関する資料の一般閲覧に関する規定を設けていない。
財	労災年金福祉協会	厚生労働省	理事の定数の下限を定めていない。
財	労災保険情報センター	厚生労働省	理事の定数の上限と下限の幅が過大である。
社	漁業情報サービスセン ター	農林水産省	賛助会員の入会手続の一部に不備がある。
社	日本栽培漁業協会	農林水産省	理事会等で欠席率の高い理事等が存在している。

平成十四年七月二十四日 参議院会議録第四十一号(その一) 質問主意書及び答弁書

知的障害者及び精神障害者に係る歯科訪問診療料の算定基準に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十四年七月一日

浅尾慶一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

知的障害者及び精神障害者に係る歯科訪問診療料の算定基準に関する質問主意書

健康保険法及び国民健康保険法に係る医科及び歯科の診療報酬については、その細目が「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成六年三月十六日厚生省告示第五十四号)に規定されている。

このうち、歯科の訪問診療料については、本年四月一日施行の同告示改正及び本年五月一日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について」等において、請求の適正化を図る観点から、対象患者の明確化のための措置が講じられているが、同告示における「通院が困難な患者」の解釈については、文面上なお不明確であり、歯科医療の現場における混乱が予想される。

特に、知的障害者及び精神障害者については、てんかん重複発作、脳性マヒ、自閉症、視覚障害との重複障害等、疾病そのものの多様性に加え、居宅又は社会福祉施設等における療養の態様及び患者の移動可能性等他の疾病の患者と異なる部分があるため、歯科の訪問診療料の対象となるの

か否か、その制度上の位置付けが必ずしも明らかではない。

歯科医師による診療報酬支払請求は、社会保険診療報酬支払基金の審査委員会又は国民健康保険診療報酬審査委員会の審査を受けることとなるが、関係者間において診療報酬の算定基準に解釈の相違があれば、歯科医師は、最終的には民事訴訟を提起しなければならない。

こうした事態は、判例の集積もない中で、真摯に患者の治療に従事する現場の歯科医師に過重な負担となるだけでなく、患者にとっても、到底望ましいことではない。

思うに、内閣は憲法七十三条により、法律を誠実に執行することを任務とするのであって、法令の規定が不明確な場合には、国民の予測可能性を担保するため、明確な解釈を早急に示す義務がある。

このような観点から、標記について以下質問する。

一、まず、歯科訪問診療料の対象となる「通院が困難な患者」とは、前出の事務連絡によれば、「常時寝たきりの状態又はこれに準ずる状態」であることが要件とされている。

しかし、知的障害者及び精神障害者については、療養中の居宅や社会福祉施設等の屋内では、歩行が可能である等必ずしも寝たきりのような状態ではないが、屋外へ出ると精神的な不安定を来すために通院が困難な場合がある。そこで、右の「寝たきりの状態又はこれに準

ずる状態」とは、「通院が困難な患者」の要件を限定列挙したものではなく、「通院が困難な患者」の要件を例示列挙したものであって、右の知的障害者及び精神障害者の場合を排除する趣旨ではないと考えるが、かかる解釈に相違ないか、政府の見解を示されたい。

二、次に、前出の事務連絡においては、同じく「通院が困難な患者」の要件として、「疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難」であることが挙げられている。

ところが、知的障害者及び精神障害者については、歯科医院まで通ってくることはできるが、待合室等で精神の不安定を来すため、治療が困難である場合がある。

そこで、「通院による歯科治療が困難」とは、歯科医院まで来ることはできても当該歯科医院内における歯科治療が困難である場合を含み、右の知的障害者及び精神障害者の場合を排除する趣旨ではないと考えるが、かかる解釈に相違ないか、政府の見解を示されたい。

三、さらに、本年六月十八日付政府答弁書(内閣参質一五四第二二号)によれば、「個々の患者が歯科訪問診療料の算定要件に合致するか否かについては、歯科医師が各患者の心身の状況に基づいて判断することとなる」とされている。

そこで、「心身の状況に基づいて」とは、歯科訪問診療の対象となる患者には、通院が困難な患者であれば、知的障害者及び精神障害者も当

然含まれる趣旨と考えるが、かかる解釈に相違ないか、政府の見解を示されたい。

また、「心身の状況に基づいて」とは、介助人や患者輸送のための車が手配できない等の社会的経済的状況により通院が困難な場合も含む趣旨と考えるが、かかる解釈に相違ないか、政府の見解を示されたい。

四、最後に、知的障害者及び精神障害者の歯科治療については、障害者福祉の増進に資するだけでなく、症状の進行を食い止め、又は改善するという重要な意義を有するにもかかわらず、保険者等の関係者に、その治療の実態に関する理解が不足しているがために、診療報酬請求の場面において誤解を招く場合がある。

そこで、歯科訪問診療については、知的障害者及び精神障害者の制度上の位置付けについて、右一ないし三の解釈を明確にした上で、関係者に然るべく通知すべきものとするが、政府の見解を示されたい。

平成十四年七月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出知的障害者及び精神障害者に係る歯科訪問診療料の算定基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出知的障害者及び精神障害者に係る歯科訪問診療料の算定基準に関する質問に対する答弁書

一について

歯科訪問診療料は、通院が困難な患者の求めに応じて歯科医師が居宅等に赴いて行う診療を特に評価するものであり、「通院が困難な患者」であるか否かについては、患者の心身の状況に基づいて個別具体的に判断すべきものである。平成十四年五月一日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について」(以下「事務連絡」という。)にいう「常時寝たきりの状態又はこれに準ずる状態」にある者には、御指摘のような場合の知的障害者及び精神障害者も該当し得るものと考えている。

二について

事務連絡にいう「疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な者」には、御指摘のような場合の知的障害者及び精神障害者も該当し得るものと考えている。

三について

知的障害者及び精神障害者も「通院が困難な者」に該当する場合はあるが、個々の知的障害者又は精神障害者を含め、個々の患者がこれに該当するか否かについては、当該患者の心身の状況のみに基づき判断すべきものと考えている。

四について

知的障害者及び精神障害者が歯科訪問診療料

の対象となり得ることを含む歯科訪問診療料の内容については、説明会の開催、事務連絡の発出等を通じて、保険医療機関等に十分周知したところである。

増大し続ける医療費に係る国庫負担金の財源に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十四年七月十一日

山本 孝史

参議院議長 倉田 寛之殿

増大し続ける医療費に係る国庫負担金の財源に関する質問主意書

小泉総理や坂口厚生労働大臣は、医療保険の安定的な運営によって、国民皆保険体制を維持すると度々表明している。医療保険医療費に対しては、定率の国庫負担金の支出が義務付けられているが、一方で国家財政は極めて厳しい状況にある。増大し続ける医療費に要する国庫負担金について、その財源は何か。財源確保の目的はあるのか。政府は所要の見込額とその財源を国民に明らかにすべきである。

よって、以下質問する。

なお、「内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない」と定めた国会法第七十五条第二項の規定を踏まえ、速や

かに回答されたい。

一 厚生労働省が作成し参議院厚生労働委員会に提出した資料、並びにこれまでの国会質疑において、政府は、医療費に係る公費負担金は、平成十四年度は七・九兆円、平成十九年度は一〇・二兆円であり、そのうちの国庫負担金は、平成十四年度は六・四兆円、平成十九年度は八・二兆円としているが、この説明は正しいか。

また、この説明が正しいとすると、平成十九年度の国庫負担金は対十四年度比で一・八兆円の増であることが分かるが、平成十五年度から十八年度までの各年度における国庫負担金は対十四年度比で幾ら増額すると見込んでいるのか。さらに、平成十五年度から十九年度までの国庫負担金増額の累計は幾らと見込んでいるのか。

二 平成十四年七月九日の参議院厚生労働委員会における私の質問に対して、坂口厚生労働大臣は、平成十四年度から十九年度にかけて増大する国庫負担金については「財務省も了解済みの話」と答弁したが、この認識は政府全体で共有されているのか。

三 財務省が作成した「平成十四年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」(平成十四年二月)によれば、平成十四年度の税収は四六・八兆円であり、平成十七年度の税収は、名目経済成長率が〇・五%の場合に四六・一兆円、名目経済

成長率が十五年度は一・二五%、十六年度以降二・五%の場合、四八・五兆円と試算されている。

先の坂口答弁が正しいのであれば、このような厳しい財政状況の中で、政府はいかなる手立てによって、平成十九年度までの医療費に係る国庫負担金の増額に要する財源を確保する考えか。

また、この国庫負担金の増額は、毎年度の概算要求基準等における社会保障関係費や省庁別予算の枠の外にあると理解してよいのか。そうでないとすれば、厚生労働省は今後、どのように対処するつもりか。

四 医療保険制度を所管する厚生労働大臣が、国会において、財源の当てもなく、制度上国庫負担金が増えていくことになっていると答弁しているのであれば、内閣としては極めて無責任な事態であると言わざるを得ない。

小泉総理は「増税はしない」と発言しているが、そうであるならば、内閣として、他の国庫支出を大幅に削減するほかにないであろう。小泉内閣は、社会保障関係費以外の支出について、大ナタを振るう決意であると理解してよいのか。それとも、総理の公約を破棄して、増税を含めた税制改革の中で対処するつもりなのか。

小泉内閣は、超高齢社会における社会保障財源をどのように確保しようとしているのか、その基本方針を、政府の統一見解として明らかにされたい。

右質問する。

平成十四年七月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員山本孝史君提出増大し続ける医療費に係る国庫負担金の財源に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本孝史君提出増大し続ける医療費に係る国庫負担金の財源に関する質問に対する答弁書

一について

現在国会に提出している健康保険法等の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)による制度改正を行った場合の医療保険医療費に係る公費負担については、厚生労働省が平成十四年度予算に係る基礎数値を基に医療費の伸び率等について一定の前提を置いて行った試算(以下「厚生労働省試算」という。)によれば、平成十四年度及び平成十九年度に生ずる医療保険医療費に係る公費負担額はそれぞれ七・七兆円及び十・二兆円、そのうち国庫負担額はそれぞれ六・三兆円及び八・二兆円であり、平成十九年度の国庫負担額は平成十四年度と比べて一・九兆円増加するものと見込んでいる。

また、平成十五年度から平成十九年度までの各年度に生ずる医療保険医療費に係る国庫負担

額については、各年度ごとに医療費の伸び率は異なり、老人保健制度において年度を越えて医療費拠出金に係る調整が必要となる等の事情があるが、こうした事情を考慮していない厚生労働省試算では、各年度の増加額の単年度平均を約四千億円と見込んでいる。

二について

法案の国会への提出に際しては、政府部内で制度改正による国庫負担等への影響を含む厚生労働省試算を踏まえた検討を行い、法案を閣議決定したところである。

三及び四について

医療制度を始めとする社会保障制度については、経済及び財政と均衡のとれた将来にわたって持続可能なものに再構築していく必要がある。その上で、医療費に係る国庫負担を含む社会保障給付の財源については、歳出全体の見直しを行うことを含め、必要な額の確保に努めてまいりたい。

また、概算要求基準については、毎年度、経済及び財政の状況、重要課題等を勘案し、閣議了解を行うこととしており、厚生労働省においては、その結果定められた概算要求基準に従って社会保障関係経費に係る予算を要求することとなる。

官報 号外

平成十四年七月二十四日

○第百五十四回国 参議院會議録第四十一号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十三日

外交防衛委員長 武見 敬三

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

これらの追加議定書は、アジア太平洋郵便連合の組織及び運営の合理化のため、アジア太平洋郵便連合憲章及びアジア太平洋郵便連合一般規則の改正について規定するものである。我が国がこれらの追加議定書を締結することとは、引き続きアジア太平洋郵便連合の加盟国としてアジア太平洋地域における国際郵便業務を円滑に行う上で必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その二)

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年七月十八日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書

テヘランにおいて大会議として会合したアジア太平洋郵便連合の加盟国の政府の全権委員は、千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成されたアジア太平洋郵便連合憲章第二十條2

の規定にかんがみ、批准、受諾又は承認を条件として、同意章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章前文を次のように改める。

各目的の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、

アジア及び太平洋の地域にある郵政庁が直面する共通の問題の重要性を考慮し、

これらの郵政庁の間に最大限度の協力関係を設定しかつ発展させることが必要であると確信し、

万国郵便連合憲章がこれらの郵政庁に与えた権利を行使して、

各自の政府による批准、受諾又は承認を条件としてこの憲章を採択することを合意した。

第二条

憲章の正文(英語)第三条中「[C]」を「[D]」に改める。

第三条

憲章第八条を次のように改める。

第六条 連合への加盟

1 万国郵便連合の加盟国である主権国であつて、その全領域がアジア、オーストラレーシア、メラネシア、ミクロネシア又はポリネシアに所在するものは、アジア太平洋郵便連合の加盟国となることができる。この条の規定の適用上、「アジア」とは、イラン以東のアジアの地域をいう。

2 連合への加盟は、連合の文書への加入の正式の宣言によつて行ふ。この宣言は、当該宣言を行う国の政府が事務局長に送付するものとし、事務局長は、加盟の請求について加盟

国に諮問した後に、当該加盟を加盟国に通告する。

3 連合への加盟は、事務局長が他の加盟国の政府に通告するものとし、その通告の日から効力を生ずる。

4 連合への加盟に必要な資格を有する国は、一般規則第五章のいずれかの規定に従うことができない場合には、留保を付して、連合への加盟を請求することができる。

5 4の規定に基づく加盟の請求の文書は、加盟を請求する国の政府が事務局長に送付するものとし、事務局長は、加盟の請求について加盟国に諮問する。

6 5の規定に従つて加盟の請求を行つた国は、その請求が加盟国の過半数によつて承認された場合には、加盟を認められる。

7 5の諮問に対して通告の日から四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものと同みなされる。

第四条

憲章第七条を次のように改める。

第七条 連合からの脱退

1 加盟国は、自国の政府が事務局長に対して行う連合の文書の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、事務局長は、この通告を他の加盟国の政府に通報する。

2 連合からの脱退は、事務局長が脱退する国から1の廃棄通告を受領した日から一年を経過した時に効力を生ずる。

第五条

憲章第八条を次のように改める。

第八条 連合の機関

連合の機関として、大会議、執行理事会及び事務局を設ける。これらの機関の目的及び権限は、この章及び一般規則の定めるところによる。

第六条

憲章第十条を次のように改める。

第十条 臨時大会議

臨時大会議は、加盟国の少なくとも三分の二の請求又は同意に基づき開催することができる。臨時大会議は、やむを得ない場合を除くほか、執行理事会の会合の際に開催するものとする。

第七条

憲章第十二条を次のように改める。

第十二条 事務局

1 事務局は、加盟国のための連絡、通報、調査及び研修の機関となる。
2 事務局は、管理部門及び研修部門で構成する。
3 事務局の所在国は、大会議又は例外的な場合には執行理事会が決定する。事務局は、原則として、所在国として決定された国に少なくとも五年間置かれる。

第八条

憲章第十三条を削る。

第九条

憲章第十四条を次のように改め、同条を憲章第十三条とする。

第十三条 連合の経費

連合の年次経費は、管理部門の経費と研修部門の経費に区別する。大会議は、事務局長の勸

告を基礎として、管理部門の年次経費の最高限度額を定める。管理部門の年次経費は、すべての加盟国が分担する。加盟国の分担単位は、アジア太平洋郵便連合一般規則の定めるところにより、当該加盟国が万国郵便連合において属している分担等級を基礎として決定する。研修部門の年次経費は、原則として研修の利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国若しくは機関又は管理部門の任意拠出により支弁する。

第十条

憲章第十五条を憲章第十四条とする。

第十一条

憲章第十六条を次のように改め、同条を憲章第十五条とする。

第十五条

連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認

1 全権委員による連合の文書への署名は、大会議の終了の際に行う。また、大会議に出席しない全権委員を代理する権限を有する全権代表は、代理される加盟国の批准、受諾又は承認を条件として、当該全権委員に代わつて連合の文書に署名する。代理する政府に対する委任状は、代理される加盟国が自国のために行動する場合に適用される様式及び方法で、代理される政府によつて発行されなければならない。
2 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書は、署名国により、自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 いずれかの国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず又は承認しない場合においても、憲章その他の文書は、これらを批准し、受諾し又は承認した国については、効力を有する。

第十二条

憲章第十七条を次のように改め、同条を憲章第十八条とする。

第十六条 連合の文書の批准その他の承認の通報

憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書の批准書、受諾書又は承認書は、できる限り速やかに事務局長に寄託するものとし、事務局長は、これらの寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第十三条

憲章第十八条を次のように改め、同条を憲章第十七条とする。

第十七条 連合の文書への加入

1 憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することができる。
2 加入の正式の宣言は、事務局長に送付するものとし、事務局長は、その寄託を他の加盟国の政府に通報する。

第十四条

憲章第十九条を憲章第十八条とする。

第十五条

憲章第二十条を次のように改め、同条を憲章第十九条とする。

第十九条 憲章の改正

1 憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、加盟国の三分の二以上の議決で承認されなければならない。

2 大会議が採択する憲章の改正は、憲章の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。この批准書、受諾書又は承認書は、第十六条に規定する手続に従つて取り扱う。

第十六条

憲章第二十一条を次のように改め、同条を憲章第二十条とする。

第二十条 一般規則の改正

1 一般規則は、一般規則に関する議案の承認のための条件を定める。
2 大会議が採択する一般規則の改正は、一般規則の追加議定書の対象とするものとし、当該追加議定書に定める日に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十六条に規定する手続に従つて取り扱う。

第十七条

憲章第二十二条を憲章第二十一条とする。

第十八条

憲章第二十三条を憲章第二十二条とする。

第十九条

憲章第二十四条を憲章第二十三条とする。

第二十条 この第二追加議定書の効力発生及び有効期間

この第二追加議定書は、二千二年七月一日に効

力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの第二追加議定書を作成し、大会議の指定する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千年九月十八日にテヘランで作成した。

アジア太平洋郵便連合一般規則の追加議定書

テヘランにおいて大会議として会合したアジア太平洋郵便連合の加盟国の政府の全権委員は、千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成されたアジア太平洋郵便連合憲章第二十一条の規定にかんがみ、批准、受諾又は承認を条件として、アジア太平洋郵便連合一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則前文を次のように改める。

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、アジア太平洋郵便連合憲章第十四条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十五条2の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定並びに加盟国間の国際郵便業務に関する規定を次のとおりこの一般規則で定めた。

第二条

一般規則第一百一条を次のように改める。

第一百一条 書類の発行、公用の通信及び会合における審議に使用する言語

- 1 事務局の書類の発行及び事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。
- 2 連合の機関の会合における審議の際には、英語を使用する。ただし、その他の言語も、英語への通訳を確保することを条件として、使用することができる。
- 3 2の通訳の費用については、英語に代わる言語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に関しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。

第三条

一般規則第一百二条を次のように改める。

第一百二条 英語以外の言語

英語を国語としない加盟国は、前条3の規定が適用される場合を除くほか、自らの費用負担で翻訳が作成されるよう手配することができる。

第四条

一般規則第一百三条を次のように改める。

第一百三条 特別取極

憲章第四条の規定に基づく特別取極の締結については、事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第五条

一般規則第一百四条を次のように改める。

第一百四条 大会議の決議

- 1 加盟国は、大会議の決議を実施するために適当と認める措置をとるものとし、その措置

及び進捗状況を随時事務局に通報する。

- 2 事務局は、大会議の決議を実施するために加盟国がとった措置についての報告書を取りまとめ、検討のため当該報告書を執行理事会に提出する。

第六条

一般規則第一百五条を次のように改める。

第一百五条 大会議又は臨時大会議の組織及び会合

- 1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。
- 2 各加盟国は、大会議において、その政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表によって代表される。加盟国は、大会議において、他の加盟国が自国を代表するよう措置をとることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができず、かつ、自国のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。
- 3 各加盟国は、一の票を有する。
- 4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。次回の大会議の開催地が決定されない場合又は開催国が大会議を開催することができないことが示された場合には、大会議は、事務局の所在

する国において開催される。

- 5 大会議の招請政府は、事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状については、原則として、事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わって加盟国の政府に発出する。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。
- 6 連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。その他のオブザーバーについても、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に出席するよう招請することができる。招請については、大会議又は執行理事会の請求に応じ、事務局が行う。招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。
- 7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。
- 8 臨時大会議の場所及び期日については、執行理事会が、開催を決議した加盟国の同意を得て決定する。
- 9 2、3、6及び7の規定は、臨時大会議についても準用する。

第七条

一般規則第一百六条を次のように改める。

第六六条 執行理事会の構成、運営及び会合

- 1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。
- 2 大会議の議長は、当該大会議開催後直ちに同じ開催地において執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。大会議開催国は、通常の場合には当然に議長国となるものとし、希望する場合には議長国となる権利を放棄することができ
- 3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合については、同理事会の議長が招集する。
- 4 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、事務局の所在地において開催される。この場合において、会合の開催は、事務局の所在する国の郵政庁ではなく、事務局が行う。当該会合の経費は、加盟国の分担金を増額することにより、事務局がその予算から負担する。
- 5 執行理事会の議長は、通常会合から通常会期までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。
- 6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の

- 議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状については、同理事会の議長(議長が希望する場合には、事務局)が加盟国及びオブザーバーに発出する。招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が、加盟国の郵政庁に対し直接発出し、また、外交上の経路を通じて送付することができる。
- 7 執行理事会の運営費については、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。
 - 8 加盟国は、執行理事会の会合に資格のある郵政職員を代表として出席させる。
 - 9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。
 - (A) 大会議の決議によって課される任務を遂行すること。
 - (B) 加盟国間の国際郵便業務の運営に必要な細目について規定する国際郵便業務規則を定めること。
 - (C) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。
 - (D) 事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。
 - (E) 大会議から大会議までの間において、事務局の作成する連合の管理部門の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。
 - (F) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び必要があるときはこれらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。
 - (G) 技術協力のような事項につき、加盟国の少なくとも三分の二の同意を得て、連合の

- 名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決めを締結すること及び事務局長に対して当該取決めを実施するための権限を付与すること。
- (H) 第十五条2の規定により、万国郵便大会議に先立って会合すること。
 - (I) 管理上の問題であって、連合の文書に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。
 - 10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。
 - 11 執行理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。
 - 12 事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。
 - 13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。
 - 14 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。
 - 15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還については、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

- 他の職員で構成される。
- 2 事務局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。
 - 3 事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。
 - 4 執行理事会又は大会議が開催される年においては大会議は、資格のある郵政職員のうちから事務局長を選出する。事務局長の任期については、これを選出した機関が定める。
 - 5 事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、事務局の会計については、所在国の権限のある当局が監査する。
- 第九条
- 一般規則第八八条を次のように改める。
- 第八八条 事務局の組織及び職員
- 1 事務局の管理は、事務局長に委託される。事務局長は、必要があるときは、郵便業務に少なくとも五年間従事しかつ英語のほかにフランス語又はアジアのいずれかの言語につき職務を遂行するに足りる知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の職は、事務局の研修部門及び管理部門の職員に加えて置かれる。当該職員の選考に当たっては、いずれの加盟国が代表されるかについて考慮する。事務局長は、執行理事会の承認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における事務局の必要を満たす者であることを条件とする。
 - 2 事務局長は、事務局が連合の文書及び大会議の決定に従って行うすべての任務につき、事務局を法的に代表する。

3 事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。

第十条

一般規則第九十条を次のように改める。

第九十条 事務局長の任務

1 事務局長は、連合の会議のために仮議事日程の作成その他の準備を行う。

2 事務局長は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡を取る。

3 事務局長は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の加盟国の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。

4 事務局長は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書については、大会議又は大会議が開催されない場合には執行理事会が、承認する。年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認については、通信によって行う。当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。

5 事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集(常に最新の郵便切手を含めるものとする。)を保有する。

6 事務局は、アジア及び太平洋の地域における郵便業務を改善するため、研修部門において、研修の便宜を供与し、及び指導業務を行う。この研修部門は、運営理事会が管理するものとし、同理事会の構成、目的及び権限は、第百十一条で定める。

第十一条

一般規則第九十条を次のように改める。

第九十条 事務局の刊行物

1 事務局は、事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行った郵政庁が実費を支払う。

2 事務局は、加盟国が検討することができるように、第百十五条1の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。

第十二条

一般規則第百十一条を次のように改める。

第百十一条 事務局の研修部門の運営理事会

1 研修部門の管理上の責任は、運営理事会に委託される。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとし、別段の決定を行わない限り、執行理事会の会合が開催される国において、同理事会に先立って会合する。

2 運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。

(A) 研修部門の管理に関する規則を定めること。

と。

(B) 研修部門の一般的な研修の方針を定めること。

(C) 研修部門の予算を承認し、及び当該予算の執行を監督すること。

(D) 研修部門の教員を任命すること。

(E) 研修部門の教員及び事務職員俸給表及び勤務条件を定めること。

3 運営理事会は、事務局の所在国の郵政庁の長を議長とし、執行理事会の議長及び研修部門の活動に対して年間一万合衆国ドル以上の額に相当する現金若しくは現物の拠出又は奨学制度、自国の費用負担若しくは専門家の派遣による貢献を行う加盟国の郵政庁の代表者で構成される。これらの者は、投票権を有する。事務局長、万国郵便連合国際事務局局長又はその代理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会の構成員でない加盟国も、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会は、適当と認めるその他のオブザーバーを招請することを決定することができる。

4 3の加盟国は、3に定める額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。

5 運営理事会の会合については、同理事会の議長が招集する。

6 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の

三分の二の請求を受領した場合には、原則として事務局の所在国において同理事会の臨時会合を招集する。

7 運営理事会の協議及び決定については、必要があるときは、通信によって行うことができる。

8 事務局長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。

9 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に関し、大会議に報告書を提出する。当該報告書には、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むべきである。

10 運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間における研修部門の円滑な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができる。

第十三条

一般規則第百十二条を次のように改める。

第百十二条 大会議への議案の提出

1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに事務局に到達しなければならない。ただし、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に事務局に到達する議案であっても、大会議の裁量により、審議することができる。

2 1に定める手続は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。

3 事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第十四条

一般規則第百十三条を次のように改める。

第百十三条 留保

- 1 この一般規則の第五章の規定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの一般規則の最終議定書に規定する。
- 2 大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。
- 3 大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。
- 4 留保を行っている加盟国は、いつでも当該留保を撤回することができる。留保の撤回については、事務局を通じて加盟国に通報する。

第十五条

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条 大会議から大会議までの間において提出されたこの一般規則を改正するための議案

- 1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出したこの一般規則の第五章及び最終議定書の規定を改正するための議案については、事務局を通じて他の郵政庁に送付する。
- 2 議案は、次の手続に付する。

加盟国の郵政庁は、事務局の回章によって通告された議案の検討及び事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛

否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、事務局の回章の日付の日から起算する。

- 3 この一般規則の第五章及び最終議定書の規定の改正は、加盟国政府に対する事務局長の通告によって確定する。

第十六条

一般規則第百十五条を次のように改める。

第百十五条 万国郵便大会議に提出する議案

- 1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通報すると同時に他の加盟国及び事務局に通報する。これらの議案については、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。
- 2 加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

第十七条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条 分担等級

- 1 加盟国は、管理部門の経費の分担に関し、四の集団に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位を超える分担単位数を有し又は五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級

又は一単位等級に属する加盟国は二単位を、同連合の経費の分担において二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もっとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

- 2 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について管理部門の経費を分担する。

第十八条

一般規則第百十七条を次のように改める。

第百十七条 連合の予算及び計算書

- 1 管理部門の支出は、年額八万合衆国ドルを超えてはならない。
- 2 事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の管理部門の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含める。事務局は、承認を得るため、執行理事会又は大会議が開催される場合には大会議に、当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。
- 3 事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した管理部門の報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書については、承認を得るため及び連合の加盟国の郵政庁に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。
- 4 管理部門の支出については、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行う。研

修部門の支出については、運営理事会が承認した予算に基づいて行う。

- 5 1に定める限度額については、職員の採用その他の方法による管理部門の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の管理部門の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金については、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。研修部門の負担金及び任意拠出金については、これらに係る年の一月三十一日までに支払う。管理部門の分担金については、期限を経過した後は、未払金額について、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子が課されるものとし、この利子は、連合に帰属する。

- 7 連合の資金の不足を補うために管理部門及び研修部門の予算についてそれぞれ予備基金を設けるものとし、その額については、執行理事会が定める。予備基金については、主として予算の剰余金により維持するものとし、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。
- 8 研修部門の一時的な資金不足に関しては、事務局の所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、事務局の研修機能の継続を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、研修部門の予算の限度を超過してはならない。

9 事務局の所在国によって資金が立て替えられる場合には、8の關係国の郵政庁は、8の規定に従って立て替えられた金額を運営理事會を通じて当該所在国に償還する。その償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事會が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行われなければならない。

第十九条

一般規則第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 この一般規則に関する

議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 加盟国は、前章の規定を改正するための議案を大会議から大会議までの間に提出することができるものとし、この議案は、実施されるためには、全会一致で承認されなければならない。前章の規定の解釈に関する議案については、当該解釈が憲章第二十二條に規定する仲裁の対象となる場合を除くほか、投票の過半数による議決で承認されなければならない。

第二十条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議

定書を作成し、大会議の指定する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

二十年九月十八日にテヘランで作成した。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十二日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 杓掛 哲男

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議會が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十四年七月十八日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

別表第一北海道第三区の項中「豊平区」を「豊平区」に改め、同表北海道第五区の項中「清田区」に改め、同表北海道第五区の項中

「恵庭市」を「恵庭市」に改め、同表北海道第六区の項及び第七区の項を次のように改める。

第六区 旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川支庁管内

第七区

釧路市 根室市 釧路支庁管内 根室支庁管内

別表第一北海道第十区の項中「岩見沢市」を「岩見沢市」に、「空知支庁管内」を「空知支庁管内」に改め、同表北海道第十二区の項を次のように改める。

第十二区 北見市 網走市 稚内市 紋別市 宗谷支庁管内

網走支庁管内 別表第一北海道第十三区の項を削る。

別表第一秋田県第一区の項中「男鹿市」を削り、同表秋田県第二区の項中「大館市」を「大館市」に、「山本郡」を「山本郡」に改める。

別表第一山形県第一区の項中「上山市」を「上山市」に改め、同表山形県第二区の項及び第三区の項を次のように改める。

第二区 米沢市 寒河江市 村山市 長井市 東根市 尾花沢市 南陽市 西村山郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡

第三区

鶴岡市 酒田市 新庄市 最上郡 東田川郡 西田川郡 鮎川郡 別表第一山形県第四区の項を削る。

さいたま市 岩槻市

浦和仲町一丁目、浦和仲町二丁目、浦和仲町三丁目、浦和仲町四丁目、大字島、大字砂、大字三崎、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、大原四丁目、大原五丁目、大原六丁目、大原七丁目、上木崎一丁目、上木崎二丁目、上木崎三丁目、上木崎四丁目、上木崎五丁目、上木崎六丁目、上木崎七丁目、上木崎八丁目、木崎一丁目、木崎二丁目、木崎三丁目、木崎四丁目、木崎五丁目、岸町一丁目、岸町二丁目、岸町三丁目、岸町四丁目、岸町五丁目、岸町六丁目、岸町七丁目、北浦和二丁目、北浦和三丁目、北浦和四丁目、北浦和五丁目、皇山町、駒場一丁目、駒場二丁目、瀬ヶ崎一丁目、瀬ヶ崎二丁目、瀬ヶ崎三丁目、瀬ヶ崎四丁目、瀬ヶ崎五丁目、太田窪一丁目、太田窪三丁目、大東一丁目、大東二丁目、大東三丁目、高砂一丁目、高

砂二丁目、高砂三丁目、高砂四丁目、常盤
一丁目、常盤二丁目、常盤三丁目、常盤四
丁目、常盤五丁目、常盤六丁目、常盤七丁
目、常盤八丁目、常盤九丁目、常盤十丁
目、原山一丁目、原山二丁目、原山三丁
目、原山四丁目、針ヶ谷一丁目、針ヶ谷二
丁目、針ヶ谷三丁目、針ヶ谷四丁目、東岸
町、東高砂町、東仲町、前地一丁目、前地
二丁目、前地三丁目、元町一丁目、元町二
丁目、元町三丁目、本太一丁目、本太二丁
目、本太三丁目、本太四丁目、本太五丁
目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁
目、領家四丁目、領家五丁目、領家六丁
目、領家七丁目

さいたま市
本庁管内

東町一丁目、東町二丁目、天沼町一丁目、
天沼町二丁目、植竹町一丁目、植竹町二丁

目、上峰一丁目、上峰二丁目、上峰三丁目、上峰四丁目、円阿弥二丁目、円阿弥二丁目、円阿弥三丁目、円阿弥四丁目、円阿弥五丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、大字上野本郷、大字大成、大字大宮、大字上内野、大字上落合、大字上小村田、大字加茂宮、大字櫛引、大字今羽、大字下内野、大字下落合、大字下加、大字高鼻、大字土手宿、大字土呂、大字並木、大字奈良瀬戸、大字西内野、大字西本郷、大字西谷、大宮仲町一丁目、大宮仲町二丁目、大宮仲町三丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、上落合四丁目、上落合五丁目、上落合六丁目、上落合七丁目、上落合八丁目、上落合九丁目、吉敷町一丁目、吉敷町二丁目、吉敷町三丁目、吉敷町四丁目、北袋町一丁目、北袋町二丁目、今羽町、桜丘一丁目、桜丘二丁目、下落合一丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、下落合五丁目、下落合六丁目、下落合七丁目、下町一丁目、下町二丁目、下町三丁目、寿能町一丁目、寿能町二丁目、新中里三丁目、新中里四丁目、新中里五丁目、鈴谷一丁目、鈴谷二丁目、鈴谷三丁目、鈴谷四丁目、鈴谷五丁目、鈴谷六丁目、鈴谷七丁目、鈴谷八丁目、鈴谷九丁目、浅間町一丁目、浅間町二丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、高鼻町一丁目、高鼻町二丁目、高鼻町三丁目、高鼻町四丁目、土手町一丁目、土手町二丁目、土手町三丁目、土呂町一丁目、土呂町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、八王子三丁目、八王子四丁目、八王子五丁目、

東大成町一丁目、東大成町二丁目、堀の内町一丁目、堀の内町二丁目、堀の内町三丁目、本郷町、盆栽町、本町西一丁目、本町西二丁目、本町西三丁目、本町西四丁目、本町西五丁目、本町西六丁目、本町東一丁目、本町東二丁目、本町東三丁目、本町東四丁目、本町東五丁目、本町東六丁目、本町東七丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、宮町五丁目

さいたま市指扇支所管内

さいたま市馬宮支所管内

さいたま市植水支所管内

さいたま市日進出張所管内

さいたま市宮原出張所管内

さいたま市東大宮出張所管内

砂町二丁目、見沼二丁目、見沼三丁目、見

沼三丁目

さいたま市大宮駅出張所管内

さいたま市三橋出張所管内

さいたま市大戸出張所管内

別表第一埼玉県第十二区の項中「大里村」を

里町」に改め、同表埼玉県第十三区の項中

「橋市」を削り、同表埼玉県第十四区の項中

手市」を「吉幸川手市」に改め、同表埼玉県

十四区の項の次に次のように加える。

第十五区

歙市

戸田 市

さいたま市

第一区及び第五区に属しない区域

別表第一千葉県第三区の項中「若葉区」を削

同表千葉県第五区の項を次のように改める。

第五区

市川市

本庁管内

市川一丁目、市川二丁目、市川三丁目、市川南一丁目、市川南二丁目、市川南三丁目、市川南四丁目、市川南五丁目、大洲一丁目、大洲二丁目、大洲三丁目、大洲四丁目、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、上妙典、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目、菅野一丁目、菅野二丁目、菅野三丁目、菅野四丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、高石神、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻四丁目、田尻五丁目、稲荷木一丁目、稲荷木二丁目、稲荷木三丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、東大和田一丁目、東大和田二丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁目、東菅野三丁目、東浜一丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣三丁目、二俣四丁目、真間一丁目、真間二丁目、真間三丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八幡五丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目

目、八幡五丁目、八幡六丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目
行徳支所管内

浦安市

別表第二千葉県第六区の項中「鎌ヶ谷市」を削り、同表千葉県第八区の項中「東葛飾郡」を削り、同表千葉県第九区の項を次のように改める。

第九区

千葉市
若葉区
佐倉市
四街道市
八街市

別表第二千葉県第十二区の項の次に次のように加える。

第十三区

鎌ヶ谷市
印西市
白井市
富里市
東葛飾郡
沼南町
印旛郡

別表第一東京都第十二区の項中、「加賀皿沼町、北鹿浜町」を削り、「椿二丁目」の下に、「舎人公園」を加え、同表東京都第十八区の項中「三鷹市」を「府中市」に改め、同表東京都第十九区の項中「田無市」を「西東京市」に改め、同表東京都第二十二区の項中「府中市」を「三鷹市」に改め、同表東京都第二十五区の項中「秋川市」を「羽村市」に改める。

別表第一神奈川県第七区の項中「緑区」を削り、同表神奈川県第八区の項を次のように改める。

第八区

横浜市
緑区
青葉区

別表第一神奈川県第九区の項中「高津区」を削り、同表神奈川県第十四区の項を次のように改める。

第十四区

相模原市
本庁管内

橋本出張所管内
大野北出張所管内
大野中出張所管内
大野南出張所管内
大沢出張所管内
田名出張所管内
上溝出張所管内
東林出張所管内

別表第一神奈川県第十六区の項中「厚木市」を「相模原市」に改め、同表神奈川県第十四区に属しない区域に改め、同表神奈川県第十七区の項の次に次のように加える。

第十八区

川崎市
高津区
宮前区

別表第一新潟県第四区の項中「横越村」を「横越町」に改める。
別表第一静岡県第四区の項、第五区の項、第六

区の項、第七区の項及び第八区の項を次のように改める。

第四区

清水市
富士宮市
富士郡
庵原郡

第五区

三島市
富士市
御殿場市
裾野市
田方郡

伊豆長岡町
函南町
駿東郡
小山町

第六区

沼津市
熱海市
伊東市
下田市
賀茂郡
田方郡

修善寺町
戸田村
土肥町
韭山町
大仁町
天城湯ヶ島町
中伊豆町

駿 東 郡

清水町

長泉町

第七区

浜松市

伊左地町、入野町、大久保町、大原町、大入見町、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、大山町、神ヶ谷町、神原町、館山寺町、協和町、呉松町、湖東町、古人見町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜台五丁目、桜台六丁目、佐浜町、志都呂町、篠原町、庄内町、庄和町、白洲町、新都田一丁目、新都田二丁目、新都田三丁目、新都田四丁目、新都田五丁目、増桑町、高塚町、滝沢町、坪井町、豊岡町、西丘町、西鴨江町、西山町、根洗町、初生町、花川町、東三方町、東若林町、平松町、深萩町、馬郡町、三方原町、都田町、三幸町、村楠町、若林町、和光町、鷺沢町、和地町

別表第一静岡県第九区の項を削る。

別表第一愛知県第四区の項中「瑞穂区」を「熱田区」に改め、同表愛知県第五区の項及び第六区の項を次のように改める。

第五区

名古屋市中村区

中川区

西春日井郡

第六区

春日井市

大山市

小牧市

別表第一愛知県第七区の項中「豊明市」を「豊明市」に改め、同表愛知県第十区の項中「犬山市」を削る。

別表第一滋賀県第二区の項中「近江八幡市」を削る。

別表第一滋賀県第三区の項中「栗太郡」を「栗東市」に改め、「甲賀郡」を削り、同表滋賀県第三区の項の次に次のように加える。

第四区

近江八幡市

八日市市

甲賀郡

蒲生郡

神崎郡

別表第一京都府第六区の項中「八幡市」を「京田辺市」に改める。

第八区

浜松市

第七区に属しない区域

別表第一大阪府第十六区の項を次のように改める。

第十六区

堺市

堺支所管内

東支所管内

北支所管内

別表第一兵庫第五区の項中「三田市」を「三田市」に改め、「多紀郡」を削る。

第一区

松江市

安来市

平田市

八束郡

能義郡

仁多郡

大原郡

隠岐郡

第二区

浜田市

出雲市

益田市

大田市

江津市

飯石郡

簸川郡

邇摩郡

那智郡

那賀郡

美濃郡

鹿足郡

別表第一島根県第三区の項を削る。

別表第一岡山県第一区の項中「青江」を「青江一丁目、青江二丁目、青江三丁目、青江四丁目、青江五丁目、青江六丁目」に、「奥田、奥田二丁目」を「奥田一丁目」に、「三野、三野一丁目」を「三野一丁目」に改める。

別表第一徳島県第一区の項中「板野郡」を削り、同表徳島県第二区の項及び第三区の項を次のように改める。

第二区

鳴門市

板野郡

阿波郡

美馬郡

脇町

美馬町

三好郡

第三区

小松島市

阿南市

勝浦郡

名西郡

那賀郡

海部郡

麻植郡

美馬郡

半田町

貞光町

一字村

穴吹町

木屋平村

別表第一香川県第二区の項中「坂出市」を「坂出市」に改める。

別表第一高知県第一区の項を次のように改める。

第一区

高知市

上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本町筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永國寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稲荷町、若松町、高埴、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、栄田町、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町二丁目、越前町三丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、繩手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、土居町、役知町、潮新町一丁目、潮新町二丁目、仲田町、北新田町、新田町、南新田町、梅ノ辻、棧橋通一丁目、棧橋通二丁目、棧橋通三丁目、棧橋通四丁目、棧橋通五丁目、棧橋通六丁目、天神町、筆山町、塩屋崎町一丁目、塩屋崎町二丁目、百石町一丁目、百石町二丁目、百石町三丁目、百石町四丁目、南ノ丸町、南竹島町、竹島町、北竹島町、北高見町、高見町、六泉寺町、孕東町、孕西町、深谷町、南中山、北中山、幸崎、小石木町、大原町、河ノ瀬町、南河ノ瀬町、萩町一丁目、萩町二丁目、高須、葛島一丁目、葛島二丁目、葛島三丁目、葛島四丁目、高須新町一丁目、高須新町二丁目、高須新町三丁目、高須新町四丁目、布師田、一宮、薊野、重倉、久礼野、愛宕山、前里、東秦泉寺、中秦泉寺、三園町、西秦泉寺、北秦泉寺、宇津野、三谷、七ツ淵、加賀野井一丁目、加賀野井二丁目、愛宕山南町、秦南町一丁目、秦南町二丁目、東久万、中久万、西久万、南久万、万々、中万々、南万々、柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁目、一ツ橋町二丁目、みづき一丁目、みづき二丁目、みづき三丁目、みづき四丁目、朝倉甲、朝倉乙、朝倉丙、朝倉丁、朝倉戊、朝倉己、宗安寺、行川、針原、上里、領家、唐岩、曙町一丁目、曙町二丁目、朝倉本町一丁目、朝倉本町二丁目、若草町、若草南町、朝倉南町、朝倉横町、朝倉東町、朝倉西町一丁目、朝倉西町二丁目、針木北二丁目、針木北二丁目、針木本町、針木南、針木西、鴨部、神田、鴨部高町、鴨部上町、鴨部一丁目、鴨部二丁目、鴨部三丁目、大津甲、大津乙

別表第一高知県第二区の項中「伊野町」及び「吾北村」を削り、同表高知県第三区の項中「吾北村」を「吾川郡」に、「吾川村」を「吾川郡」に改める。

別表第一福岡県第四区の項中「宗像市」を「宗像市」に改める。

別表第一佐賀県第一区の項中「神埼郡」を「神埼郡」に改め、同表佐賀県第二区の項中「多々市」を削り、「佐賀郡」を「佐賀郡」に改め、同表佐賀県第三区の項中「唐津市」を「唐津市」に改める。

別表第一熊本県第一区の項中、「清水町大字亀井、清水町大字万石」、「清水町大字山室」、「清水町大字大窪」、「龍田町上立田、龍田町陳内」、「御領町及び、下南部町」を削り、「八景水谷三丁目」の下に、「八景水谷四丁目」を、「山七丁目」の下に、「山八丁目、山九丁目」を、「御領一丁目」の下に、「御領二丁目、御領三丁目、御領四丁目、御領五丁目、御領六丁目、御領七丁目、御領八丁目」を、「八反田二丁目」の下に、「八反田三丁目」を、「新外一丁目」の下に、「新外二丁目、新外三丁目、新外四丁目」を、「月出二丁目」の下に、「月出三丁目、月出四丁目、月出五丁目、月出六丁目、月出七丁目、月出八丁目」を、「乗越ヶ丘」の下に、「小峯一丁目、小峯二丁目、小峯三丁目、小峯四丁目、山ノ内一丁目、山ノ内二丁目、山ノ内三丁目、山ノ内四丁目、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁目、長嶺西一丁目、長嶺西二丁目、長嶺西三丁目、長嶺東一丁目、長嶺東二丁目、長嶺東三丁目、長嶺東四丁目、長嶺東五丁目、長嶺東六丁目、長嶺東七丁目、長嶺東八丁目、長嶺南一丁目、長嶺南二丁目、長嶺南三丁目、長嶺南四丁目、長嶺南五丁目、長嶺南六丁目、長嶺南七丁目、長嶺南八丁目、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田

八丁目、龍田九丁目、榎木一丁目、榎木二丁目、榎木三丁目、麻生田一丁目、麻生田二丁目、兎谷一丁目、兎谷二丁目、兎谷三丁目、上南部一丁目、上南部二丁目、上南部三丁目、上南部四丁目、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目を加える。

別表第一大分県第一区の項を次のように改める。

第一区

大分市

別表第一大分県第二区の項中「大分市」を「日田市」に、「竹田市」を

「竹田市」に、「直入郡」を「直入郡」に改め、同表大分県第三区の項を次のように改める。

第三区

別府市

中津市

豊後高田市

杵築市

宇佐市

西国東郡

東国東郡

速見郡

下毛郡

宇佐郡

別表第一大分県第四区の項を削る。

別表第一鹿児島県第一区の項中「吉野出張所管内」を「吉野支所管内」に改める。

別表第一沖縄県第一区の項及び第二区の項を次

のように改める。

第一区

那覇市

島尻郡

渡嘉敷村

座間味村

栗国村

渡名喜村

南大東村

北大東村

久米島町

宜野湾市

浦添市

中頭郡

読谷村

嘉手納町

北谷町

北中城村

中城村

西原町

別表第一沖縄県第三区の項中「読谷村」「嘉手納町」「北谷町」「中城村」を削る。

第四区

平良市

石垣市

糸満市

豊見城市

島尻郡

東風平町

具志頭村

玉城村

知念村

佐敷町

与那原町

大里村

南風原町

宮古郡

八重山郡

別表第二南関東の項中「二十一人」を「二十二人」に改め、同表近畿の項中「三十人」を「二十九人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期

日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

第三条 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成十三年十二月十九日(同表中四日市に係る区域にあつては同月二十一日、同表中守谷市及び茨城県北相馬郡の区域にあつては平成十四年二月二日、同表中岩手県岩手郡、同県三戸郡、埼玉県大里郡大里町、富里市、千葉県印旛郡、さぬき市、香川県大川郡、沖縄県島尻郡久米島町及び豊見城市の区域にあつては同年四月一日。以下この条において「基準日」という。)現在によつたものであつて、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村(特別区を含む。)の境界変更(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。)があつたときは、施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。

審査報告書

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十三日

経済産業委員長 保坂 三蔵
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第二条第五項に規定されている三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。

二 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すること。

三 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。

四 地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないよう、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。

右決議する。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年七月十八日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による

各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人(以下「国等」という。)が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札しようとする者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下「職員」という。)が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号

のいずれかに該当するものをいう。

一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報を、特定のものとして管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)
第三条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置(以下単に「改善措置」という。)を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があつたと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。	4 各省各庁の長等は、第二項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。	の調査に係る部分に限る。及び第四項の規定は適用せず、地方自治法第二百四十三条の二第三項中「決定すること」を求め」と読み替えて、同条(地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。	の他必要な協力を求めることができる。 (指定職員による調査) 第六条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員(以下この条において「指定職員」という。)に、第三項第四項、第四項第一項若しくは第二項又は前条第一項本文若しくは第二項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。
5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。	5 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)第三条第二項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫等の長(同条第一項に規定する公庫等の長をいう。)は、第二項、第三項第二項の調査に係る部分に限る。及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第四条第四項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為(入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第五項に規定する入札談合等関与行為をいう。)に係る同法第四条第一項の調査の結果を添えて」とする。	第五項 各省各庁の長等は、第三項第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁をすることができると否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長又は特定独立行政法人の長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。)に対し、第三項第一項又は第二項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。	2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。 3 指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁(財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。
6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。	6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(第二項	2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができると否かについて必要な調査を行わなければならない。	第七条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 (運用上の配慮) 第八条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。
7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができ	6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(第二項	3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供そ	第九条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣を
(職員に対する損害賠償の請求等) 第四条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。	6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(第二項	3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供そ	第九条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣を
2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。	6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(第二項	3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供そ	第九条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣を
3 各省各庁の長等は、前二項の調査を行うため	6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(第二項	3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供そ	第九条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣を

もつてその長に充てることとされているものに限る。の長に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

日本郵政公社法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十三日

総務委員長 田村 公平

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、公社は、郵政事業が、郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民生活に不可欠な生活基礎サービスを全国あまねく提供するという使命を

持ち、健全な経営環境の下、国民利用者のニーズに合ったサービスを提供し続けることができるよう万全を期すること。

二、公社が、国民共有の生活インフラである郵便局を最大限活用し、ワンストップサービスやひまわりサービスなどの地域貢献施策を推進するとともに、各郵便局が地域社会と共同で創意工夫し、地域の実情にあつた施策や協力体制を推進することができるよう努めること。

三、郵便貯金、簡易生命保険が、国民一人一人の貴重な生活資金を預託されているものであることにかんがみ、公社は、その健全な運用に万全を期すよう努めるとともに、公社の資金運用が真に国民利用者の便益のためとなるよう最大限の配慮を行うこと。

四、郵便局、郵便局ネットワークは、国民共有の生活インフラ・セーフティネットであることにかんがみ、公社が郵便局ネットワークを現在と同水準に維持するよう努めること。

五、公社が、経営の健全性を確保するとともに、より一層国民・利用者の利便の向上を図るため、経営の効率化とサービスの改善に努めるよう配慮すること。

六、公社が、出資を行う際には、真に必要なものと認められるものに限定するとともに、出資先の財務内容等の情報公開の徹底が図られるよう配慮すること。

七、国庫納付の政令を定めるに当たっては、公社が、郵政事業の公共的使命を十分果たすことができるよう配慮すること。特に、公社法第三十七條の積立金の「基準額」の計算方法については、公社と類似の業務を営む民間事業者の負債

に対する自己資本の比率を踏まえ、公社の経営の健全性を確保できるよう定めること。

八、総務省及び公社は、第三種及び第四種郵便物の料金減免制度の維持に努めることとし、特に、盲人用郵便物については、無料の取扱いを継続するよう、格段に配慮すること。

九、公社においては、健全な経営の維持・発展のため、良好な労使関係を構築し、国民の支持・信頼に応える郵政事業を行うとともに、充実した労使間の協議等を行うよう努めること。右決議する。

日本郵政公社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十四年七月九日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

(小字及び一は衆議院修正)

日本郵政公社法案

日本郵政公社法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び理事会並びに職員(第八条―第十八条)

第三章 業務運営

第一節 業務(第十九条―第二十二條)

第二節 中期経営目標等(第二十三條―第二十六條)

十六七

第四章 財務及び会計(第二十七條―第四十八條)

第五章 人事管理(第四十九條―第五十六條)

第六章 監督(第五十七條―第六十二條)

第七章 雑則(第六十三條―第六十八條)

第八章 罰則(第六十九條―第七十二條)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本郵政公社は、中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)第三十三條第一項に規定する国営の新たな公社として、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 日本郵政公社(以下「公社」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公社の資本金は、別に法律で定めるところにより政府から出資があつたものとされた金額とする。

官 報 (号 外)

(登記) 第五条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 (名称の使用制限) 第六条 公社でない者は、日本郵政公社という名称を用いてはならない。 (民法の準用) 第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公社について準用する。	3 理事会は、総裁、副総裁及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 4 理事会の議事は、出席した総裁、副総裁及び理事の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。 (役員職務及び権限) 第十一条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、公社の業務を監査する。 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総務大臣に意見を提出することができる。 (役員任期) 第十二条 総裁及び監事は、総務大臣が任命する。 2 副総裁は、総裁が総務大臣の認可を受けて任命する。 3 理事は、総裁が任命する。 4 理事のうち三人以上及び監事のうち一人以上は、その就任の前五年間社内者等(公社の役員若しくは職員又は政府の職員(非常勤の者を除く))をいう。次条第二項において同じ。)でなかつた者でなければならない。	(役員任期) 第十三条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができない。この場合において、当該役員がその最初の就任の前五年間社内者等でなかつたときは、前条第四項の規定の適用については、その再任の前五年間社内者等でなかつたものとみなす。 (役員欠格事項) 第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。 (役員解任) 第十五条 総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため公社の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。	4 総裁は、前二項の規定により副総裁を解任しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。 5 総務大臣は、副総裁又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、総裁に対し、その役員の解任を命ずることができる。 (代表権の制限) 第十六条 公社と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。 (代理人の選任) 第十七条 総裁及び副総裁は、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。 (職員の任命) 第十八条 公社の職員は、総裁が任命する。 第三章 業務運営 第一節 業務 (業務の範囲) 第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により郵便の業務を行うこと。 二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の規定により郵便貯金の業務を行うこと。 三 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の規定により郵便為替の業務を行うこと。
(理事会の設置及び任務) 第九条 公社に、理事会を置く。 2 理事会は、総裁、副総裁及び理事をもって組織する。 3 理事会は、この法律の規定により総務大臣の認可(第十二条第二項及び第十五条第四項の認可を除く)又は承認(第五十一条第三項の承認を除く)を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定する。 (理事会の会議) 第十条 理事会は、総裁が招集する。 2 総裁は、理事会の議長となり、会務を総理す	3 理事会は、総裁、副総裁及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 4 理事会の議事は、出席した総裁、副総裁及び理事の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。 (役員職務及び権限) 第十一条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、公社の業務を監査する。 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総務大臣に意見を提出することができる。 (役員任期) 第十二条 総裁及び監事は、総務大臣が任命する。 2 副総裁は、総裁が総務大臣の認可を受けて任命する。 3 理事は、総裁が任命する。 4 理事のうち三人以上及び監事のうち一人以上は、その就任の前五年間社内者等(公社の役員若しくは職員又は政府の職員(非常勤の者を除く))をいう。次条第二項において同じ。)でなかつた者でなければならない。	(役員任期) 第十三条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができない。この場合において、当該役員がその最初の就任の前五年間社内者等でなかつたときは、前条第四項の規定の適用については、その再任の前五年間社内者等でなかつたものとみなす。 (役員欠格事項) 第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。 (役員解任) 第十五条 総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため公社の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。	4 総裁は、前二項の規定により副総裁を解任しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。 5 総務大臣は、副総裁又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、総裁に対し、その役員の解任を命ずることができる。 (代表権の制限) 第十六条 公社と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。 (代理人の選任) 第十七条 総裁及び副総裁は、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。 (職員の任命) 第十八条 公社の職員は、総裁が任命する。 第三章 業務運営 第一節 業務 (業務の範囲) 第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により郵便の業務を行うこと。 二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の規定により郵便貯金の業務を行うこと。 三 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の規定により郵便為替の業務を行うこと。

- 四 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の規定により郵便振替の業務を行うこと。
- 五 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。
- 六 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行うこと。
- 七 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行うこと。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 公社は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
 - 一 お年玉付郵便集書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便集書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便集書等を発行すること。
 - 二 郵便貯金法第四条第一項に規定する施設の設置及び運営を行うこと。
 - 三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)第三条に規定する業務を行うこと。
 - 四 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第二条第一項の規定により委託された寄附金の処理を行うこと。
 - 五 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)第一条に規定する外国通貨の両替及び旅行小切手の売買を行うこと。
- 六 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)第二条第二項の規定により委託された寄附金の処理を行うこと。
- 七 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業(同条第三項に規定する個人型年金に係るものに限る。)を行うこと。
- 八 簡易生命保険法第一百一条第一項に規定する施設の設置及び運営を行うこと。
- 九 日本銀行の委託を受けて、国庫金の取扱いを行うこと。
- 十 国家公務員共済組合連合会の委託を受けて、国家公務員共済組合連合会が支給する年金及び一時金の支払に関する事務を行うこと。
- 十一 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六条第五項に規定する受託銀行等の再委託を受けて、当せん金付証票の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務を行うこと。
- 十二 国民生活金融公庫の委託を受けて、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条の二第二項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。
- 十三 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十条第二項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。
- 十四 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)第二条第一項に規定する金融機関の委託を受けて、同法第四条第一項に規定する金融機関預金受払事務を行うこと。
- 十五 国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金法第六十一条第一項に規定する事務を行うこと。
- 十六 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百十号)第二条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務を行うことその他委託を受けて地方公共団体の事務を行うこと。
- 十七 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第二条第一項に規定する損害保険会社等の委託を受けて、同条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いを行うこと。
- 十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 公社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五条第一項に規定する国際電信電話株式会社又は日本放送協会の委託を受けて、地域住民の利便の増進に資する業務を行うことができる。
- 4 公社は、前項に規定する業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(郵便局)

- 第二十条 公社は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局を○設置しなければならない。
○あまねく全国に
- 2 前項の総務省令を定めるに当たっては、地域住民の利便の確保について配慮しなければならない。
- (出賃)
第二十一条 公社は、第十九条第一項第一号に掲げる業務の運営に特に必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出賃することができる。
- (業務の委託)
第二十一条 公社は、次に掲げる法律の定めるところにより、その業務の一部を委託することができる。
 - 一 郵便法
 - 二 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)
 - 三 郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)
 - 四 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)
 - 五 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律
- 2 公社は、前項に定めるもののほか、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、第十九条第二項第二号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第二十二條 公社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

第二節 中期経営目標等

(中期経営目標及び中期経営計画)

第二十三條 公社は、総務省令で定めるところにより、四年ごとに、その目標を定める年の翌年の四月一日以降四年を一期とする経営に関する具体的な目標(以下「中期経営目標」という。)及び当該中期経営目標を達成するための計画(以下「中期経営計画」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期経営目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 経営の健全性の確保に関する事項
- 二 その他業務運営に関する重要事項
- 3 中期経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業計画
- 二 予算
- 三 資金計画

四 郵便貯金の預り金(郵便貯金の利子を含み、日常の払戻しに必要な資金を除く。以下「郵便貯金資金」という。)の運用計画

五 簡易生命保険業務(第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。

以下この条及び第二十九条第二項において同じ。)に係る収入のうち簡易生命保険業務に係る支出に充てられていないもの(簡易生命保険業務に係る日常の支出に必要な資金を除く。以下「簡易生命保険資金」という。)の運用計画

4 前項第二号の予算においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 短期借入金金の限度額

二 郵便業務(第十九条第一項第一号及び第六号並びに同条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務をいう。以下同じ。)に係る資金繰りに充てるための郵便貯金資金の融通の限度額

三 郵便業務に係る資金繰りに充てるための簡易生命保険資金の融通の限度額

5 第三項第四号の郵便貯金資金の運用計画は、郵便貯金業務(第十九条第一項第二号から第四号まで及び第七号並びに同条第二項第二号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。第三項第八号及び第二十九条第二項において同じ。)を行う事業の経営の健全性の確保を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実で有利な運用となるように定めなければならない。

6 前項の規定は、第三項第五号の簡易生命保険資金の運用計画について準用する。この場合において、前項中「郵便貯金業務(第十九条第一項第二号から第四号まで及び第七号並びに同条第二項第二号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。」

業務をいう。第八号及び第二十九条第二項において同じ。)とあるのは、「簡易生命保険業務」と読み替えるものとする。

7 中期経営計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該中期経営計画に係る期間の収益及び費用の見通しに関する書類
- 二 当該中期経営計画に係る期間の終了時における資産及び負債の見通しに関する書類
- 三 その他当該中期経営計画の参考となる書類

8 第三項第二号の予算、同項第三号の資金計画並びに前項第一号及び第二号に掲げる書類においては、それぞれ、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。

(年度経営計画)

第二十四條 公社は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期経営計画に基づき、総務省令で定めるところにより、その事業年度の経営に関する計画を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る業績評価)

第二十五條 総務大臣は、公社の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

2 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、公社に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(中期経営目標に係る業績評価)

第二十六條 公社は、第二十三条第一項の認可を受けた中期経営目標に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該中期経営目標の達成状況に関する報告書(以下「中期経営報告書」という。)を総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の公社の中期経営目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、公社に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(企業会計原則)

第二十八條 公社の会計は、総務省令で定めるところにより、企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第二十九條 公社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財務諸表(貸借対照表、損益計算書その他の総務省令で定める書類に限る。)においては、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。

3 公社は、第一項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の

内に、総務省令で定めるところにより、当該中期経営目標の達成状況に関する報告書(以下「中期経営報告書」という。)を総務大臣に提出しなければならない。

事業報告書を添え、並びに財務諸表及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

4 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の実施状況

二 郵便局の設置、移転及び廃止の状況

三 常時勤務に服することを要する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九号又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で総務省令で定めるものを含む。)の数

四 郵便貯金資金の運用の実績

五 簡易生命保険資金の運用の実績

六 その他総務省令で定める事項

5 公社は、第一項の規定による総務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第三項の事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査等)

第三十〇条 公社は、財務諸表及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 会計監査人は、総務大臣が選任する。

3 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初

に終了する事業年度の財務諸表についての総務大臣の前条第一項の承認の時までとする。

4 総務大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

5 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第一項の会計監査人について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第二項第一項」とあるのは、「日本郵政公社法第三十〇条第一項」と読み替えるものとする。

(簡易生命保険価格変動準備金)

第三十一條 公社は、毎事業年度末において、その所有する有価証券その他の価格変動による損失が生じ得るものとして総務省令で定める資産(簡易生命保険資金の運用に係るものに限る。次項において「有価証券等」という。)について、総務省令で定めるところにより計算した金額を簡易生命保険価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて総務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、有価証券等の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動

による損失並びに償還損をいう。)の額が有価証券等の売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(簡易生命保険責任準備金の算出方法書)

第三十二條 公社は、業務開始の際、簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の算出方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

(簡易生命保険責任準備金)

第三十三條 公社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、簡易生命保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、簡易生命保険責任準備金を積み立てなければならない。

(簡易生命保険支払準備金)

第三十四條 公社は、毎事業年度末において、保険金、年金、還付金その他の給付金(以下この条において「保険金等」という。)で、簡易生命保険契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものがある場合において、保険金等の支出として計上していないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険支払準備金を積み立てなければならない。

(国庫納付金)

第三十五條 公社は、公社の経営の健全性の確保

に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内で政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとする。

2 前項の政令は、公社の損益並びに資産及び債務の状況その他の公社の経営の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

(利益及び損失の処理)

第三十六條 公社は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(国庫納付金)

第三十七條 公社は、第二十四条第一項に規定する中期経営計画に係る期間(以下この条において「中期経営計画に係る期間」という。)の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理(以下この条において「整理」という。)を行った後、公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額(以下この条において「基準額」という。)を超える額の積立金(前条第一項の規定による積立金をいう。以下この条において同じ。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとする。

一 当該中期経営計画の期間(以下この条において「当該期間」という。)の直前の中期経営計画の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超えないとき又は当該期間が最初の中期経営計画の期間であるとき 当該期間の最後の事業年度に係る

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その二) 日本郵政公社法案

五九

整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超える場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額(当該前期間の最後の事業年度においてこの条の規定により国に納付した場合にあつては、その納付した額を控除した残額)を超えるとき、その超える額に相当する金額

(長期借入金及び日本郵政公社債券)

第三十七条 公社は、その施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本郵政公社債券を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公社は、長期借入金又は日本郵政公社債券で政令で定めるものの償還に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本郵政公社債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 公社は、総務大臣の認可を受けて、日本郵政公社債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

4 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は日本郵政公社債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十八条 公社は、毎事業年度、長期借入金及

び日本郵政公社債券の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。

(短期借入金)

第三十九条 公社は、資金繰りのため必要があるときは、中期経営計画の第二十三條第四項第一号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(郵便貯金資金の運用)

第四十条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。

一 郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け

二 郵便貯金法第六十九条の規定による地方公共団体に対する貸付け

三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第十二條の規定による貸付け

四 次に掲げる有価証券等の売買

イ 国債(証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)

ロ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券

ハ 地方債

ニ 特別の法律により設立された法人(ロに規定する法人を除く。で、国、ロに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を

発行することができるものの発行する債券

ホ 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会(次号及び第六号において「金融機関」という。)

の発行する債券(次条第二項及び第四項において「金融債」という。)

ヘ 社債で政令で定めるもの

ト 特定社債(資産の流動化に関する法律平成十年法律第五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条第二項において同じ。で政令で定めるもの

チ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第四十五條第一号において同じ。のうちのロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの

リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関(ア及び次条第三項において「外国政府等」という。の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券(証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。次条第二項及び第三項において「外国債」という。)

ヌ 貸付信託の受益証券

ル 法人が事業に必要な資金を調達するため発行する約束手形で総務省令で定めるもの

ヲ 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証書でルに規定する約束手形の性質を有するもの

五 金融機関への預金

六 第四号に掲げる方法により取得した債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

七 債券オペレーション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第四号イ及びロに規定する標準物を含む。の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。の取得又は付与

八 先物外国為替(外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものをいう。の売買

九 通貨オペレーション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。を成立させることができる権利をいう。の取得又は付与

十 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。第四十五條第二号において同じ。への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、第四号から前号までに掲げる方法により運用するものに限る。

十一 郵便業務の用に供する施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てる

ための資金の融通

十二 郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金の融通

第四十一條 公社は、前条第四号ロからリまでに掲げる債券を郵便貯金資金をもって取得するときは、次に掲げる場合を除き、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

一 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十二条第一項の資金の調達に依る場合

二 郵便貯金法第六十九条の規定により取得する場合

三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第十八条の規定により取得する場合

2 公社が金融債、社債、特定社債、外国債又は貸付信託の受益証券(次項及び第五項において「金融債等」という。)に運用する郵便貯金資金の額は、それぞれ、郵便貯金資金の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。

3 公社は、郵便貯金資金を金融債等に運用する場合においては、それぞれ、一の法人の発行する金融債等の十分の五又は一の法人の一回に発行する金融債等の十分の六を超える割合(外国政府等の発行する外国債その他政令で定める外国債に運用する場合にあっては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合)の金融債等取得してはならない。

4 前項の場合において、簡易生命保険資金の金融債に運用する額があるときは、その額を郵便貯金資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとす

る。

5 公社が郵便貯金資金をもって取得する金融債等は、それぞれ、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、公社以外の者の取得に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

第四十二條 公社は、第四十〇条第一号に掲げる方法により郵便貯金資金を運用しようとするときは、その金額、利率及び期間について、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る利率が国債の利回りその他の市場金利に即したものであると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 公社は、第四十〇条第二号に掲げる方法により郵便貯金資金を運用しようとするときは、その金額、利率及び期間について、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 その運用をすることによって第四十〇条第十二号に掲げる方法により運用する郵便貯金資金の額が中期経営計画の第二十三条第四項第二号の限度額を超えないものであること。

二 その利率が国債の利回りその他の市場金利に即したものであること。

三 その期間が一年を超えないものであること。

4 公社は、第四十〇条第二号に掲げる方法により郵便貯金資金を運用したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を総務大臣に届

け出なければならない。

(郵便振替資金の運用)

第四十三條 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便振替の預り金(郵便振替の日常の払出しに必要な資金を除く。第七十一條第十二号において「郵便振替資金」という。)を運用してはならない。

一 国債の売買

二 第四十〇条第五号に掲げる方法

(簡易生命保険資金の運用)

第四十四條 公社は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資金を運用してはならない。

一 保険契約者に対する貸付け

二 簡易生命保険法第八十八条の規定による地方公共団体に対する貸付け

三 第四十〇条第四号から第十二号までに掲げる方法

2 第四十一條第一項第三号を除く。)及び第四十二條の規定は、簡易生命保険資金について準

用する。この場合において、第四十一條第一項第二号中「郵便貯金法第六十九条」とあるのは「簡易生命保険法第八十八条」と、同条第四項中「簡易生命保険資金」とあるのは「郵便貯金資金」と、第四十二條第三項第一号中「第二十三條第四項第二号」とあるのは「第二十三條第四項第三号」と読み替えるものとする。

(余剰金の運用)

第四十五條 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債その他総務大臣の指定する有価証券の売買

二 信託会社への金銭信託

三 第四十〇条第五号に掲げる方法

(財産の処分等の制限)

第四十六條 公社は、総務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

(会計規程)

第四十七條 公社は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

(総務省令への委任)

第四十八條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公社の財務及び会計に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第五章 人事管理

(役員及び職員的身分)

第四十九條 公社の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十條 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 公社は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、公社の経営の状況その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 総務大臣は、第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)に通知するものとする。
- 5 審議会等は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、総務大臣に対し、意見を申し出るることができる。
- (役員の服務)
- 第五十一條 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 4 役員(非常勤の者を除く)は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(第六十九條第二号において「営利企業」という。)の地位で、公社又はその離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。
- (役員の災害補償)
- 第五十二條 役員が公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、職員の例による。
- (職員の給与)
- 第五十三條 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。
- 2 公社は、職員の給与の支給の基準を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間事業の従業員の給与、公社の経営の状況その他の事情を考慮して定められなければならない。
- (職員の勤務時間等)
- 第五十四條 公社は、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- (運用職員の責務等)
- 第五十五條 郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用に係る事務のうち総務省令で定めるものに従事する者として総裁が指定する職員(以下この条において「運用職員」という。)は、それぞれ、郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用の重要性を認識し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。
- 2 運用職員は、郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用に関して職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 3 運用職員が前項の規定に違反した場合においては、当該運用職員の任命権者は、当該運用職員に対し国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分をしなければならない。
- (他の法律の適用除外等)
- 第五十六條 次に掲げる法律の規定は、職員(第三号に掲げる法律の規定にあつては、役員及び職員)については、適用しない。
- 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定
- 二 国家公務員法第十八條、第二十八條(第一項前段を除く)、第二十九條から第三十二條まで、第六十二條から第七十條まで、第七十二條第二項及び第三項、第七十五條第二項並びに第六十六條の規定
- 三 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定
- 四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定
- 五 一般職の職員の給与に関する法律の規定
- 六 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の規定
- 七 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第五條第二項、第七條の二、第八條及び第十一條の規定
- 八 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の規定
- 九 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百一十五号)第七條から第九條までの規定
- 2 職員に関する国家公務員法の規定の適用については、同法第二條第六項中「政府」とあり、及び同法第七項中「政府又はその機関」とあるのは「日本郵政公社」と、同法第六十條第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二條第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、同法第七十八條第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十條第四項中「給与準則」とあるのは「日本郵政公社法第五十三條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一條の二第二項各号中「人事院規則」とあるのは「日本郵政公社の総裁が」と、同法第八十一條の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第一百條第二項中「所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する」とあるのは「日本郵政公社の総裁の許可を要する。退職者についても、同様とする」と、同法第一百條第一項中「政府」とあり、及び同法第二項中「当該官庁」とあるのは「日本郵政公社」と、同法第三十三條第三項中「所轄庁の長」とあり、及び同法第四十四條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「日本郵

五

第七章 雑則

(郵政監察官)

第六十二條 公社に、郵政監察官を置く。

2 郵政監察官は、郵政事業(公社の行う事業をいう。以下この項及び次項において同じ。)に関する犯罪、非違及び事故に関する調査及び処理その他郵政事業の適正かつ確実な実施の確保に係る職務に従事する公社の役員又は職員のうちから、総務大臣の定める者がその役員又は職員の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して指名する者をもって充てる。

3 郵政監察官は、郵政事業に対する犯罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察員の職務を行う。

4 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官である司法警察職員に、これを逮捕させなければならない。

5 警察官である司法警察職員は、前項の規定により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

6 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取った場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると判断するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

7 郵政監察官は、第三項から前項までに規定する職務を行うに当たっては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

8 郵政監察官の司法警察員としての職務は、総務大臣が監督する。

(国会への報告)

第六十三條 総務大臣は、第二十三條第一項の規

定による認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る中期経営目標又は中期経営計画を添えて、その旨を国会に報告しなければならない。

2 総務大臣は、第二十九條第一項の規定による承認をしたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表並びに同条第三項の事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を添えて、その旨を国会に報告しなければならない。

(経営等に関する情報の公表)

第六十四條 公社は、次に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第十二條第二項又は第三項の規定により副総裁又は理事が任命されたとき。

二 第十五條第一項から第三項までの規定により副総裁又は理事が解任されたとき。

三 第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第四十二條第一項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けたとき。

四 第二十四條、第四十二條第四項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)、第五十條第二項、第五十三條第二項又は第五十四條の規定による届出をしたとき。

五 第二十六條第一項の規定により中期経営報告書を提出したとき。

2 公社は、前項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、業務及び組織に関する状況その他経営内容に関する情報を公表しな

ければならない。

(審議会等への諮問)

第六十五條 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等へ諮問しなければならない。

一 第十九條第四項、第二十一條第二項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第三十二條第一項、第三十七條第一項若しくは第二十二條第一項、第三十八條、第四十二條第一項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)

又は第四十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十條第一項又は第二十八條の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第二十五條第一項又は第二十六條第二項の規定による評価を行うおうとするとき。

四 第二十九條第一項の規定による承認をしようとするとき。

五 第五十九條第一項の規定による命令をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第六十六條 総務大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十三條第一項、第三十七條第一項から第三項まで、第三十八條、第四十二條第一項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)

又は第四十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十五條第一号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第六十七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(経過措置)

第六十八條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第六十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十一條第四項の規定に違反して営利企業に地位に就いた者

第七十條 第五十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十一條 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定により総務大臣の認可又は

承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により総務大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

四 第十九条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第二十六条第一項の規定による中期経営報告書の提出をせず、又は中期経営報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期経営報告書を提出したとき。

六 第二十九条第五項の規定に違反して財務諸表、事業報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備えて置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

七 第三十一条第一項又は第二項の規定に違反して簡易生命保険価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

八 第三十三条の規定に違反して簡易生命保険責任準備金を積み立てなかったとき。

九 第三十四条の規定に違反して簡易生命保険支払準備金を積み立てなかったとき。

十 第三十九条第一項の規定に違反して短期借入金をしたとき。

十一 第四十条の規定に違反して郵便貯金資金を運用したとき。

十二 第四十三条の規定に違反して郵便振替資金を運用したとき。

十三 第四十四条第一項の規定に違反して簡易

生命保険資金を運用したとき。

十四 第四十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十五 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による命令に違反したとき。

十六 第六十四条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第七十二条 第六条の規定に違反して日本郵政公社という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

第二条 公社は、この法律の施行の時に成立する。

審査報告書

日本郵政公社法施行法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十三日

総務委員長 田村 公平
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本郵政公社法を施行するため、日本郵政公社の設立の準備に関する事項その他の同法の施行のための措置を定めるとも

に、同法の施行に伴い、簡易生命保険特別会計法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、公社は、郵政事業が、郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民生活に不可欠な生活基礎サービスを全国あまねく提供するという使命を持ち、健全な経営環境の下、国民利用者のニーズに合ったサービスを提供し続けることができるよう万全を期すること。

二、公社が、国民共有の生活インフラである郵便局を最大限活用し、ワンストップサービスやひまわりサービスなどの地域貢献施策を推進するとともに、各郵便局が地域社会と共同で創意工夫し、地域の実情にあった施策や協力体制を推進することができるよう努めること。

三、郵便貯金、簡易生命保険が、国民一人一人の貴重な生活資金を預託されているものであることにかんがみ、公社は、その健全な運用に万全を期すよう努めるとともに、公社の資金運用が真に国民利用者の便益のためとなるよう最大限の配慮を行うこと。

四、郵便局・郵便局ネットワークは、国民共有の生活インフラ・セーフティネットであることにかんがみ、公社が郵便局ネットワークを現在と同水準に維持するよう努めること。

五、公社が、経営の健全性を確保するとともに、より一層国民・利用者の利便の向上を図るため、経営の効率化とサービスの改善に努めるよう配慮すること。

六、公社が、出資を行う際には、真に必要なと認められるものに限定するとともに、出資先の財務内容等の情報公開の徹底が図られるよう配慮すること。

七、国庫納付の政令を定めるに当たっては、公社が、郵政事業の公共的使命を十分果たすことができるよう配慮すること。特に、公社法第三十七条の積立金の「基準額」の計算方法については、公社と類似の業務を営む民間事業者の負債に対する自己資本の比率を踏まえ、公社の経営の健全性を確保できるよう定めること。

八、総務省及び公社は、第三種及び第四種郵便物の料金減免制度の維持に努めることとし、特に、盲人用郵便物については、無料の取扱いを継続するよう、格段に配慮すること。

九、公社においては、健全な経営の維持・発展のため、良好な労使関係を構築し、国民の支持・信頼に応える郵政事業を行うとともに、充実した労使間の協議等を行うよう努めること。右決議する。

日本郵政公社法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年七月九日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

(小字及び一は衆議院修正)
日本郵政公社法施行法案
日本郵政公社法施行法

目次

第一章 日本郵政公社法の施行のための措置	1
第一節 日本郵政公社の設立の準備(第一條—第三條)	1
第二節 職員的身分引継ぎ等(第四條—第十條)	1
第三節 その他の日本郵政公社法の施行のための措置(第十一條—第二十三條)	1
第二章 日本郵政公社法の施行に伴う関係法律の整備等	2
第一節 法律の廃止(第二十四條)	2
第二節 内閣府関係(第二十五條—第三十四條)	2
第三節 総務省関係(第三十五條—第八十九條)	2
第四節 法務省関係(第九十條—第九十八條)	2
第五節 財務省関係(第九十九條—第一百三十六條)	2
第六節 文部科学省関係(第一百三十七條)	2
第七節 厚生労働省関係(第一百三十八條—第一百六十四條)	2
第八節 農林水産省関係(第一百六十五條—第一百八十六條)	2
第九節 経済産業省関係(第一百八十七條)	2
第十節 国土交通省関係(第一百八十八條—第一百八十九條)	2
附則	2
第一章 日本郵政公社法の施行のための措置	2
第一節 日本郵政公社の設立の準備(総裁等となるべき者の指名等)	2
第一條 総務大臣は、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号。以下「公社法」という。)の施行の日(以下この章、別表第三及び別表第四において「施行日」という。)前に日本郵政公社(以下「公社」という。)の総裁又は監事となるべき者を指名する。	2
2 前項の規定により指名された総裁となるべき者は、施行日前に公社法第十二條第二項の規定の例により公社の副総裁となるべき者を指名する。	2
3 第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、施行日前に公社の理事となるべき者を指名する。	2
4 前三項の規定により指名された総裁、副総裁、理事又は監事となるべき者は、施行日において、公社法の規定により、それぞれ総裁、副総裁、理事又は監事に任命されたものとする。(設立委員等)	2
第二條 総務大臣は、設立委員を命じて、公社の設立に関する事務を処理させる。	2
2 設立委員は、施行日前に、別表第一の上欄に掲げるものを作成し、又は定め、総務大臣の認可を受けなければならない。	2
3 設立委員は、公社の業務運営上必要があると認めるときは、別表第二の上欄に掲げる基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。	2
4 設立委員は、別表第三の上欄に掲げる場合には、総務大臣の認可を受けることができる。	2
5 総務大臣は、前三項の規定による認可をしようとするときは、郵政審議会に諮問しなければならない。	2
6 総務大臣は、第二項(別表第一の二の項、八の項及び九の項に係る部分に限る。)又は第四項(別表第三の二の項及び三の項に係る部分に限る。)の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。	2
7 総務大臣は、第二項(別表第一の六の項に係る部分に限る。)の規定による認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。	2
8 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。	2

9 総務大臣は、第二項(別表第一の二の項に係る部分に限る。)の規定による認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る中期経営目標及び中期経営計画を添えて、その旨を国会に報告しなければならない。	9
10 第二項から第四項までの規定によりした総務大臣の認可は、施行日において、それぞれ別表第一から別表第三までの下欄に掲げる規定によりした総務大臣の認可とみなす。	10
11 設立委員は、施行日前に、別表第四の上欄に掲げるものを定め、総務大臣に届け出なければならない。	11
12 前項の規定により総務大臣に届け出られたものは、施行日において、それぞれ別表第四の下欄に掲げる規定により総務大臣に届け出られたものとみなす。	12
13 設立委員は、施行日前に、公社の設立の準備を完了し、その旨を総務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。(郵政審議会への諮問)	13
第三條 総務大臣は、施行日前において、次に掲げる総務省令を制定しようとするときは、郵政審議会に諮問しなければならない。	13
一 公社法第二十條第一項又は第二十八條の総務省令	13
二 第四十一條の規定による改正後の郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号。附則、別表第一、別表第二及び別表第四において「新郵便法」という。)第七十五條の二第二項第三号又は第七十五條の六第二項第二号から第四号までの総務省令	13
三 第四十條の規定による改正後の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号。以下この章、附則、別表第一及び別表第四において「新郵便貯金法」という。)第六十九條の総務省令	13
四 第四十八條の規定による改正後の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下この章、附則及び別表第一において「新保険法」という。)第八十八條の総務省令	13
第二節 職員的身分引継ぎ等(職員的身分引継ぎ)	13
第四條 公社法の施行の際現に郵政事業庁の職員である者及び沖繩総合通信事務所職員であつて第八十九條の規定による改正前の総務省設置法(平成十一年法律第九十一号。以下この章において「旧総務省設置法」という。)第二十八條第二項に定める事務に従事するものである者は、別に辞令を發せられない限り、施行日において公社の職員となるものとする。(権利義務の承継)	13
第五條 公社法の施行の際現に旧総務省設置法第四條第七十九号に掲げる事務に関し国が有する権利及び義務、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計がそれぞれ国の他の会計及び資金(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十四條に規定する資金をいう。)に対して有する権利及び義務を含む。)は、附則第二條第二項に規定するものその他政令で定めるものを除き、その時において公社が承継する。	13
第六條 簡易保険福祉事業団の解散等(簡易保険福祉事業団の解散等)	13
第六條 簡易保険福祉事業団(以下「事業団」という。)は、公社法の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において公社が承継する。	13
2 事業団の平成十四年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の作成等については、公社が従前の例により行うものとする。	13
3 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(公社への出資)	13
第七條 第五條及び前条第一項の規定により公社が国の有する権利及び義務並びに事業団の資産	13

及び債務を承継したときは、その承継の際、承継される資産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される負債の価額及び公社が施行日において有することとなる総務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から公社に対して出資されたものとする。

2 前項に規定する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

3 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(公社の成立の時にける貸借対照表の作成等) 第八条 公社は、総務省令で定めるところにより、その成立の時にける貸借対照表を作成し、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の貸借対照表については、公社法第二十九條第二項の規定を準用する。

(非課税)

第九条 第五条又は第六条第一項の規定により公社が国の有する権利又は事業団の資産を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税については、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 公社が第五条又は第六条第一項の規定による国の有する権利又は事業団の資産の承継により取得し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において国又は事業

団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(不動産に関する登記)

第十条 公社が第五条及び第六条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合においては、その権利につきなすべき登記の手續については、政令で特別を設けることができる。

第三節 その他の日本郵政公社法の施行のための措置

(郵政事業庁長官等がした行為等に関する経過措置)

第十一条 施行日前に郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関がした行為は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、総務省令で定めるところにより、公社がした行為とみなす。

2 公社法の施行の際現に郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に對してなされておる行為は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、総務省令で定めるところにより、公社に對してなされた行為とみなす。

3 施行日前に郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に對し届出その他の手續をすることとされている事項で施行日前にその手續がなされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、総務省令で定めるところにより、これを、公社に對して届出その他の手續をすることとされた事項についてその手續がなされていないものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十二条 公社法の施行の際現に日本郵政公社という名称を使用している者については、公社法第八条の規定は、公社法の施行後六月間は、適用しない。

(会計監査人に関する経過措置)

第十三条 商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日が施行日後と

なる場合には、同法の施行の日の前日までの間における公社法第三十條第五項の規定の適用については、同項中「第二條第一項」とあるのは、「第二條」とする。

(郵便貯金資金に関する経過措置)

第十四条 施行日から郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号。以下この章において「郵便貯金法等」という。)以下この章において「郵便貯金法等」という。第二條の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三十三号)第十二條の二第二項の規定による借入金金が償還されるまでの間における公社法第二十三條第三項第四号の規定の適用については、同号中「を除く。」とあるのは、「を除く。」及び郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)第二條の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三十三号)第十二條の二第二項の規定による借入金()とする。

第十五条 公社は、公社法の施行の際現に郵便貯金法等の一部改正法附則第二條第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金(以下この条において「郵便貯金預託金」という。)については、公社法第四十條の規定にかかわらず、当該郵便貯金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

2 総務大臣は、公社の郵便貯金預託金の払戻金の運用が財政融資資金の郵便貯金法等の一部改正法の施行の日前の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮したものにしようとするため、公社が当該払戻金を運用する場合における財政融資資金債(財政融資資金特別会計法(昭和二十八年法律第一号)第十一條第一項又は第十二條の規定により発行される公債をいう。)の引受けの方法による運用についての指針を定めなければならない。

3 総務大臣は、前項の指針を定めるに当たっては、公社法第二十三條第三項第四号に規定する

郵便貯金資金の資金繰りに配慮しなければならない。

4 公社は、郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合においては、第二項の指針に従って行わなければならない。

5 第一項に規定する預託期間が満了するまでの間における公社法第五十七條第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律、日本郵政公社法施行法(第十五條の規定に限る。)」とする。

(郵便振替資金に関する経過措置)

第十六条 公社は、公社法の施行の際現に郵便貯金法等の一部改正法附則第六條第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金(以下この条において「郵便振替預託金」という。)については、公社法第四十三條の規定にかかわらず、当該郵便振替預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、郵便振替預託金について準用する。この場合において、同条第三項中「公社法第二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金」とあるのは、「公社法第四十三條に規定する郵便振替資金」と読み替へるものとする。

(簡易生命保険資金に関する経過措置)

第十七条 公社は、公社法の施行の際現に第二十四條の規定による廃止前の簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号。以下この章及び附則第三十三條第一項において「旧簡易生命保険特別会計法」という。)附則第十五條及び郵便貯金法等の一部改正法附則第八條の規定により保有のために運用されている資産については、公社法第四十四條第一項の規定にかかわらず、公社法第二十三條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金を当該資産の保有のために運用することができる。

(従前の余剰金に関する経過措置)

第十八条 公社は、公社法の施行の際現に旧簡易生命保険特別会計法第八条、第二十四条の規定による廃止前の郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第二十条又は第二十四条の規定による廃止前の郵便貯金特別会計法(次条第一項及び附則第三十三条第一項において「旧郵便貯金特別会計法」という。)第十七条の規定により財政融資資金に預託されている資金(以下この条において「余剰金預託金」という。)については、公社法第四十四條第一項又は第四十五條の規定にかかわらず、当該余剰金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

(従前の貸付けに係る条件変更等に関する経過措置)

第十九条 旧郵便貯金特別会計法第五条の二第一項に規定する郵便貯金資金又は旧簡易生命保険特別会計法第七条第一項に規定する積立金の貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となったときは、総務大臣は、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、公社に対し、その貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更を命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、新郵便貯金法第七十四条又は新保険法第五十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。

3 第一項に規定する貸付けを受けた者が当該貸付けに係る貸付金を償還するまでの間における公社法第五十七条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律、日本郵政公社法施行法(第十九条の規定に限る。）」とする。

(郵政監察官の指名に関する経過措置)

第四條の規定による廃止前の郵政事業庁設置法(平成十一年法律第九十二号)第十三条第一項の規定により郵政事業庁に置かれる郵政監察官である者が、第四條の規定により施行日において公社法第六十二條第二項に規定する職務に従事する職員となったときは、その者については、施行日において同項の規定により郵政監察官として指名されたものとみなす。

(恩給負担金の取扱)

第二十一条 施行日前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることにする法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する経過措置)

第二十二条 公社法の施行の際現に係属している旧総務省設置法第四條第七十九号に掲げる事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて公社が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、公社を国の利害に関する訴訟について法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

(市町村交付金の不交付)

第二十三条 国は、第七條第一項の規定により公社に出資した地方税法第三百四十一條第一号に規定する固定資産のうち、公社が平成十六年度において固定資産税を課されるべきものについては、第六十三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、平成十六年度分の同項に規定する国有資産等所在市町村交付金を交付しない。

い。

第二章 日本郵政公社法の施行に伴う関係法律の整備等

第一節 法律の廃止

第二十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 簡易生命保険特別会計法

二 郵政事業特別会計法

三 郵便貯金特別会計法

四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)

五 国の特定支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)

六 簡易生命保険事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)

七 郵便貯金資金の運用及び簡易生命保険事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第六十二号)

八 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易生命保険事業団の業務の特例等に関する法律(平成三年法律第五十号)

九 郵政事業庁設置法

第二節 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第二十五条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「をいう。」の下に、「日本郵政公社」を加える。

第二十九条第一項中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

第二百二条第二項中「資金事情を」国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を、又は日本郵政公社法(平成十四年法律第

二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資

金)に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「資金事情を」国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を、又は日本郵政公社法(平成十四年法律第

二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資

金)に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十九条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「資金事情を」国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を、又は日本郵政公社法(平成十四年法律第

二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資

金)に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第二十八条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「資金事情を」国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を、又は日本郵政公社法(平成十四年法律第

二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資

金)に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十九条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「資金事情を」国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を、又は日本郵政公社法(平成十四年法律第

二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資

金)に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第二十八条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第百十条中、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとす。

(道路交通法の一部改正)
第三十条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「次の各号に掲げる額の合算額を」第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八条第一項及び附則第二十一条において「通告書送付費支出金相当額」という。)に改め、同項各号を削る。

附則第十八条第一項の表中「当該年度に係る郵政取扱手数料相当額の二分の一に相当する額との合算額を削る。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第三十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第 三百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第五項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律を」特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第三十二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「若しくは独立行政法人通則法を」独立行政法人通則法に改め、「(といふ)の職の下に」若しくは日本郵政公社(次項

及び第六十三条において「公社」という。)の職を加え、同条第三項中「若しくは特定独立行政法人の職を」特定独立行政法人の職若しくは公社の職に改める。

第六十三号中「特定独立行政法人」の下に「公社」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)
第三十三条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第十三号を次のように改める。

十三 日本郵政公社
(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第三十四条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十七号中「同法を」社債等の振替に関する法律に改め、「前各号」の下に「及び次号」を加え、「及び郵政事業庁長官」を削り、同条第三十九号を同条第四十号とし、同条第三十八号を同条第三十九号とし、同条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 日本郵政公社
第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条第一項第十三号中「第二条第三十八号」を「第二条第三十九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第二条第三十八号に掲げる金融機関等 総務大臣
第十四条第四項中「第十条」を「第九条」に改め、同条第六項中「第八条から第十条まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第十条」を「第九条」に改め、同条

を第十四条とする。

第十六条第一号中「第八条」を「第七条」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「(第七条において準用する場合を含む。)を削り、同条を第十六条とする。

第十八条第一号中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二号中「第十六条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「第十四条第四項各号」を「第十三条第四項各号」に、「第十七条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第三節 総務省関係
(恩給法の一部改正)

第三十五条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「通信官署ノ公証」を「日本郵政公社ニ依ル証明」に改める。

第八十二条ノ三を次のように改める。

第八十二条ノ三 国庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支払ニ関スル事務ハ日本郵政公社ニ於テ取扱フモノトス
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三十六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項第六号中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律を」特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に改める。

(地方自治法の一部改正)
第三十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六条第五項中「地方郵政監察局及び地区郵政監察室、地方郵政局、事務センタ、郵便局及びこれらの出張所」を削る。

(国家公務員法の一部改正)
第三十八条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

十八 日本郵政公社の役員
第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二中「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第六項」に改める。

第百三条第二項及び第九項中「又は特定独立行政法人を」特定独立行政法人又は日本郵政公社に改める。

第百八条の六第三項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律を」特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に改める。

第三十九条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「同じ。」の下に「若しくは日本郵政公社を加え、同条第二項中「特定独立行政法人」の下に「若しくは日本郵政公社」を加える。

(郵便貯金法の一部改正)
第四十条 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条 第六条)
第二章 業務に関する通則(第七条 第三十一条 一条の三)

第三章 通常郵便貯金(第三十二条 第四十条 四條)
第四章 積立郵便貯金(第四十五条 第五十一条 一条の二)

第五章 定額郵便貯金(第五十二条 第五十七条)

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その二) 日本郵政公社法施行法案

六九

第六章 定期郵便貯金(第五十八条・第五十九条)

第七章 住宅積立郵便貯金(第六十条・第六十一条)

第八章 教育積立郵便貯金(第六十三条の二・第六十三条の四)

第九章 預金者及び地方公共団体に対する貸付け等(第六十四条・第六十九条)

第十章 雑則(第七十条・第七十五条)

第十一章 罰則(第七十六条)

附則

第二条を次のように改める。

第二条(郵便貯金の実施) 郵便貯金の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第三条の見出しを「(政府保証)」に改め、同条中「国」を「政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず」に、「払もどし」を「払戻し」に改め、「支払」の下に係る公社の債務を加える。

第四条第一項中「総務大臣」を「公社」に改める。

第七条第二項中「すえ置期間」を「据置期間」に、「政令で」を「政令で定め」に、「総務省令で」を「公社が」に改める。

第八条の見出しを「(団体取扱い)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「団体取扱」を「団体取扱い」に改め、同条第二項中「団体取扱」を「団体取扱い」に、「総務省令を」を「公社」に、「取まとめ人」を「取りまとめ人」に改める。

第十条第一項ただし書中「法人その他の団体」の下に「のうちその主たる事務所が一般の金融機関(預金又は貯金の受入れを業とする者を含む。)がない市町村の区域として総務大臣が告示する区域に所在するもの」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十一条第一項及び第三項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第四項中「郵政事業庁を」を「公社」に、「因り」を「より」に、「取扱」を「取扱」に改める。

第十二条第一項中「政令で定めるところにより市場金利を勘案し総務大臣を」を「公社の定める貯金の利率の決定方針に基づき公社」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十二条の二中「が総務省令で」を「公社の」に、「前条第一項を」を「前条」に、「同項を」を「同条」に、「総務大臣を」を「公社」に改める。

第十四条中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第十四条第一号を削り、同条中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「総務大臣が」を「公社の」に改め、同条第五号を第五号とする。

第十七条第二項中「附けない」を「付けない」に、「払いもどし」を「払い戻した」に、「郵政事業庁を」を「公社」に改める。

第十八条中「郵政事業庁」を「公社」に、「左の」を「次に掲げる」に、「わからなくなった」を「分からなくなった」に改める。

第十九条から第二十三条までを次のように改める。

第十九条から第二十三条まで 削除

第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

第二十五条から第二十八条まで 削除

第二十九条中「貯金原簿所管庁」を「公社」に改める。

第三十条中「総務大臣」を「公社」に改め、「貯金原簿所管庁又は」を削り、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十一条中「郵政事業庁長官及び」を「総務省令」を「公社」に改める。

第三十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二(郵便貯金の特別な取扱)及び

その料金) 公社は、郵便貯金の取扱いは又は郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱いをすることが出来る。

前項の規定による取扱については、預金者は、公社の定める料金を、公社の定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三の見出しを「(料金の還付)」に改め、同条第一項中「前条第二項の規定により納付された手数料」を「前条第一項の取扱に関する既納の料金」に、「手数料を」を「料金」に、「前条第一項各号に掲げる」を「同条第一項の」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「手数料を」を「料金」に改める。

第三十一条の四を削る。

第三十二条中「総務省令」を「公社」に改める。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条及び第三十五条 削除

第三十七条第一項中「総務省令」及び「貯金原簿所管庁」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社の」に、「払いもどし」を「払戻金」に改める。

第三十八条第二項中「因り」を「より」に、「払もどし」を「払戻金」に改め、同項後段を削る。

第三十九条の見出しを「(払戻証書の再交付)」に改め、同条中「郵政事業庁」を「公社」に、「左の」を「次に掲げる」に、「払もどし証書」を「払戻証書」に、「わからなくなった」を「分からなくなった」に改める。

第四十条の二第一項中、「印章の変更に係る届出その他総務省令で定める請求若しくは届出又は第二十二条の規定による通帳若しくは貯金証書の提出」を「その他公社の定める取扱」に改め、同条第二項中、「印章の変更に係る届出その他総務省令で」を「その他公社の」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第四十一条から第四十四条までを次のように改める。

第四十一条から第四十四条まで 削除

第四十五条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「申請を」を「申請」に改める。

第五十条中「総務大臣を」を「公社」に、「取扱」を「取扱」に改める。

第五十一条中「から第三十五条まで」を削る。

第五十一条の二第一項中「総務大臣を」を「公社」に改め、同条第二項及び第三項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第四項中「郵政事業庁」を「公社」に、「一部払もどしの取扱」を「一部払戻しの取扱」に改める。

第五十二条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「申請を」を「申請」に改め、同条第二項中「つける」を「付ける」に、「但書」を「ただし書」に、「払渡を」を「払渡し」に、「郵政事業庁」を「公社」に、「すえ置期間」を「据置期間」に改める。

第五十五条第一項中「総務省令」及び「貯金原簿所管庁」を「公社」に改める。

第五十六条中「乃至第三十五条及び第三十八条乃至第四十条」を「及び第三十八条から第四十条まで」に改める。

第五十七条第二項及び第三項中「郵政事業庁」を「公社」に、「同条第四項中」を「郵政事業庁」を「公社」に、「一部払もどしの取扱」を「一部払戻しの取扱」に改める。

第五十八条第一項中「総務省令」を「公社」に改める。

第五十九条中「から第三十五条まで」を削る。

第六十条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十三条中「から第四十条」を「第三十六条から第四十条」に改める。

第六十三条の二中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十三条の四中「から第四十条」を「第三十六条から第四十条」に改める。

第六十三条の四中「から第四十条」を「第三十六

条から第四十条」に改める。

第六十三条の四中「から第四十条」を「第三十六

条から第四十条」に改める。

第六十三条の四中「から第四十条」を「第三十六

条から第四十条」に改める。

第六十三条の四中「から第四十条」を「第三十六

条から第四十条」に改める。

「第九章 預金者に対する貸付け」を「第九章 預金者及び地方公共団体に対する貸付け」に改める。

第六十四条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「こと」が「できる」を「ものとする」に改める。

第六十五条第二項及び第四項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第六十六条中「政令で定めるところにより総務大臣を」公社の定める貸付金の利率の決定方針に基づき公社に改める。

第六十六条の二第二項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十六条の三を削る。

第六十七条中「及びその返済」及び「第三十四条、第三十五条及び」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「払戻金の払渡し」とあるのは「貸付金の交付」と、「当該払渡し」とあるのは「当該交付」と読み替えるものとする。

第十章を削る。

「第十一章 郵便貯金振興会」を削る。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条 地方公共団体に対する貸付け等）

公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

第七十条の前に次の章名を付する。

第十章 雑則

第七十条から第七十五条までを次のように改める。

（貯金の利率の決定方針）

第七十条 公社は、第十二条に規定する貯金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貯金の利率の決定方針を定め又は変更する場合には、市場金利を勘案するほか、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するものであること。

二 郵便貯金事業における支出がその収入によつて償われるものであること。

三 一般の金融機関の預金の利率

3 公社は、第一項の認可を受けた貯金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貯金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不相当となつたと認められる場合には、公社に対し、貯金の利率の決定方針を變更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貯金の利率の決定方針に照らして不相当であると認められる場合には、政令で定めるところにより、公社に対し、その利率を變更すべきことを命ずることができる。

（料金）

第七十一条 公社は、第三十一条の二第二項に規定する郵便貯金の特別な取扱ひに関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、その料金を變更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、預金者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の預金者に対し不当な差別的取扱ひをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（貸付金の利率の決定方針）

第七十二条 公社は、第六十六条に規定する貸付金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貸付金の利率の決定方針を定め又は変更する場合には、第十二条の規定により定められた利率及び貸付けを受ける預金者の利便を勘案しなければならない。

3 公社は、第一項の認可を受けた貸付金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貸付金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不相当となつたと認められる場合には、公社に対し、貸付金の利率の決定方針を變更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貸付金の利率の決定方針に照らして不相当であると認められる場合には、公社に対し、その利率を變更すべきことを命ずることができる。

（協議）

第七十三条 総務大臣は、第七十条第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び

財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

（審議会等への諮問）

第七十四条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十五条第一項、第六十六条又は第六十六条の二第二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするとき。

二 第六十九条の総務省令を制定し、又は改正しようとするとき。

三 第七十条第一項又は第七十二条第一項の認可をしようとするとき。

四 第七十条第四項、第七十一条第二項又は第七十二条第四項の命令をしようとするとき。

（総務省令への委任）

第七十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第七十六条の前に次の章名を付する。

第十一章 罰則

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十条第一項又は第七十二条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七十条第三項、第七十一条第一項又は第七十二条第三項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第七十条第四項若しくは第五項、第七十

「郵便物引受を郵便物の引受け」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、「規定の下に」又は郵便約款を加え、「疑を疑い」に、「郵政事業庁を」を「公社」に改め、同条第三項中「郵政事業庁を」を「公社」に、「引受を」を「引受け」に改める。

第四十一条第一項中「郵政事業庁を」を「公社」に、「又はこの法律に基く」を「若しくはこの法律に基く」に改め、「規定の下に」又は郵便約款を加え、「疑を疑い」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官の指定する地方郵政局若しくは郵便局又は沖繩総合通信事務所において」を「公社」に改める。

第四十二条中「郵政事業庁を」を「公社」に、「乃至第三号を」から第三号まで「に改める」。

第四十三条第一項中「総務省令を」を「郵便約款」に改め、同条第二項を削る。

第四十四条中「総務省令で」及び「総務省令の」を「郵便約款の」に改める。

第四十五条中「郵政事業庁を」を「公社」に改める。

第四十六条中「又は」を「若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、「総務省令の下に」又は郵便約款を加える。

第四十七条第一項中「郵政事業庁を」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令を」を「郵便約款」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第四十九条第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令を」を「郵便約款」に改める。

第五十一条第二項中「又は」を「若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、「規定の下に」又は郵便約款を加え、「疑を疑い」に、「郵政事業庁を」を「公社」に改め、同条第三項中「郵政事業庁を」を「公社」に、「引受を」を「引受け」に改める。

第五十二条第一項及び第二項中「郵政事業庁長官の指定する地方郵政局若しくは郵便局又は沖繩総合通信事務所を」を「公社」に改め、同条第四項中「規定より」を「規定により」に、「国庫を」を「公社」に改める。

第五十三条を削る。

第五十五条の二を第五十六条とする。

第五十六条を削る。

第五十七条の二を第五十七条の前に次の節名を付する。

第五節 郵便物の特殊取扱等

第五十七条の見出し中「及びその料金」を削り、同条第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「この章を」を「この節に」、「総務省令を」を「郵便約款」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「総務省令を」を「郵便約款」に改め、同条第四項を削る。

第五十八条第一項中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に、「引受を」を「引受け」に、「若し」を「もし」に、「差出の」を「差出しの」に改め、同条第二項及び第三項中「総務省令で」を「郵便約款の」に改め、同条第四項中「郵政事業庁を」を「公社」に、「総務省令で」を「郵便約款の」に、「する」を「することが出来る」に改める。

第六十条第一項中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に改め、同条第二項中「総務大臣を」を「郵便約款」に改める。

第六十一条から第六十三条までの規定中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に改める。

第六十四条中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に、「引き換えを」を「引換え」に改める。

第六十六条第一項中「郵政事業庁を」を「公社」に改める。

に規定する場合を加え、同条第三項中「国庫」を「公社」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十四条第一項及び第二項中「郵政事業庁長官の指定する地方郵政局若しくは郵便局又は沖繩総合通信事務所を」を「公社」に改め、同条第四項中「規定より」を「規定により」に、「国庫を」を「公社」に改める。

第五十六条を削る。

第五十七条の二を第五十七条の前に次の節名を付する。

第五節 郵便物の特殊取扱等

第五十七条の見出し中「及びその料金」を削り、同条第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「この章を」を「この節に」、「総務省令を」を「郵便約款」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「総務省令を」を「郵便約款」に改め、同条第四項を削る。

第五十八条第一項中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に、「引受を」を「引受け」に、「若し」を「もし」に、「差出の」を「差出しの」に改め、同条第二項及び第三項中「総務省令で」を「郵便約款の」に改め、同条第四項中「郵政事業庁を」を「公社」に、「総務省令で」を「郵便約款の」に、「する」を「することが出来る」に改める。

第六十条第一項中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に改め、同条第二項中「総務大臣を」を「郵便約款」に改める。

第六十一条から第六十三条までの規定中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に改める。

第六十四条中「取扱を」を「取扱いに」、「郵政事業庁を」を「公社」に、「引き換えを」を「引換え」に改める。

第六十六条第一項中「郵政事業庁を」を「公社」に改める。

第六章の章名を削り、第六十八条の前に次の節名を付する。

第五節 損害賠償

第六十八条第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「又は」を「若しくは」に改め、「規定の下に」又は郵便約款を加え、同条第三号並びに同条第二項第一号、第三号及び第五号中「総務省令で」を「郵便約款の」に改める。

第六十九条中「郵政事業庁長官を」を「公社」に改める。

第七十一条第一項中「郵政事業庁長官及び郵政事業庁を」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁を」を「公社」に改める。

第七十五条中「郵政事業庁を」を「公社」に、「総務省令を」を「郵便約款」に改める。

第六章の二を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章 雑則

第七十五条の二 公社は、郵便に関する料金のうち次に掲げるものを定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 通常郵便物の料金

二 通常郵便物の特殊取扱書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便に限る。）の料金

三 国際郵便に関する料金（総務省令で定めるものに限る。次項第六号において同じ。）

四 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 能率的な経営の下における適正な費用を償ふものであること。

二 通常郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（一の郵便局においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第五号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常書留の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の額が同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

六 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

七 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

八 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 公社は、郵便に関する料金（第一項各号に掲げるものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 公社は、総務省令で定めるところにより、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便の区分ごとに、その収支の状況を公表しなければならない。

（郵便約款）

第七十五条の三 公社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

物の料金を除く。）。

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第五号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常書留の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の額が同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

六 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

七 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

八 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 公社は、郵便に関する料金（第一項各号に掲げるものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 公社は、総務省令で定めるところにより、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便の区分ごとに、その収支の状況を公表しなければならない。

（郵便約款）

第七十五条の三 公社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
ニ その他公社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の揭示)

第七十五条の四 公社は、郵便に関する料金、郵便約款(前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。)その他総務省令で定める事項を郵便局において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(料金等の変更命令)

第七十五条の五 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対し、郵便に関する料金又は郵便約款を変更すべきことを命ずることができる。

(業務方法書)

第七十五条の六 公社は、業務方法書(日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十

二条第一項に規定する業務方法書をいう。次項において同じ。)に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 郵便の業務の管理に関する事項
- 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 三 郵便物の配達の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- 五 その他総務省令で定める事項

2 総務大臣は、業務方法書に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、日本郵政公社法第二十二條第一項の規定による認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の通常郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき六日以上通常郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 通常郵便物について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(通常郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。

五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。

六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

(業務の委託)

第七十五条の七 公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第二十三條第二項

の承認の申請に係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び第二十三條の三第一項の調査に関する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法明治四十年法律第四十五号その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(審議会等への諮問)

第七十五条の八 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第七十五条の二第一項(第三号を除く。)、第七十五条の三第一項又は前条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第七十五条の二第二項第三号又は第七十五条の六第二項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十五条の五の規定による命令をしようとするとき。

(総務省令への委任)

第七十五条の九 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七十六条第一項中「百万円」を「三百万円」に改める。
第七十七条中「郵政事業庁を「公社」に改め、ただし書を次のように改める。
ただし、刑法の罪に触れるときは、その行

為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第七十九条第一項中「ことさらに」を「殊更に」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十条第一項中「郵政事業庁を「公社」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第八十一条及び第八十一条の二中「又は料料」を削る。

第八十二条(見出しを含む。)中「認可」を「承認」に改める。

第八十三条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、「又は料料」を削る。

第八十四条第一項中「以て」を「もつて」に、「総務大臣を「公社」に、「外国政府の発行する」を「外国の」に、「あらわす」を「表す」に改める。

第八十五条の二の見出しを「(秘密を漏らした罪)」に改め、同条中「第七十五条の七第一項」を「第七十五条の七第二項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第八十五条の三を次のように改める。
第八十五条の三(過料) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十五条の二第一項、第七十五条の三第一項又は第七十五条の七第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第七十五条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第七十五条の五の規定による命令に違反したとき。

第八十五条の四を削る。

第七章を第四章とする。
第九十三条から第九十五条までを削る。

(郵便為替法の一部改正)

第四十二条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第二十四条)
第二章 普通為替(第二十五条―第三十三条)
第三章 電信為替(第三十四条―第三十八条)
第四章 定額小為替(第三十九条)
第五章 雑則(第三十八条の三―第三十八条の七)
第六章 罰則(第三十八条の八)

附則

第二条を次のように改める。

第二条(郵便為替の実施) 郵便為替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第六条第二項中「総務省令で」を「公社が」に改める。

第八条及び第九条中「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換え」を「引換え」に改める。

第十条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換え」を「引換え」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社が」に改める。

第十条の二及び第十条の三を削る。

第十一条中「第八条から第十条まで」を「前三条」に改める。

第十二条第一項中「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「郵便為替証書を、為替金に係る普通為替証書又は定額小為替証書に、」
「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項中「民法の下に(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除
第十六条ただし書を削る。
第十七条を次のように改める。

第十七条(郵便為替の料金) 郵便為替の差出人は、公社が定める料金を納付しなければならない。
第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第一項第三号中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第二十条第一項中「郵便為替証書の下に(普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「因り」を「より」に、「払渡又は払戻し」を「払渡し又は払戻し」に改め、同項後段を削る。

第二十一条中「郵政事業庁」を「公社」に、「わからなくなつた」を「分からなくなつた」に改める。

第二十三条中「総務大臣」を「公社」に改め、「事務センター又は」を削る。

第二十四条の見出しを、「(非常取扱い)」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令」を「公社」に、「且つ」を「かつ」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第三項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第二十六条中「第十七条第七項」を「第十七条」に改める。

第三十条第二項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十一条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条(特別な取扱い) 公社は、普通為替の取扱い又は普通為替の利用に密接に関連する役務で利用者の便益を高めるものを提供する取扱いをすることができる。

前項の規定による取扱いについては、利用者は、公社の定める額の料金を納付しなければ

ばならない。

第三十四条第一項中「郵政事業庁は、総務省令で」を「公社は、公社の」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十四条の二第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十五条中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十五条の二第一項中「総務省令」を「公社」に改める。

第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第三十七条の二中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第三十七条の三を削る。

第三十八条中「第三十二条まで」を「第三十三条まで」に、「普通為替」を「同条及び第三十三条第一項中「普通為替」に、「郵便為替の料金(を)第二十六条中「郵便為替の料金(」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 雑則

(料金)

第三十八条の三 公社は、第十七条に規定する郵便為替の料金(第六条第二項に規定する国際郵便為替に係るものを除く。以下この条において同じ。)の上限を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌したものであること。

二 一般の金融機関の送金手数料について配慮したものであること。

3 公社は、第十七条に規定する料金を定めよ

うとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の料金は、第一項の認可を受けた料金の上限の範囲内でなければならない。

5 公社は、第三項に規定するもののほか、郵便為替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 総務大臣は、第一項の規定により認可をした料金の上限が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、料金の上限を変更すべきことを命ずることが出来る。

7 総務大臣は、第三項又は第五項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることが出来る。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(国際郵便為替に関する料金)

第三十八条の四 公社は、第六条第二項に規定する国際郵便為替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が郵便為替に関する条約の規定に適合しないと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきこ

第四十二条及び第四十二条の二第二項から第

四項までの規定中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第四十二條の三第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第四十三條中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第四十四條の見出しを「(返戻受払)」に改め、同条中「郵政事業庁」を「公社」に、「払出を」を「払出しを」に、「もどし入れる」を「戻し入れる」に改める。

第四十五條第一項中「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「当該の下に」を「払出金に係るを加え、」郵政事業庁を「公社」に改め、同条第三項中「民法の下に」(明治二十九年法律第八十九号)を加える。

第四十八條第二項中「因り」を「より」に、「払渡又はもどし入れ」を「払渡し又は戻入れ」に改め、後段を削る。

第四十九條中「郵政事業庁」を「公社」に、「左の」を「次に掲げる」に、「払出を」を「払出しを」に、「わからなくなつた」を「分からなくなつた」に改める。

第五十條の二中「払出を」を「払出し」に、「総務省令及び」郵政事業庁長官を「公社」に、「取扱を」を「取り扱い」に改める。

第五十條の三の見出しを「(払出し)」に改め、同条中「因り、総務省令を」より、「公社」に、「引き換えを」を「引換え」に改め、「口座所管庁において及び」郵便局においてを削る。

第五十條の五の見出しを「(払出金の払渡し等)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「払渡の」を「払渡し」に、「払渡を」を「払渡しを」に、「但しを」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社が」に改め、同条第三項中「総務省令で」を「公社の」に、「わからなくなつた」を「分からなくなつた」に改める。

第五十條の六第一項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第五十一條の見出しを「(電波利用料の払出し)」に改め、同条第一項を次のように改める。

郵便振替の加入者たる電波利用料(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三三條の二第二項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者が当該電波利用料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは総務省の内部部局として置かれる局で電波利用料に関する事務を所掌するもの(次項において「電波利用料主管局」という。)からの電波利用料の納付の催告に応じて、電波利用料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

第五十一條第二項中「郵便主管部局、簡易生命保険主管部局又は」を削る。

第五十三條を次のように改める。

第五十四條第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第五十五條中「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第五十六條第一項中「郵政事業庁長官を」公社に、「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換えを」を「引換え」に改める。

第五章 特殊郵便振替を「第五章 公金等に関する郵便振替」に改める。

第一節 公金等に関する郵便振替を削る。

第五十八條第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項を削る。

第六十條第一項中「第五十八條第一項を」第五十八條に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「第五十八條第一項を」第五十八條に、「添附を添付」に改める。

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その二) 日本郵政公社法施行法案

八條に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十三條の三第一項中「総務省令で」を「公社の」に、「郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項を削り、同条を第六十四條とする。

第六十五條及び第五十條第二節を削る。

第六章及び第七章を次のように改める。

第六章 雑則

(料金)

第六十五條 公社は、第十八條に規定する払込み、振替及び払出しの料金(第六條第二項に規定する国際郵便振替に係るものを除く。以下この条において同じ。)の上限を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌したものであること。

二 一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料について配慮したものであること。

3 公社は、第十八條に規定する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の料金は、第一項の認可を受けた料金の上限の範囲内でなければならない。

5 公社は、第三項に規定するもののほか、郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 総務大臣は、第一項の規定により認可をした料金の上限が経済事情の変動その他の事由

により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、料金の上限を変更すべきことを命ずることができる。

7 総務大臣は、第三項又は第五項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(国際郵便振替に関する料金)

第六十六條 公社は、第六條第二項に規定する国際郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が郵便振替に関する条約の規定に適合しないと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

(協議)

第六十七條 総務大臣は、第六十五條第一項の認可をしようとするとき及び同条第六項の命令をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(審議会等への諮問)

第六十八條 総務大臣は、第六十五條第一項の認可をしようとするとき又は同条第六項若しくは第七項の命令をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で

政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第六十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七章 罰則

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第六十五条第三項若しくは第五項又は第六十六条第一項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

三 第六十五条第六項若しくは第七項又は第六十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

(地方財政法の一部改正)

第四十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十条の三第一項中「国有提供施設等所在市町村助成交付金」の下に、「日本郵政公社有資産所在市町村納付金、日本郵政公社有資産所在都道府県納付金」を加える。

(国家行政組織法の一部改正)

第四十五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「総務省の項及び別表第二中「郵政事業庁」を削る。

(当せん金付証券法の一部改正)

第四十六条 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「総務大臣」を「日本郵政公社」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第四十七条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第三号イ中「預け入れた金融機関又は郵便官署を」預け入れた金融機関又は郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二十三号)第七條第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下この号において同じ。)に、「受けた金融機関又は郵便官署」を受けた金融機関又は郵便局に改める。

第二十二條の九第一項中「の職員」の下に「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を加え、同項に次の一号を加える。

七 日本郵政公社法(平成十四年法律第号)第八條に規定する役員

第二十二條の九第二項中「の職員」の下に「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を加え、「職員が」を「役員若しくは職員が」に改める。

第二十六條の四第四号中「の職員」の下に「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を加え、「職員が」を「役員若しくは職員が」に改める。

(簡易生命保険法の一部改正)

第四十八条 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

目次中「審議会の審査」を「地方公共団体に対する貸付け等」に、「第四章 加入者福祉施設」を「第四章 加入者福祉施設(第百一条)」を「第五章 雑則(第百一条)」に改める。

第二條を次のように改める。

(簡易生命保険の実施)

第二條 この法律の規定による生命保険(以下「簡易生命保険」という。)の業務は、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第三條の見出しを「(政府保証)」に改め、同条中「国」を「政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず」に改め、「の支払」の下に「に係る公社の債務」を加える。

第五條第一項及び第六條中「国」を「公社」に改める。

第七條第一項中「もののほか、の下に」公社が定める」を加え、同条第二項から第五項までを削る。

第二十四條第一項中「基づく剰余の分配」を「よる契約者配当」に改める。

第二十六條を次のように改める。

第三十條、第三十五條第一項ただし書及び第三十七條中「国」を「公社」に改める。

第三十八條第二項中「郵便局の職員」を「保険約款の定めるところにより」に改める。

第三十九條、第四十條、第四十七條、第四十八條第三項から第七項までの規定及び第五十條中「国」を「公社」に改める。

第五十六條第一項中「国」を「公社」に、「一年」を「保険約款の定める期間」に改め、同条第二項及び第三項中「国」を「公社」に改め、同条第四項中「国」を「公社」に、「一年」を「保険約款の定める期間」に改め、同条第五項中「国」を「公社」に、「一年」を「保険約款の定める期間」に改め、同条第六項中「国」を「公社」に改める。

第五十六條の二、第五十七條第二項、第四項及び第五項、第五十八條の二、第六十一條第一項ただし書及び第二項、第六十二條第一項第六号、第六十五條第一項第四号並びに第六十七條第二項中「国」を「公社」に改める。

第六十九條第一項中「保険契約者がいないときは、その相続人」を削り、同条第三項中「の相続人」を削り、同条第四項を削る。

第七十三條第三項から第六項までの規定中「国」を「公社」に改める。

第七十六條第二項中「相続人」を「保険契約者」に改める。

第七十七條中「国」を「公社」に改める。

第七十八條を次のように改める。

(契約者配当)

第七十八條 保険契約においては、保険約款の定めるところにより、契約者配当(保険契約者又は年金受取人に対し、保険料その他の簡易生命保険業務(日本郵政公社法(平成十四年法律第号)第十九條第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下この項において同じ。)に係る収益のうち、保険金、年金、還付金その他の給付金の支払その他の簡易生命保険業務に要する費用に充てられないものの全部又は一部を分配すること)をいう。次項及び第八十條において同じ)をすることができ。

2 公社は、前項の規定により契約者配当をする場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として総務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

第八十條中「剰余金」を「契約者配当金(第七十八條第一項の契約者配当に係る配当金をいう。以下同じ。)」に改める。

第八十二條中「剰余金」を「契約者配当金」に、「国」を「公社」に改める。

第八十三條から第八十五條までを次のように改める。

第八十三條から第八十五條まで 削除

第八十六條第二項中「総務大臣」を「公社」に、「剰余金」を「契約者配当金」に改める。

第八十七條中「剰余金」を「契約者配当金」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 地方公共団体に対する貸付け等
第八十八條 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得(応募又は買入れの方法によ

る取得を除く。)をするものとする。

第八十九条から第百条まで 削除

第百一条の見出しを削り、同条第一項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の施設(簡易保険福祉事業団法第十九条第一号に掲げるものを除く。)」を「前項の施設」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「国」を「公社」に、「総務省令」を「公社の」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二章を加える。

第五章 雑則

(保険約款)

第百一条 公社は、保険約款を定めようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の保険約款で定めるべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険契約の内容が、加入者の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 保険契約の内容に關し、特定の者に対して不当な差別的取扱ひをするものでないこと。

三 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

四 保険契約の内容が明確かつ平易に定められたものであること。

五 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図る必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険約款を変更すべきことを命ずることができる。

5 公社は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、保険約款を公

表しなければならない。

(保険料の算出方法書)

第百三条 公社は、保険料の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の保険料の算出方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険料の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

二 保険料に關し、特定の者に対して不当な差別的取扱ひをするものでないこと。

三 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図る必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険料の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(保険契約の締結又は保険募集に關する禁止行為)

第百四条 公社の役員又は職員は、保険契約の締結又は保険募集(保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。)に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 保険契約者又は被保険者が公社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げること

三 保険契約者又は被保険者が公社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立し

ている保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為

五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当金その他将来における金額が不確実な事項として総務省令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

八 前各号に定めるもののほか、加入者の保護に欠けるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

2 前項第五号の規定は、公社が日本郵政公社法第二十一条第一項の認可を受けた業務方法書又は第百一条第一項の認可を受けた保険約款に基づいて行う場合には、適用しない。

(審議会等への諮問)

第百五条 総務大臣は、第百一条第一項若しくは第百三条第一項の規定による認可をし、又は第百八十八条の総務省令の制定若しくは改正をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第百八条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

第六章 罰則

第百七条 第百四条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした公社の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百一条第一項又は第百三条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第百一条第四項又は第百三条第四項の規定による命令に違反したとき。

三 第百一条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)

第四十九条 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第三十三条第二項に規定する郵便切手帳等」を「郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に關する料金を表す証票に關し周知し、又は啓発を図るための物」に、「同条第三項に規定する」を「郵便に關する料金の支払用の」に、「郵政事業庁」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に改める。

第二条第一項及び第二項中「郵政事業庁長官」を「公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官は」を「公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、「総務省令で定めるところにより」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第三条中「販売者等」を「郵便切手類販売者及び印紙の売りさばき人(以下「販売者等」とい

う。に、「郵政事業庁長官の」を「公社との契約で」に改める。

第四条第一項中「国の行」を削り、同条第二項を削る。

第五条第一項中「総務省令の定めるところにより郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令の定めるところにより郵政事業庁を」を「公社」に改める。

第七条から第十一条までを削る。

第十二条中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「解除することができる」を「解除しなければならない」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を第七号とする。

第十三条第一項中「郵政事業庁長官は」を「公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、「(以下「郵便切手等海外販売者」という。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による委託について準用する。

第十三条第三項を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(審議会等への諮問)

第九条 総務大臣は、第二条又は前条第一項の規定による認可をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第十四条及び第十五条を削る。

第十六条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十二条 第二条又は第八条第一項の規定によ

り総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(簡易郵便局法の一部改正)

第五十条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

郵政窓口事務の委託に関する法律

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「郵政事業庁長官を」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に、「取り扱うべき」を「取り扱う」に、「より、経済的に、郵政事業の役務の一層の普及を図り、国民が簡便にこれを利用できるようにすることを目的」とを「簡便に必要な事項を定めるもの」に改める。

第二条中「郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、「その事務の量、取扱場所又は取扱時間からみてを削り、「経済的であり、かつ、郵政事業」を「その業務」に、「支障がない」を「適切である」に改める。

第三条第一項及び第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改める。

第五条を削る。

第四条中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「随意に」を「総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号及び第六号を削り、同条第七号中「第二号から前号までのいづれか」を「前号」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第四条とする。

第六条を次のように改める。

(委託事務の範囲)

第六条 委託契約により委託することができ、事務は、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第十九条第一項第一号から第七号まで並びに同条第二項第一号、第三号、第

四号、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する郵政窓口事務のうち、総務省令で定めるものとする。

第七条の見出しを「施設の設定」に改め、同条第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、「(以下「簡易郵便局」という。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の施設は、日本郵政公社法第二十條第一項の規定の適用については、同項の郵便局とみなす。

第八条を次のように改める。

(委託事務の準拠法規)

第八条 受託者による委託事務の取扱いは、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)、郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)、郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)、お年玉付郵便書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)、郵便振替の預り金の民間災害救済事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)及び郵便貯金及び預金等の受託事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)の規定の適用については、公社による取扱いとみなす。

第九条及び第十条を削る。

第十一条第一項中「個人」の下に「(その代理人、使用人その他の従業者で委託事務に従事する者を含む。)(次項及び第十六条において「委託事務従事者」という。)」を加え、同条第二項中「前項の者」を「委託事務従事者」に改め、同条を第九条とする。

第十二条を第十条とし、第十三条を削る。

第十四条中、第七号、第九号及び第十六条を「及び第十一号」に改め、後段を削り、同条を第十一条とする。

第十五条から第十八条までを削る。

第十九条第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「第三号の二」から第五号までの「一」を「第四号各号のいずれかに改め、「第五号の規定にかかわらず」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の五条を加える。

(審議会等への諮問)

第十三条 総務大臣は、第五条の規定による認可をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(協議)

第十四条 総務大臣は、第六条の総務省令(日本郵政公社法第十九条第二項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。)を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(総務省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(罰則)

第十六条 第八条の規定により適用される簡易生命保険法第四十四条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした委託事務従事者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第五条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十条を削る。

(お年玉付郵便書等に関する法律の一部改正)
第五十一条 お年玉付郵便書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務省を」を「日本郵政公社(以下「公社」という。))に改める。

第二条中「総務大臣を」を「公社」に、「告示しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条第五号中「期日」の下に「及び手続」を加える。

第三条第一項中「又は簡易郵便局」を削り、同条第三項を削る。

第五条第一項中「総務省を」を「公社」に改め、同条第三項中「総務大臣を」を「公社」に、「告示しなければ」を「公表しなければ」に、「告示の際を」を「公表の際に」、「告示すれば」を「公表すれば」に改める。

第六条中「簡易郵便局」を削り、「告示されたを」を「公表された」に、「総務大臣を」を「公社」に改める。

第七条第一項中「総務大臣を」を「公社」に改め、「郵便振替の方法により」を削り、同条第二項中「総務大臣及び」を「公社」に改め、同条第三項中「総務大臣を」を「公社」に、「告示したを」を「公表した」に改め、同条第四項中「総務大臣を」を「公社」に、「当つては」を「当たつては」に改め、同条第五項中「総務大臣を」を「公社」に、「あらかじめ当該寄附金付郵便書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会に諮らなければ」を「総務大臣の認可を受けなければ」に改め、同条第六項中「総務大臣を」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第九条第一項中「総務大臣を」を「公社」に、「財政融資資金に預託する」を「運用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号第四十五條の規定を準用する。

第九条第二項中「財政融資資金に預託したを」を「運用した」に改め、「利子」の下に「その他の収入金」を加え、同条第三項中「利子」の下に「その他の収入金」を加える。

第十条中「総務大臣を」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(協議等)
第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしうとするときは、当該寄附金付郵便書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならぬ。

本則に次の一条を加える。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第九条第一項において準用する日本郵政公社法第四十五條の規定に違反して寄附金を運用したとき。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第五十二条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

日次中「競争契約又は随意契約を」を「契約に」、「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「第四章罰則(第二十一条 第二十四条)」を「第四章罰則(第二十一条 第二十四条)」に改める。

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「郵政事業庁長官を」を「日本郵政公社(以下「公社」という。))に、「定め、もつて郵便物の運送等を適正且つ円滑にすることを目的を」を「定めるもの」に改める。

第二条を次のように改める。

(郵便物の運送等の委託)

第二条 公社は、この法律の定めるところに従い、郵便物の運送等を委託することができ

る。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 契約による場合

第三条の見出しを「(契約)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、「競争による」を削り、「但しを」を「ただし」に改め、「次条及び」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 公社は、前項本文の規定により郵便物の運送等を委託する場合には、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つてしなければならない。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条第一項中「郵政事業庁長官と第三条又は第四条の」を「公社と」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、「総務大臣を通じ」を削り、「に協議しなければ」を「の承認を受けなければ」に改める。

第七条を次のように改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 総務大臣の要求による場合

第八条第一項中「左を」を「次に」、「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に改め、「要求は」の下に「公社と」を加え、「第三条若しくは第四条の契約が」を「契約が」に改め、「第三条若しくは第四条の契約により」を削り、「運送業者が」の下に「公社との」を、「において」の下に「公社の申請に基づき」を加え、「且つ」を「かつ」に、「別段の定」を「別段の定め」に、「除くの外」を「除き」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第四項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に改め、「総務大臣を通じ」を削り、同条第五項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「除くの外」を「除き」に改める。

第九条第一項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「代る」を「代わる」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第五項中「代る」を「代わる」に、「且つ」を「かつ」に、「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に改め、同条第六項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「取扱」を「取扱い」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十条の見出しを「(郵便物の夜間受渡し)」に改め、同条中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「積卸」を「積卸し」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第十一条中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「郵政事業庁(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。))」を「公社」に改める。

第十二条第一項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に、「取扱」を「取扱い」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十三条第一項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「これを」を「超える」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「取扱」を「取扱」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十四条第一項中「外」を「ほか」に、「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改める。

第十五条第一項中「郵政事業庁長官の要求に基き」を「総務大臣の要求に基き」に、「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官が、総務大臣を通じて」を「総務大臣が」に、「第五條第二項の規定により定める基準に基づいて」を「当該運送を契約により委託する」とし、通常支払うべき運送料金を基準として改め、同条第三項中「郵政事業庁長官を」を「総務大臣」に改め、「その旨を」の下に「公社及び」を加え、同条第四項中「増額を」を「増減」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「国」を「他の当事者」に改める。

第十六条中「且つ」を「かつ」に改め、「自ら」を削る。

第十七条中「もつぱら」を「専ら」に、「郵政事業庁長官」を「公社」に、「のせでは」を「乗せては」に、「但し」を「ただし」に、「のせる」を「乗せる」に改める。

第十八条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「取扱」を「取扱」に改める。

第二十条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第二十一条中「ことさらに」を「殊更に」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第二十二条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十三条の見出し中「優先取扱」を「優先取扱」に改め、同条中「料」を「三十万円以下」の

罰金に改める。

第二十四条中「外」を「ほか」に改め、「又は料」を削り、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(過料)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第六条第二項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 雑則

(審議会等への諮問)

第二十条の二 総務大臣は、第三条第二項の規定による認可をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第二十条の三 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第五十三条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法を、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、「特定独立行政法人の職員」の下に、「日本郵政公社の職員」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第五十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「以下同じ。」の下に「若しくは日本郵政公社」を、「(特定独立行政法人)の下に」又は「日本郵政公社を加え、同条第三項中「特定独立行政法人」の下に」若しくは「日本郵政公社」を加える。

第三百三十六条の二第一項第一号中「特定独立行政法人」の下に「若しくは日本郵政公社」を加える。

第四百二十二条第五項中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

第四百四十五条第一項中「若しくは地方公共団体」を、「地方公共団体若しくは日本郵政公社」に改める。

第四百四十八条第三項第一号ロ中「認可」を「承認」に改める。

第六百六十六条第一号中「又は地方公共団体」を「地方公共団体又は日本郵政公社」に改める。

第九百九十九条第一項中「中国」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

第二百一条の十三第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は日本郵政公社」に改める。

第二百二十六条中「特定独立行政法人」の下に「若しくは日本郵政公社」を加える。

第二百三十九条の二第一項及び第二百五十一条の四第一項中「特定独立行政法人」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第五十五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「国有資産等所在市町村交付金法」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に、「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、「都道府県交付金」という。の下に「及び同条第二項の日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。))」を、「市町村交付金」という。の下に「及び同条第二項の日本郵政公社有資産所在市町村納付金(以下「市町村納付金」という。))」を、「(指定市)の市町村交付金」の下に「及び市町村納付金」を加え、同条第二項中「都道府県交付金」の下に「及び都道府県納付金」を加え、「国有資産等所在市町村交付金法」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に改め、「市町村交付金」の下に「及び市町村納付金」を加え、同条第三項の表道府県の項第十六号を次のように改める。

十六 都道府県交付金及び都道府県納付金

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第六条に規定する新設大規模償却資産で同法第十八条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第六条の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十八条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第六条の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

第十四条第三項の表市町村の項第十八号を次のように改める。

十八 市町村交付金及び市町村納付金

- (1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二十一条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの
 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第七号若しくは第十号又は第十二条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
 (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二十一条第二項の日本郵政公社が所有する固定資産に係るもの
 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十三条第三項の規定により総務大臣が配分して通知した当該固定資産の価格

(地方税法の一部改正)

第五十八條 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「土地区画整理組合」の下に、「日本郵政公社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「都市基盤整備公団」を「日本郵政公社、都市基盤整備公団」に改め、「簡易保険福祉事業団」を削る。

第七十二条の五第一項第六号中、「郵便貯金振興会」を削る。

第七十三条の四第一項第一号中「本州四国連絡橋公団」を「日本郵政公社、本州四国連絡橋公団」に改め、同項第十九号を次のように改める。

十九 削除

第二百九十六條第一項第一号中「土地区画整理組合」の下に、「日本郵政公社」を加える。

第三百二十一条の五第四項中「郵便官署」を「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律昭和二十四年法律第二百三十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。第六項において同じ。」に改め、同条第六項中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

第三百四十八條第二項第一号中「水資源開発公団」を「日本郵政公社、水資源開発公団」に改

め、同項第二十号を次のように改める。

二十 削除

第五百八十六條第二項第五号の六中「簡易保険福祉事業団が簡易保険福祉事業団法第十九条第一号」を「日本郵政公社が簡易生命保険法第一百条第一項」に改める。

第七百四條第一項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び日本郵政公社」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第五十七條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「以下同じ。」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

第五条第五号中「特定独立行政法人」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第五十八條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「という。」の下に「並びに日本郵政公社」を加える。

第四条第三項第五号中「当該特定独立行政法人」を「当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職していた期間にあつては日本郵政

公社」に改める。

第五條第一項中「当該特定独立行政法人」を「当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては日本郵政公社」に改める。

第二十六條第二項中「当該特定独立行政法人が支給する旅費」を「当該特定独立行政法人が支給する旅費、日本郵政公社が出張を命じた場合にあつては日本郵政公社が支給する旅費」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第五十九條 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「役員」の下に「及び日本郵政公社の役員」を加える。

第七條第四項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

第十條第四項及び第五項中「又は特定独立行政法人」を「特定独立行政法人又は日本郵政公社」に改める。

第十二條の二第一項中「及び特定独立行政法人の長」を「特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁」に改める。

(軍事郵便貯金等特別処理法の一部改正)

第六十條 軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八條中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第六十一條 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法
 第一条中「国の経営する企業」を「国有林野事業を行う国の経営する企業」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「国有林野事業を行う国の経営する企業」とは、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。

第二条第二項中「国の経営する企業」を「国有林野事業を行う国の経営する企業」に改める。

第四条中「国の経営する企業の主務大臣(以下「主務大臣」という。）」を「農林水産大臣」に改め、「その企業に勤務する」を削る。

第五条中「国の経営する企業」を「国有林野事業を行う国の経営する企業」に改める。

第五条の二中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(以下「給与特例法」という。）」第四条に規定する主務大臣を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する農林水産大臣」に、「給与特例法第四条に規定する主務大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第六条第一項中「主務大臣」を「農林水産大臣」に改め、「その企業に勤務する」を削る。

第七条第三項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、同条第四項中「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項」との下に、「同条第二号」があるのは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とを、「国家公務員の育児休業等に関する法律第

三条第一項と」の下に、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二号第二号」とを加え、同条第五項中「第三条第一項」との下に、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十八号)第一条第二号」とを加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第六十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「以下同じ。又は」の下に「日本郵政公社」を加え、「簡易保険福祉事業団を削り、「公団等」を「公社等」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
第六十二条 国有資産等所在市町村交付金法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

第二条の見出し中「の交付」の下に「又は納付金の納付」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号及び第三号」を「第一項第一号及び第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本郵政公社は、毎年度、当該年度の初日の属する年の一月一日現在において所有する固定資産(地方税法第五十二条第二号及び第七百四十条の固定資産税(以下「固定資産税」という)を課されるべきものを除く)につき、当該固定資産所在の市町村に対して、日本郵政公社有資産所在市町村納付金(以下「市町村納付金」という)を納付する。

6 日本郵政公社は、その所有する固定資産のうち、病院及び診療所の用に供するもの、直

接職員の教育の用に供するもの並びに地方税法第三百四十八条第二項第一号に掲げるもの(同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く)で、政令で定めるものについては、第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

第三条の見出し中「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、同条第一項中「という」の下に「又は市町村納付金」とし、納付すべき金額(以下「納付金額」という)を加え、「交付金算定標準額」を「交付金算定標準額又は納付金算定標準額にそれぞれ」に改め、同条第二項中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条に次の一項を加える。

4 日本郵政公社が所有する固定資産に係る第二項の固定資産の価格は、総務大臣が第十三条第三項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

第四条の見出し中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条に次の一項を加える。

4 日本郵政公社が所有する固定資産に係る納付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の二分の一の額とする。

第五条の見出し中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第一項中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」に改め、「一の地方公共団体」の下に「若しくは日本郵政公社」を加え、「交付すべきを」交付し、又は市町村納付金を納付すべきに改め、又は市町村納付金を納付すべきに改め、「に係る交付金算定標準額」及び「によつて交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を、「合計額」の下に「(日本郵政公社が所有する償却資産にあつては、当該合計額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産(地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下この条において同じ)で当該市町村内に所在するも

のに係る固定資産税の課税標準となるべき額(同法第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下この条において同じ)の合計額との合算額とする。以下この条及び次条を、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該合算額の十分の四の額とする。以下この条、次条及び第十八条第二項に改め、「を交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、「交付する」を「交付し、又は市町村納付金を納付する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、日本郵政公社にあつては、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額から日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の四の規定によつて算定した固定資産税の課税標準額(以下この条及び第十八条第二項において「固定資産税の課税標準額」という)を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額以上の額であるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

第五条第二項中「となつた基準財政収入額の下に(以下この項において「前年度の基準財政収入額」という)を、(「係る市町村交付金」の下に「又は市町村納付金」を、「算定した市町村交付金」の下に「又は市町村納付金」を、「されるべき市町村交付金」の下に「又は市町村納付金」を、「加算した額」の下に「日本郵政公社が所有する大規模の償却資産で、これに

係る納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の収入見込額地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下この項において同じ)との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収入見込額との合計額を加算した額とする。を、「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第四項中「第八条若しくは第九条第二項を、第十条若しくは第十一条第二項に、第十二条第一項、第二項若しくは第四項を、第十二条第一項、第二項若しくは第四項に改め、」とする」の下に、第十八条第二項において同じ」を加える。

第六条の見出し中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第一項中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」に改め、「一の地方公共団体」の下に「若しくは日本郵政公社」を加え、「交付すべきを」交付し、又は市町村納付金を納付すべきに改め、「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、「交付する」を「交付し、又は市町村納付金を納付する」に改め、「この条」の下に「及び第十三条第四項を、」の市町村交付金」の下に「又は市町村納付金」を、「して前条第一項」の下に「(ただし書を除く。)」

を加える。

第二十二条中「交付金額」の下に「又は納付金額を」、「交付手続」の下に「又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手続」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十一条第一項中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第二項中「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十八条 (行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条又は第四条第一項に定めるもののほか、市町村納付金及び都道府県納付金に關する法令の規定による処分その他公権力の行使に當たる行為については、同法第三章の規定は、適用しない。)

2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五条第三項に定めるもののほか、市町村納付金及び都道府県納付金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。)については、同法第三十五条第二項及び第三十六条の規定は、適用しない。

第二十条中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条第二項中「第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十二条」を「第十二条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条第一項」に、「第十条第一項の」を「第十二条第一項の」に、「通知並びに第十二条」を「通知並びに第十六条第一項」に、「第十一条第一項の」を「第十五条第一項の」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条に次の一項を加える。

2 市町村長は、納付金額の算定のため必要があると認める場合においては、総務大臣に対して日本郵政公社が第八条の規定によつて総

務大臣に申告した事項を記載した書類の閲覧を求め、又は当該書類に記載された事項を記録することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

第十八条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(総務省の職員の固定資産の調査に関する質問検査権)

第二十三条 総務省の職員で総務大臣が指定する者は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による固定資産の価格等の決定又は第十四条第三項の規定による固定資産の価格等の決定に対する異議の申出の決定のため必要がある場合においては、日本郵政公社の關係者に質問し、又は日本郵政公社の事業に関する帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、日本郵政公社の關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(固定資産の調査に関する検査拒否等に関する罪)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は

記録をしたものを提示した者

三 前条の規定による総務省の職員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

第十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条を第二十条とする。

第十五条第一項中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」に改め、「すべき市町村交付金」の下に「又は納付すべき市町村納付金」を加え、「交付する」を「交付し、又は納付する」に、「第八条」を「第九条第一項若しくは第二項の規定による価格等の通知、第十条」に、「第九条」を「第十一条」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「又は第十三条」を「若しくは市町村納付金の納額告知又は第十七条」に改め、「交付金額の下に、若しくは納付金額を加え、同条第二項中「交付する」を「交付し、又は市町村納付金を納付する」に改め、同条第三項中「第十条第一項」を「第十二条第一項又は第十三条第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の見出し中「の交付」の下に「又は納付金の納付」を加え、同条第四項を削り、同条第三項中「市町村長」の下に、「第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、第十三条第四項の規定による通知を受けた後遅滞なく、日本郵政公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本郵政公社は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に對して、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村納付金の納付金算定標準額となるべき額を超える部分の額(固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額以上の額であるため、第五条第一項ただし書の規定により市町村に市町村納付金を納付しない場合にあつては、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格とする。)を納付金算定標準額として日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。)を納付するものとする。

第十四条に次の一項を加え、同条を第十八条とする。

5 第三条第一項、第七条、第十条、第十一条、第十五条第一項及び第三項、第十六条第一項、前条並びに第二十二條第一項の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について、第三条第一項、第十五条第二項及び第三項、第十六条第二項、前条並びに第二十二條第二項の規定は第二項の都道府県納付金の納付について準用する。

第十三条の見出し中「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、同条第一項中「又は地方公共団体の長」を「若しくは地方公共団体の長又は日本郵政公社」に改め、「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、「第十一条第一項の交付金交付請求書」を「それぞれ第十五条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金納額告知書」に改め、「記載された交付金額」の下に「又は当該納付金納額告知書に記載された納付金額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、日本郵政公社が第十四条第二項の規定により固定資産の価格等の決定によつて総務大臣に異議を申し出ている場合にあつては、当該異議の申出によつて総務大臣の決定

があつた後において、市町村長に対して当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修正を求めなければならない。

第十三条第二項中「において交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、「又は錯誤があると認めるときは、第十一条第一項を」若しくは錯誤があると認めるときは、又は固定資産の価格等の決定の異議の申出について総務大臣が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、第十五条第一項に改め、「記載された交付金額」の下に「又は同条第二項の納付金納額告知書に記載された納付金額」を加え、同条を第十七条とする。

第十二条の見出し中「の交付」の下に「又は納付金の納付」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十八条とする。

2 日本郵政公社は、前条第二項の納付金納額告知書の送付を受けた場合においては、毎年七月三十一日及び十二月三十一日までに、それぞれ当該納付金納額告知書に記載された納付金額の二分の一に相当する額を固定資産所在の市町村に納付するものとする。

第十一条の見出し中「請求」の下に「又は納付金の納額告知」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「交付金交付請求書」の下に「又は前項の納付金納額告知書」を、「により」の下に「それぞれ」を、「交付金額」の下に「又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、日本郵政公社が所有する固定資産について、日本郵政公社に対して、毎年六月三十日まで、納付金納額告知書を送付するものとする。

第十条第一項中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加

える。

(日本郵政公社の固定資産の価格等の決定等)
第十三条 総務大臣は、日本郵政公社が所有する土地又は家屋のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、第九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る価格に基づいて当該土地又は家屋の価格及び当該価格に第四条第四項に定める率を乗じて得た額(以下「価格等」という。)を決定するものとする。

2 総務大臣は、日本郵政公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて評価を行った後、当該償却資産の価格等を決定するものとする。

3 総務大臣は、前二項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、総務省令で定めるところにより、当該価格等を当該固定資産所在の市町村(二以上の市町村にわたつて所在する固定資産又は二以上の市町村にわたつて使用される償却資産にあつては、当該固定資産又は償却資産が所在するものとして総務大臣が決定した市町村とする。)に配分し、これを毎年五月三十一日までに当該市町村に通知するものとする。

4 総務大臣は、前項の規定によつて固定資産の価格等を市町村に配分した場合において、当該市町村内に所在する日本郵政公社が所有する固定資産のうち大規模の償却資産(新設大規模償却資産を含む。以下この項、第十八条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項において同じ。)があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格その他必要な事項を、当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

5 市町村長は、第三項の規定によつてした総務大臣の価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、総務大臣に対して、理由を付けて、その配分の調整を申し出ることができる。

6 総務大臣は、第三項の規定によつて日本郵政公社が所有する固定資産の価格等を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合、第九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、第三項の規定によつて配分した固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として総務省令で定めるところによつて計算した額を、翌年度において日本郵政公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができる。

(日本郵政公社に対する価格等の通知等)
第十四条 総務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によつて、日本郵政公社が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべき固定資産について価格等を決定した場合においては、遅滞なく、当該価格等を日本郵政公社に通知しなければならない。

2 日本郵政公社は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定について不服がある場合においては、前項の通知を受けた日から起算して六十日以内に総務大臣に異議を申し出ることができる。

3 前項の規定による異議の申出に対する総務大臣の決定は、その申出のあつた日から起算して二月以内にしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を日本郵政公社及び

当該決定に係る固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(日本郵政公社の償却資産の申告)

第八条 日本郵政公社は、その所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他納付金額の算定に關し必要な事項を一月三十一日までに総務大臣に申告するものとする。

(市町村長の土地又は家屋の価格等の通知)

第九条 市町村長は、地方税法第四百十條第一項の規定によつて、毎年一月一日現在において日本郵政公社が所有する当該市町村内に所在する土地又は家屋のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付されるべきもの(次項及び第三項において「市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋」という。)の価格を決定した場合においては、総務省令で定めるところにより、直ちに当該土地又は家屋の価格その他総務省令で定める事項(次項において「価格等」という。)を総務大臣に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知をした後において市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋の価格を通知していないこと又は通知した価格に錯誤があることを発見した場合においては、直ちに類似の土地又は家屋の価格と均衡を失しないように価格を決定し、又は通知した価格を修正して、総務省令で定めるところにより、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の価格等を総務大臣に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、地方税法第三百八十九條

第一項の規定によつて、道府県知事が市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋を評価する場合について準用する。

附則第十五項中「第八条及び第九条第一項を」

「第十条及び第十一条第一項」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第六十四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条の三第一項及び第四百二十二条第二項の表第七十条の三第一項の項中「第六十一条第六項を」第六十一条第八項に改める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十五条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「当該特定独立行政法人を」当該特定独立行政法人、職員が日本郵政公社に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に於ては日本郵政公社に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正）

第六十六条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十一年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

（行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正）

第六十七条 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法を」国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法に改める。

第三条中「国の経営する企業」とに「を削る。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第六十八条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「国を」又は日本郵政公社に、「郵便貯金特別会計の積立金を」又は日本郵政公社法（平成十四年法律第 号）第二十三

条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金に改める。

（郵便切手類模造等取締法の一部改正）

第六十九条 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務大臣又は外国政府の発行する」を「日本郵政公社又は外国の」に、「表わすを」に改める。

（郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正）

第七十条 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署における」を「日本郵政公社による」に改める。

第一条中「郵政官署において」を「日本郵政公社に」改める。

第三条第一項中「郵政事業庁長官を」日本郵政公社（以下「公社」という。）に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「総務省令を」公社に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官は、総務省令を」公社は、公社に改め、同条第三項中「郵政事業庁を」公社に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第五条第一項中「郵政事業庁長官を」公社に、「政令で」を「総務省令の」に改め、同条第二項中「郵政事業庁及び」総務省令を「公社に改め、同条第三項中「郵政事業庁は、総務省令で」を「公社は、公社の」に改め、同条第四項中「総務省令を」公社に改め、同条第五項及び第六項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六条中「郵政事業庁長官を」公社に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第九条を削る。

第九条の二第一項中「郵政事業庁長官を」公社に改め、同条第二項中「郵政事業庁を」公社に改め、同条第三項中「第八号まで」を削り、「第九号の二第一項を」第九号第一項に、「同項及び同条第三項、第六号、第七号、第一項及び第三項並びに第八号中「証券の寄託者」とあるのは「加入者」と、第五号第二項中「保護預り証書（保護預り通帳）」とあるのは「加入証書（加入通帳）」と、同項及び同条第三項並びに第六号中「証券の寄託者」とあるのは「加入者」と、第五号第三項に改め、「とあり、及び第七号第一項中「保護預り」を削り、同条を第九条とする。

第十条第一項中「郵政事業庁を」公社に改め、同条第二項を削る。

第十一条第一項及び第二項中「郵政事業庁長官を」公社に改め、同条第三項中「総務省令で」を「公社が」に改め、同条第四項中「郵政事業庁を」公社に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第十二条中「郵政事業庁長官は、総務省令を」公社は、公社に改める。

第十三条第一項中「総務省令で」を「公社が」に改め、同条第二項及び第四項中「郵政事業庁を」

「公社」に改める。

第十四条中「は総務省令で、その利率は政令で」及び利率は、総務省令の定める基準に従い、公社に改める。

第十五条第一項から第三項までの規定中「郵政事業庁を」公社に改める。

第十六条中「総務大臣を」公社に改める。

第十七条中「郵政事業庁長官及び」総務省令を「公社に」、「第三条第一項第五号を」第三条第五号に改める。

第十八条中「郵政事業庁長官を」公社に改める。

第十九条中「国債等に係る募集の取扱い、証券の保護預り、振替業に係る取扱い、元利金の支払に関する事務、買取り、担保貸付けその他国債等に係る郵政事業庁長官の業務に関して」を「この法律の施行に關し」に改める。

（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正）

第七十一条 平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

（簡易生命保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第七十二条 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「この法律による改正後の」及び「第三章及び」を削る。

附則第六條第三項中「附則第十條の規定による改正後の簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）、附則第十六條の規定による改正後の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）を」日本郵政公社法（平成十四年法律第 号）に改め、同条第四項から第六項までを削る。

平成十四年七月二十四日 参議院會議録第四十一号(その二) 日本郵政公社法施行法案

附則第七條第五項中「新保險法」を「この法律による改正後の簡易生命保險法以下平成二年改正保險法」という。に改め、同條第六項中「新保險法」を「平成二年改正保險法」に改める。

附則第八條第一項中「新保險法」を「平成二年改正保險法」に改め、同條第三項中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同條第六項中「保險契約者がなくときは、その相続人」と並びに第八十八條第一項及び第二項及び「第九十一條第二項第三号及び」を削り、同條第七項中「の相続人」を削り、同條第八項中「新保險法第八十四條中「保險契約者」とあるのは「保險契約者又は特別年金繼續受取人」と、新保險法第八十八條第一項及び第二項中又は年金受取人」とあるのは、年金受取人又は特別年金繼續受取人」とを削り、同條第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とする。

附則第九條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、分配すべき剰余金は、新保險法第八十條の規定による契約者配当金とみなす。

附則第九條第二項を次のように改める。

2 旧年金保險契約において、旧年金繼續受取人(前項の規定により昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する年金繼續受取人の例によつて年金を受け取るべき者をいう。又は還付金受取人(同項の規定により昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する返還金受取人の例によつて還付金を受け取るべき者をいう。があるときは、新保險法第九十一條第一項中「及び保險金受取人」とあるのは、「保險金受取人、簡易生命保險法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)附則第九條第二項に規定する旧年金繼續受取人及び同項に規定する還付金受取人」とする。

附則第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)

第七十三條 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「総務大臣」を「日本郵政公社」に改める。

第二條第一項中「総務大臣」を「日本郵政公社(以下「公社」という。に改める。

第四條第一項中「総務大臣」を「公社」に改め、同條第二項中「総務大臣」を「公社」に「公示する」を「公表する」に、「総務省に」を「公社」に改め、同條第三項中「総務大臣」を「公社」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「総務大臣」を「公社」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「総務大臣」を「公社」に改め、同項を同條第五項とする。

第六條第一項中「総務大臣」を「公社」に、「財政融資資金に預託する」を「運用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第四十五條の規定を準用する。

第六條第二項中「財政融資資金に預託した」を「運用した」に改め、「利子」の下に「その他の収入金」を加える。

第七條中「総務大臣」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(認可等)

第七條の二 公社は、第四條第二項の決定をしようとするときは、同條第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第

百二十号)第八條に規定する機関をいう。で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第八條中「寄附の委託及び寄附金の処理」を「この法律の施行」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(罰則)

第九條 次の各号のいずれかに該当する場合に於て、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六條第一項において準用する日本郵政公社法第四十五條の規定に違反して寄附金を運用したとき。

二 第七條の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

(郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律の一部改正)

第七十四條 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署における」を「日本郵政公社」に改める。

第一條中「郵政官署において」を「日本郵政公社(以下「公社」という。に改める。

第二條第一項中「総務省令」を「公社」に改め、同條第二項中「郵政事業庁長官」を「総務省令」を「公社」に改め、同條第三項中「総務省令で定める」を「公社が定めて公表するものとする」に改め、同條第四項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第三條第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示する」を「公表するものとする」に改め、同條第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第六條中「外国通貨の両替及び旅行小切手の売買」を「この法律の施行」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第七十五條 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、「特定独立行政法人の職員」の下に、「日本郵政公社の職員」を加える。

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)

第七十六條 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「総務大臣」を「日本郵政公社」に改める。

第二條第一項中「総務大臣」を「日本郵政公社(以下「公社」という。に改め、同條第二項中「総務大臣」を「公社」に改める。

第三條第一項中「総務大臣」を「公社」に改め、同條第二項中「総務大臣」を「公社」に「公示する」を「公表する」に、「総務省に」を「公社」に改め、同條第三項中「総務大臣」を「公社」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「総務大臣」を「公社」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「総務大臣」を「公社」に改め、同項を同條第五項とする。

第五條第一項中「総務大臣」を「公社」に、「財政融資資金に預託する」を「運用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第四十五條の規定を準用する。

成十四年法律第 号)第四十五條の規定を準用する。

第五條第二項中「財政融資資金に預託した」を「運用した」に改め、「利子」の下に「その他の収入金を加える。」

第六條中「総務大臣を」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(認可等)

第六條の二 公社は、第三條第二項の決定をしようとするときは又は同條第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法昭和二十三年法律第二百十号)第八條に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第七條中「寄附の委託及び寄附金の処理」を「この法律の施行」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(罰則)

第八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五條第一項において準用する日本郵政公社法第四十五條の規定に違反して寄附金を運用したとき。

二 第六條の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第七十七條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号に次のように加える。

ホ 日本郵政公社

第九條中「第二條第一号二」の下に「及びホ」を加える。

(郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律の一部改正)

第七十八條 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「郵政事業庁長官を」を「日本郵政公社」に、「郵政官署において」を「日本郵政公社が」に改める。

第二條第一項中「郵政事業庁長官を」を「日本郵政公社(以下「公社」という。))に改め、同條第二項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「公示しなければ」を「公表しなければ」に改める。

第三條中「受託金融機関を」を「公社は、受託金融機関に」、「者は」を「者から」に、「総務省令で」を「公社の」に、「総務省令で定めるところにより、国に納付しなければならない」を「徴収することができ」に改める。

第四條第一項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に改め、同條第二項中「総務省令で」を「公社」に改め、同條第三項中「郵政事業庁長官を」を「公社」に、「公示しなければ」を「公表しなければ」に改める。

第五條中「総務大臣を」を「公社」に改める。

第六條中「郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務を」を「この法律の施行」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七十九條 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第八十條 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第四項中「又は人事院規則で定め

る国の機関を」、人事院規則で定める国の機関又は日本郵政公社に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第八十一條 国家公務員倫理法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第三号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法を、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法に」、「主務大臣(同法第四條に規定する主務大臣をいう。))を、農林水産大臣に改め、同項に次の一号を加える。

六 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの

第二條第三項に次の一号を加える。

五 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの

第三條第四項に次の一号を加える。

四 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの

第二條に次の一項を加える。

8 日本郵政公社の総裁は、第二條第六号、第三條第五号又は第四條第四号の規定により日本郵政公社における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。

第五條第六項中「及び第四項」を「並びに第四項及び第六項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項の次に次の二項を加える。

6 日本郵政公社の総裁は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、日本郵政公社の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

7 日本郵政公社の総裁は、前項の規則を定めるときは、これを総務大臣に届け出なければならない。

ならない。これを変更したときも、同様とする。

第六條第一項中「及び特定独立行政法人の長」を「特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁」に改める。

第十一條中「及び第四項」を「第四項及び第六項」に改め、同條第二号中「及び同條第四項」を「並びに同條第四項及び第六項」に改める。

第三十九條第一項中「各特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

第四十一條の見出し中「国の経営する企業に勤務する職員及び特定独立行政法人を」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改め、同條第一項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法を、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法に」、「及び特定独立行政法人を」を「並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改め、同條第二項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律を」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に」、「第四十條第一項第一号」を「第三十七條第一項第一号」に、「及び同條第四項」を「並びに同條第四項及び第六項」に改める。

第四十二條第一項及び第四十三條中「及び特定独立行政法人を」、特定独立行政法人及び日本郵政公社に改める。

第四十四條第一項中「第五條第六項」を「第五條第八項」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第八十二條 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第六項中「(いう。))の長」の下に「及び日本郵政公社の総裁」を加える。

第五條第一項中「又は特定独立行政法人」を

「特定独立行政法人又は日本郵政公社」に改める。

第十二条第一項中「及び特定独立行政法人を」「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める。

第十三条第三項中「当該特定独立行政法人の下に」とし、交流派遣元機関の長が日本郵政公社の総裁である場合には、日本郵政公社とする。を加える。

第十四条第四項中「国」を「国又は公社」に改め、「独立行政法人」の下に、「公社」を加える。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正)
第八十三条 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署における」を「日本郵政公社」に改める。

第一条中「郵政官署における」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)による」に改める。

第二条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改める。

第三条第一項中「総務省令」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第四条中「郵政官署における」を「公社による」に改める。

第五条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「位置及び管轄区域」を「及び位置」に、「通知」を「届け出」に、「その通知」を「その届出」に改め、同条第二項中「(同法第二百三十七條の二)中同条第四号に係る部分を除く。」を削り、「通知」を「届出」に、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「通知」を「届け出」に改める。

第八条の次に次の三条を加える。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした公社の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第二項の規定により適用があるものとされる保険業法(以下「保険業法」という。)第三百条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をしたとき。

二 保険業法第三百七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした公社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 保険業法第三百五条の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 保険業法第三百六条の規定による命令に違反したとき。

第九条 保険業法第三百一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした公社の役員は、五十万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律の一部改正)
第八十四条 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署」を「郵便局」に改める。

第一条中「郵政官署」を「郵便局」に改める。

第二条の見出しを「(郵便局における事務の取扱い)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に、「郵

政官署」を「郵便局」に改め、同条第三項中「郵政官署」を「郵便局」に改め、同条第四項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「郵政官署」を「郵便局」に改める。

第三条第一号中「郵政官署において」を「郵便局において」に、「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に、「郵政官署の」を「郵便局の」に改め、同条第二号及び第三号中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改め、同条第四号中「郵政官署取扱事務を郵政官署」を「郵便局取扱事務を郵便局」に改め、同条第五号中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改める。

第四条中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に、「郵政事業庁長官(第六條の規定により第二條第一項の規定により規約を定める権限を委任した場合にあつては、当該権限を委任された者)」を「公社」に改める。

第五条の見出しを「(公社の責務)」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改め、「郵政官署の」を削る。

第六条を削る。

第七条中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改め、同条を第六条とする。

第八十五条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

別表第一中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本貿易振興会の項の次に次のように加える。

「第三款 郵政審議会(第十八条)」
「第四款 国地方係争処理委員会(第十九条)」
「第五款 電気通信事業紛争処理委員会(第十九条の二)」
「第六款 電波監理審議会(第二十條)」
「第七款 独立行政法人評価委員会(第二十條の二)」

日本郵政公社 日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)

(行政機関の保有する個人情報に関する法律の一部改正)
第八十六条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第八十七条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

別表中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本貿易振興会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社 日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第八十八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五十二条のうち登記特別会計法第三条第一項の改正規定中「受入金」を「納付金」に改める。

(総務省設置法の一部改正)
第八十九条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

「第三款 国地方係争処理委員会(第十九条)」
「第四款 電気通信事業紛争処理委員会(第十九条の二)」
「第五款 電波監理審議会(第二十條)」
「第六款 独立行政法人評価委員会(第二十條の二)」

会第十八条) 理委員会(第十九条) に、第四節 郵政事業(第三十二条) を、第四節 消防庁(第三十三条) に、第五節 消防庁(第三十四条) を、(第二十條の二)に改める。

第三條中「合理的かつ能率的な経営」を「適正かつ確実な実施の確保」に改める。

第四條第六十二号中「及び」の下に「国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに」を加え、同條第七十九号を次のように改める。

七十九 郵政事業(日本郵政公社が行う事業をいう)に関する制度の企画及び立案に関すること。

第四條第七十九号の次に次の一号を加える。
七十九の二 日本郵政公社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第八條第一項を次のように改める。
本省に、地方財政審議會を置く。

第三章第二節第三款を削る。
第三章第二節第四款中第十九條を第十八條とし、同款を同節第三款とする。

第三章第二節第五款中第十九條の二の見出しを削り、同條中「電気通信事業法」の下に「昭和五十九年法律第八十六号」を加え、同條を第十九條とし、同款を同節第四款とする。

第三章第二節第六款を第五款とし、第七款を第六款とする。

第二十八條第二項及び第三項を削り、同條第四項を同條第二項とし、同條第五項中「管轄区域及び所掌事務」及び「管轄区域」に改め、同項を同條第三項とし、同條第六項を第四項とし、第七項及び第八項を削る。

第三十條中「郵政事業庁」を「消防庁」に改める。
第三十條中「消防庁」を「消防庁」に改める。

第四章第四節を削る。

第四章第五節中第三十四條を第三十三條とし、同節を同章第四節とする。

附則第五條中「当せん金付証券法」の下に「昭和二十三年法律第四十四号」を加える。
附則第六條を削る。

第四節 法務省関係

(民法施行法の一部改正)
第九十條 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「官庁」の下に「(日本郵政公社ヲ含ム)」を加える。
(破産法の一部改正)
第九十一條 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十條第一項中「通信官署又ハ公衆通信取扱所」を「信書ノ送達ノ事業又ハ電報ノ事業ヲ行フ者」に改める。
(刑事訴訟法の一部改正)
第九十二條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十條第一項及び第二項中「書類」の下に「法令の規定に基づき」を加え、「官署その他の」を削る。
(裁判所職員臨時措置法の一部改正)
第九十三條 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第九十條中「第五号」を「第六号」に、「第四号」を「第五号」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、「同條第七項」の下に「及び第八項」を加え、「第六項」を「第八項」に改める。
(会社更生法の一部改正)
第九十四條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七十五條第一項中「通信事務を取り扱う官署その他の者」を「信書の送達ノ事業又ハ電報ノ事業を行う者」に改める。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
第九十五條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項中「銀行」の下に「日本郵政公社」を加える。
第五十五條を次のように改める。
第五十五條 削除

第五十六條第一項中「前二條」を「第五十四條」に改める。
(民事再生法の一部改正)
第九十六條 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三條第一項中「通信事務を取り扱う官署その他の者」を「信書の送達ノ事業を行う者」に改める。
(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)
第九十七條 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項中「通信事務を取り扱う官署その他の者」を「信書の送達ノ事業を行う者」に改める。
(人権擁護法の一部改正)
第九十八條 人権擁護法(平成十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第八十一條中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。
第五節 財務省関係
(証券をもつてする歳入納付に関する法律の一部改正)
第九十九條 証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「又ハ郵便切手」を削る。
(厚生保険特別会計法の一部改正)
第一百條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三條中「及郵政事業特別会計ヨリノ受入金」を「ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)第三條第三項ノ規定ニ依ル納付金」に、「借入金並ニ」を「借入金及」に改める。
(會計法の一部改正)
第一百條 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「郵政官署その他の官署の当該職員」を「主任の職員」に改める。
第二十三條を次のように改める。
(財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正)
第一百條 財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律
第二條を削り、第一條の条名を削る。
(財政法第三條の特例に関する法律の一部改正)
第一百條 財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

「郵便、郵便貯金、郵便為替及び郵便振替に関する料金を除き」を削る。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第一百條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十九條 証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵政公社(以下「公社」という。)に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。

- 一 収入印紙 郵便局、郵便切手類販売所(郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。又は印紙売りさばき所(同法第三条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。)
- 二 雇用保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局
- 三 健康保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局
- 四 自動車重量税印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が財務大臣の承認を得て指定するもの
- 五 特許印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が経済産業大臣の承認を得て指定するもの
- 六 登記印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が財務大臣の承認を得て指定するもの

は労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは厚生保険特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に、それぞれ納付しなければならない。

- 4 第一項第一号の印紙で汚染し、又は損傷されていらないものについては、総務大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、これをその印紙に表された金額により同号の印紙と交換することができる。この場合において、交換を申し出る者は、総務大臣の定める額の手数料を公社に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により公社に納められた手数料は、公社の収入とする。

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次の各号に掲げる印紙は、それぞれ当該各号に定める所において売り渡すものとする。

- 一 農産物検査印紙 食糧事務所又は農林水産大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所
- 二 自動車検査登録印紙 地方運輸局、運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所又は国土交通大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所
- 2 前項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、同項第一号の印紙にあつては農林水産大臣が、同項第二号の印紙にあつては国土交通大臣が、それぞれこれを定める。

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第五十五条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「郵政事業庁長官及び「総務省」を「日本郵政公社」に改め、同条第三項中「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

第二十五条第二項中「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

附則第二十項中「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

(国家公務員宿舎法の一部改正)

第六十六条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「郵政事業その他の」及び「政令で定める」を削る。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第七十七条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「金融機関」の下に「及び日本郵政公社」を加え、「又は郵政官署」を削る。

第十七条第二項を削る。

第十七条の二第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十八条の五を削る。

第二十二條の二第一項中「以下この条及び次条」を「以下この条」に改める。

第二十二條の三を次のように改める。

(両替業務を行う者への準用)

第二十二條の三 第十八條第二項から第四項まで、第十八條の二から第十八條の四まで及び前条第一項の規定は、本邦において両替業務(業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者が顧客と両替(政令で定める小規模のものを除く。)を行う場合について準用する。

第五十五條第二項中「又は郵政官署」を削る。

第七十條の二中「第二十二條の三第二項」を「第二十二條の三」に改める。

第七十一條の二中「第十八條の五、第二十二條の二第二項並びに第二十二條の三第一項及び第二項」を「第二十二條の二第二項及び第二十二條の三」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第八八條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中「左の各号」を「次」に改め、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「国有資産等所在都道府県交付金」の下に「又は日本郵政公社有資産所在市町村納付金若しくは日本郵政公社有資産所在都道府県納付金を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律

第一条の見出しを「(各特別会計からの繰入れ)」に改め、同条中、「郵政事業特別会計」を削る。

第二条を次のように改める。

(日本郵政公社からの納付)

第一条 日本郵政公社(次条において「公社」という。)は、その退職した職員で失業しているものに対し前条に規定する退職手当を支給する財源に充てるため、政令で定めるところにより算定した金額を、政府の一般会計に納付しなければならない。

第三条中「第一条」を「前二条」に改め、「各特別会計」の下に「及び公社」を加え、「同条」を「前二条」に改める。

第四条の見出しを「(繰入れ又は納付の方法)」に改め、同条中「第一条」の下に「又は第二条」を、「繰入れ」の下に「及び納付」を加える。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)
正)

第一百十條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第九号中「(郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第三十條第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

(国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第一百十一條 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「郵政事業その他」及び「政令で定める」を削る。

(財政融資資金法の一部改正)
第一百十二條 財政融資資金法(昭和二十六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五條中「簡易生命保険特別会計」を削る。

附則第十二項中「簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八條の規定により財政融資資金に預託された資金(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)第三條第七項の規定による預託金となつたものを含む。約定期間が一年未満のものを除く。並びに)」を削る。

附則第十四項中「及び簡易保険福祉事業団に対する貸付け」を削る。

附則第十六項を削る。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)
第一百十三條 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條を削る。

第十三條の二第一項中「、国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官を、又は国税資金支払命令官に改め、及び前条第四項を削り、同条第二項中、」を削る。

資金支払委託官を、又は国税資金支払命令官に改め、同条を第十三條とする。

第十五條第一項中「、国税資金支払命令官及び国税資金支払委託官を、及び国税資金支払命令官に、」を削る。

第十七條中「又は支払委託を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「第十三條の二第二項」を「第十三條第一項」に、」を削る。

第十三條の二第二項を「第十三條第二項」に、第十三條の二第二項を「第十三條第二項」とし、同条第四号中「第十三條の二第二項」を「第十三條第二項」とし、同条第五号を同条第四号とする。

(関税法の一部改正)
第一百十四條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の四「(代理店)の下に」(郵便局を除く。を加える。

第七十四條中「郵政官署を、日本郵政公社に改める。

第七十六條第三項中「郵政官署は、第一項但書を「日本郵政公社は、第一項ただし書に改め、同条第四項中、」を削る。

第十六條第一項ただし書に、」を削る。

第七十七條第一項及び第二項中「郵政官署を「日本郵政公社」に改め、同条第三項中「郵政官署に呈示して」を「日本郵政公社に提示して」に改め、同条第四項中「郵便局を、日本銀行(国税の収納を行う代理店である郵便局を含む。)」に改める。

第七十八條中「郵政官署を「日本郵政公社」に改める。

第一百一十二條第一項及び第二項中「書類で」の下に「法令の規定に基づき」を加え、」を削る。

他の」を削る。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
正)

第十五條 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「、郵便局の取り扱う反則金等の受入れの事務の取扱に要する経費に充てるための郵政事業特別会計への繰入金」を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第一百十六條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項及び第二項中「郵政官署を、日本郵政公社に改め、同条第三項中「郵政官署に呈示して」を「日本郵政公社に提示して」に改め、」を削る。

「郵便局」を削り、」を削る。

(物品管理法の一部改正)
第一百十七條 物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第四十條中「会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十三條の規定により支給を受けた事務費で取得した物品を、」を削る。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)
第一百十八條 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第七号を、」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 日本郵政公社

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第一百十九條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「国及び」を「国」に改め、」に改める。

第三条第一項中「各省各庁」を「各省各庁及び公社」に改める。

第五条第一項中「をいう。」の下に「又は公社の総裁を加える。

第八条第一項中「をいう。」の下に「又は公社の総裁を、」を加える。

第十二條第一項中「又は特定独立行政法人の長を、」に改め、同条第二項中「又は特定独立行政法人の長又は公社の総裁に、」に改め、同条第三項中「又は特定独立行政法人を、」に改める。

第三十一條第一号中「役職員(非常勤の者を除く。の下に、公社の役員(非常勤の者を除く。)」を加える。

第三十七條第一項中「又は独立行政法人を、」及び「当該各省各庁の所管する独立行政法人又は公社」に改める。

第四十一條第三項中「総務省を「公社」に改める。

第九十九條第二項中「国を「国又は公社」に改め、同条第三項中「国又は」を「国」に改め、」に改める。

同条第五項中「国営企業及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に、」を削る。

「国又は公社」に改め、同条第六項中「国を「国又は公社」に改め、同条第七項中「並びに」を削る。

「及び」に、」を加える。

第一百二條第一項及び第四項中「独立行政法人」の下に、」を加える。

第一百四條第三項及び第一百五條第一項中「国を「国又は公社」に改める。

公社が行うに、「郵便切手類(郵便法第三十三
条第二項(切手類の発行及び販売等に規定する
郵便切手帳等を除く。以下この号及び別表第二
において「郵便切手類」という。又は印紙をもつ
てする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年
法律第四十二号)第三條第一項各号(印紙の売
渡し場所)に掲げる印紙(以下この号及び別表第
二において「印紙」という。の譲渡及び簡易郵便
局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)第七條第
一項(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称に規
定する簡易郵便局を「郵便切手その他郵便に關
する料金を表す証票及び同条に規定する郵便に
關する料金の支払用のカード(以下この号及び
別表第二において「郵便切手類」という。の譲渡
並びに郵政窓口事務の委託に關する法律(昭和
二十四年法律第二百三十三号)第七條第一項施設
の設置)に規定する委託事務を行う施設)に、
「第三條第一項各号に掲げる所における印紙」を
「(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三條第
一項各号及び第四條第一項各号(印紙の売渡し場
所)に定める所における同法第三條第一項各号
及び第四條第一項各号に掲げる印紙(別表第二
において「印紙」という。に改め、同号ハ中「証
書をいう」を「証書をいい、郵便切手類に該當す
るものを除く」に改める。

別表第一第五号二中「郵便為替の国営」を
「(郵便為替の実施)に、「郵便振替の国営」を
「(郵便振替の実施)に改める。
別表第三第一号の表中簡易保険福祉事業団の
項を削り、日本放送協会の項の次に次のように
加える。

日本郵政公社
日本郵政公社法(平成十四
年法律第 号)

別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削
る。
(地価税法の一部改正)
第百三十一條 地価税法(平成三年法律第六十九
号)の一部を次のように改正する。

別表第十一号イ中「郵政事業庁長官」を
「日本郵政公社に、「(この法律の目的)を「趣
旨」に改める。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一
部改正)
第百三十二條 厚生年金保険法等の一部を改正す
る法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次の
ように改正する。

附則第三十二條第三項中「改正後国共済法第
三條第一項を「国家公務員共済組合法第四條第
一項に、「国家公務員共済組合法第四條第一項
を「同法第五條第一項に改め、長をいう。の
下に「又は公社の總裁を加え、国家公務員共
済組合法第八條第一項を「同法第六條第一項」
に、「改正後国共済法第十一條第二項を「同法
第十一條第二項に改める。
(内国税の適正な課税の確保を図るための国外
送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部
改正)
第百三十三條 内国税の適正な課税の確保を図る
ための国外送金等に係る調査の提出等に関する
法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のよう
に改正する。

第二條第四号及び第五号中「郵政官署」を「日
本郵政公社」に改め、同條第六号中「郵政事業庁
設置法(平成十一年法律第九十一号)第九條第一
項に規定する事務センター」を「日本郵政公社法
(平成十四年法律第 号)第十九條第一項第
三号及び第四号に規定する業務の取扱いを行う
もの(郵便局を除く。で財務省令で定めるもの」
に改める。
第四條第一項及び第二項中「郵政官署」を「日
本郵政公社」に改める。
(独立行政法人造幣局法の一部改正)
第百三十四條 独立行政法人造幣局法(平成十四
年法律第 号)の一部を次のように改正す

る。
附則第九條第一項中「国営企業及び特定独立
行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独
立行政法人等の労働関係に関する法律」に、
「国労法」を「特労法」に改め、同條第二項中「国
労法」を「特労法」に改める。
(独立行政法人国立印刷局法の一部改正)
第百三十五條 独立行政法人国立印刷局法(平成
十四年法律第 号)の一部を次のように改
正する。

附則第十條第一項中「国営企業及び特定独立
行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独
立行政法人等の労働関係に関する法律」に、
「国労法」を「特労法」に改め、同條第二項中「国
労法」を「特労法」に改める。
(財務省設置法の一部改正)
第百三十六條 財務省設置法(平成十一年法律第
九十五号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項第三号中「郵便貯金特別会計
の郵便貯金資金及び簡易生命保険特別会計の
積立金」を「日本郵政公社法(平成十四年法律
第 号)第二十三條第三項第四号に規定する
郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易
生命保険資金」に改め、同項第四号中「財政融資
資金等の債権の条件変更等に関する法律」を「財
政融資資金の債権の条件変更等に関する法律」
に改める。

第六節 文部科学省関係
(私立学校教職員共済法の一部改正)
第百三十七條 私立学校教職員共済法(昭和二十
八年法律第二百四十五号)の一部を次のように
改正する。

第二十五條の表第百二十六條の五第二項の項
及び附則第十二條第六項の項中「国」を「国又
は公社」に改める。
第三十八條後段中「国」を「国又は公社」に改め
る。

第七節 厚生労働省関係
(労働関係調整法の一部改正)
第百三十八條 労働関係調整法(昭和二十一年法
律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第八條の二第四項中「国営企業及び特定独立
行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立
行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国営
企業等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等
担当使用者委員」に、「国営企業等担当労働者委員
」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」に
改める。

第八條の三中「国営企業等担当使用者委員」を
「特定独立行政法人等担当使用者委員」に、「国
営企業等担当労働者委員」を「特定独立行政法人
等担当労働者委員」に改める。
(労働基準法の一部改正)
第百三十九條 労働基準法(昭和二十二年法律第
四十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條第三項第四号中「及び第七項を」か
ら第八項まで「に改める。
(医療法の一部改正)
第百四十條 医療法(昭和二十三年法律第二百五
号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第六項中「又は労働福祉事業団若
しくは簡易保険福祉事業団を、日本郵政公社
又は労働福祉事業団」に改める。
(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に
關する法律の一部改正)
第百四十一條 国営企業及び特定独立行政法人の
労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二
百五十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
特定独立行政法人等の労働関係に関する
法律

第一条中「国営企業及び特定独立行政法人」を
「特定独立行政法人等」に改める。
第二条第一号を削り、同條第二号を同條第一
号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 国有林野事業 国有林野事業 国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。及びこれに附帯する事業をいう。

第二条第三号を次のように改める。

三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社をいう。

第二条第四号中「国営企業又は特定独立行政法人を」と特定独立行政法人等に改める。

第三条第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律を」と特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に改める。

第四条第四項、第七條第一項及び第二項、第八條から第十條までの規定並びに第十二條第一項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改める。

第十六條第一項中「国営企業」を「国有林野事業を行う国の経営する企業」に改める。

第十七條中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改める。

第二十五條の見出しを「(特定独立行政法人等担当委員)」に改め、同条中「国営企業等担当公益委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員」に、「国営企業又は特定独立行政法人を」と特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社に、「国営企業等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等担当使用者委員」に、「国営企業職員又は特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」に、「国営企業等担当労働者委員」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」に改める。

第二十六條第一項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改め、同条第二項中「国営企業等担当公益委員、国営企業等担当使用者委員若しくは国営企業等担当労働者委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員、特定独立行政法人等担当労働者委員」に改める。

行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員に改める。

第二十九條第一項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改め、同条第二項中「国営企業等担当公益委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員」に、「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に、「国営企業等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等担当使用者委員」に、「国営企業等担当労働者委員」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」に改める。

第三十四條第二項中「国営企業等担当公益委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員」に改める。

第三十五條を次のように改める。

(委員会の裁定)

第三十五條 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六條の定めるところによる。

第三十六條中「総務大臣(第二條第一号イの企業に関するものに限る。)、農林水産大臣(同号ロの企業に関するものに限る。及びを削り、大臣に限る。の下に、農林水産大臣 国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。及び総務大臣(日本郵政公社に関するものに限る。を加える。

第三十七條第三項及び附則第三項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改める。

第三十七條第三項及び附則第三項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第四百二十二條 労働組合法昭和二十四年法律第七十四号の一部を次のように改正する。

第十九條の三第二項を次のように改める。

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九條の四第二項第二号及び第十九條の十第一項において同じ。)、国有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九條の十第一項において同じ。))を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二條第四号に規定する職員(以下この章において「特定独立行政法人職員」という。)、国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員(以下この章において「国有林野事業職員」という。))又は日本郵政公社の同号に規定する職員(以下この章において「日本郵政公社職員」という。))が結成し、又は加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第十九條の四第二項第一号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の二号を加える。

三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

四 日本郵政公社の役員、日本郵政公社職員又は日本郵政公社職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

第十九條の十第一項中、「国営企業とその国営企業職員との間に発生した紛争」を削り、「その特定独立行政法人職員との間に発生した紛争」の下に、「国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争、日本郵政公社と日本郵政公社職員との間に発生した紛争」を加える。

第十九條の十三第一項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員を」と特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員に改め、同条第四項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員を」と特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員に改める。

第二十四條第二項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員を」と特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員に改める。

第二十五條第一項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員を」と特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員に改める。

第二十六條第一項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員を」と特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員に改める。

第二十七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四百三十三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「総務大臣を」日本郵政公社に改め、同条第二項から第四項までを削る。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第四百四十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

(国民年金法の一部改正)

第四百四十五条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九條を削り、第九條の二を第九條とし、第九條の三を第九條の二とする。

附則第九條の三の二第七項中「第九條を削る。」

附則第九條の四中「第九條第一項の規定にかかわらず」を削る。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第四百四十六條 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第四項中「特殊法人」の下に「法律により直接に設立された法人」を加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四百四十七條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第四百四十八條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、総務大臣を」日本郵政公社に改め、同条第二項を削る。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第四百四十九條 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五百十條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五百十一條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

(社会保険労務士法の一部改正)

第五百十二條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第八号中「という。」の下に「又は日本郵政公社を加える。」

第八條第五号中「特定独立行政法人」の下に「又は日本郵政公社を加える。」

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第五百十三條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

次のように改正する。

附則第三條中「地方公共団体及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立され、及び地方公共団体並びに法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人に改め、法人の下にこれらの法人のうち」を加える。

(児童手当法の一部改正)

第五百十四條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表中「特定独立行政法人」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

第二十一條第一項中「第二條第一号」の下に「又は国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項を加える。」

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第五百十五條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「国を」日本郵政公社に改め、同項第二号中「国を」日本郵政公社に改める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第五百十六條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五百十七條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第一項中「及び第十三項」を

「第十三項及び第十四項」に改め、同条に次の一項を加える。

第十四條第一項に規定する給付(老齢福祉年金に限る。)の支払に関する事務は、日本郵政公社が取り扱うものとする。

(児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第五百十八條 児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による手当の支払に関する事務は、日本郵政公社に取り扱われることができる。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第五百十九條 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「同条第六項」の下に「から第八項まで」を加える。

第六十一條第三項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に、「主務大臣又は」を「農林水産大臣又は」に、「主務大臣等」を「農林水産大臣等」に改め、同条第五項中「主務大臣等」を「農林水産大臣等」に改め、同条第六項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に、「主務大臣又は」を「農林水産大臣又は」に、「主務大臣等」を「農林水産大臣等」に改め、同条第十九項を第二十四項とし、第十八項を第二十三項とし、第十七項を第二十項とし、同項の次に次の二項を加える。

21 日本郵政公社の総裁は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する日本郵政公社職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしなければ同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

22 前項の規定は、要介護家族を介護する日本郵政公社職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

第六十一条中第十六項を第十九項とし、第十五項を第十八項とし、同条第十四項中「主務大臣等」を「農林水産大臣等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、第十一項を第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 日本郵政公社の総裁は、日本郵政公社職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該日本郵政公社職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの(第十七条第一項の規定を適用する)としたらば同項各号のいずれにも該当しないものに限り、当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

14 前項の規定は、日本郵政公社職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十八条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十八条第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

第三十六條を次のように改める。
第三十六條 削除
(確定拠出年金法の一部改正)
第六十一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項第一号及び第四号中「国」を「日本郵政公社」に改める。
第九九條を次のように改める。
第九九條 削除
第一百零四條第一項中「又は」を「及び」に改める。

7 第三項から第五項までの規定は、日本郵政公社の職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員を除く。以下この条において「日本郵政公社職員」という。)について準用する。この場合において、第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第一百四十一号。以下この条において「給特法」という。))の適用を受ける国家公務員」とあるのは「日本郵政公社の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。))とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、第五項中「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と読み替へるものとする。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)
第六十條 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条(見出しを含む)並びに第二十一条の見出し及び同条第一項中「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」を「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律」に改める。
(厚生労働省設置法の一部改正)
第六十四條 厚生労働省設置法(平成十一年法律

第九十七号)の一部を次のように改正する。
第三十一条中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

第八節 農林水産省関係
(国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正)
第六十五條 国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改める。
(農産物検査法の一部を改正する法律の一部改正)
第六十六條 農産物検査法の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條のうち印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三條の改正規定を次のように改める。

第四條を次のように改める。
第四條 自動車検査登録印紙は、地方運輸局、運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所又は国土交通大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所において売り渡すものとする。

2 自動車検査登録印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、国土交通大臣が定める。

第九節 経済産業省関係
(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)
第六十七條 官公需についての中小企業者の受

注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国及び」を「国、日本郵政公社及び公庫等(以下「公庫等」という)を」という。以下同じに改める。

第四条第二項中「公庫等については当該公庫等」を「日本郵政公社又は公庫等については当該法人に改める。

第十節 国土交通省関係

(船員法の一部改正)

第六十八号 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四号第四項中「及び第七項を」から第八項までに改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第六十九号 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二号の二中「郵政事業庁長官を」を「日本郵政公社に改める。

(土地収用法の一部改正)

第七十号 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 日本郵政公社が日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第十九条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する施設

(道路法の一部改正)

第七十一号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十五号中「郵便その他」を削る。

(航空法の一部改正)

第七十二号 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百五号第一項中「貨物」の下に「国際航空運送事業に係る」を加える。

(港灣整備促進法の一部改正)

第七十三号 港灣整備促進法(昭和二十八年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第五号中「政府」の下に「又は日本郵政公社を加え、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を、そのを」を「又は郵便貯金資金(日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。若しくは簡易生命保険資金(同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。を、それぞれのに改める。

(都市公園法の一部改正)

第七十四号 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九号中「郵便その他」を削る。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第七十五号 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五号中「国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二十号を」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十六号に改める。

附則第八項中「国有資産等所在市町村交付金法を」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第七十六号 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第八号第二項中「資金事情を」を「国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情に改め、」を「国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情をもつて」に改める。

その全額を削る。又は日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつてに改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十七号 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六号中「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとす

がを削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金をもつてその全額を削る。又は日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつてに改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十七号 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六号中「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとす

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第七十八号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八号中「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとす

(独立行政法人航海訓練所法の一部改正)

第七十九号 独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七号第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第四十条第一項を」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三十七条第一項に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第八十号 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五号第一項中「航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)及び郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)を、及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八号第二項、第三十三号第二項及び第三十三号並びに第三十九号の規定 公布の日

二 第五十六号中地方税法第七十二号の五第一項第六号の改正規定、第二百二十二号中所得税法別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定、第二百二十三号中法人税法別表第二第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定及び第二百三十号中消費税法別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定 この法律の施行の日(以下附則において「施行日」という)から平成十五年九月三十日までの間において政令で定める日

(郵政事業特別会計法等の廃止に伴う経過措置)

第二条 郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計の平成十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際郵政事業特別会計に屬する印紙は、この法律の施行の時に於いて、収入印紙及び自動車重量税印紙に於いては一般会計に、雇用保険印紙に於いては労働保険特別会計に、健康保険印紙に於いては厚生保険特別会計に、特許印紙に於いては特許特別会計に、登記印紙に於いては登記特別会計に、それぞれ歸属するものとする。

3 この法律の施行の際郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計に屬する権利及び義務(第五条の規定により公社に承継されるもの及び前項に規定するものを除く)は、この法律の施行の時に於いて、一般会計に歸属するものとする。

(簡易生命保険の積立金の運用に關する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 平成十四年度に係る第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に關する法律(次項において「旧法」という。)第六条第一項の規定による報告書(同条第二項の規定により添付される書類を含む。)については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「審議会」とあるのは、「日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第五十〇条第四項に規定する審議会等」とする。

2 旧法第八条に規定する運用職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に對する懲戒処分については、なお従前の例による。

お従前の例による。

(国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等)に關する法律の廃止に伴う経過措置

第四条 当分の間、各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)は、国の負担に屬する年金又は恩給の支給金その他の政令で定める支払金に係る返還金による返還金に係る債権の管理に關する事務(国の債権の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二条第二項に規定する債権の管理に關する事務をいう。)を、公社に委託することができ。

2 前項の規定により公社が行う債権の管理に關する事務については、国の債権の管理等に關する法律及びその他の債権の管理に關する法令の規定を準用する。

(郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四十条の規定による改正前の郵便貯金法(以下「旧郵便貯金法」という。)第十条第一項各号のいずれかに該当する法人その他の団体のうち、新郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する法人その他の団体に該当しなくなったものであつて、この法律の施行の際現にその郵便貯金(新郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金を除く。以下この項において「既契約の郵便貯金」という。)の総額が新郵便貯金法第十条第一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについての同項の規定の適用については、既契約の郵便貯金が新郵便貯金法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金に於いては、その据置期間が経過するまでの間、同項第三号に規定する定期郵便貯金に於いては、新郵便貯金法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間又は新郵便貯金法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金に於いてはその預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の郵便貯金に係る超過額は、新郵便貯金法第十

条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

2 旧郵便貯金法第三十四条の規定に基づき通常郵便貯金に預入された証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済又は払渡しがなかつたものについては、なお従前の例による。

3 旧郵便貯金法第三十四条の規定に基づき通常郵便貯金に預入された証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかつたもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧郵便貯金法第四十五条第一項又は第五十二条第一項の規定によりされている申請は、それぞれ新郵便貯金法第四十五条第一項又は第五十二条第一項の規定によりされた申出とみなす。

5 平成十四年度に係る旧郵便貯金法第六十八条の五第一項の規定による報告書(同条第二項の規定により添付される書類を含む。)については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「審議会」とあるのは、「日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第五十〇条第四項に規定する審議会等」とする。

6 旧郵便貯金法第六十八条の六に規定する運用職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

7 施行日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に對する懲戒処分については、なお従前の例による。

第六條 郵便貯金振興会(以下この条において「振興会」という。)については、旧郵便貯金法第六十九条から第九十二条まで及び第九十四条から第一百条までの規定は、振興会が解散により消滅

する時(次項の規定により組織を変更する場合に於いては、その組織の変更の時)までの間は、なおその効力を有する。

2 振興会は、平成十五年九月三十日までの間において、その組織を変更して民法明治二十九年法律第八十九号(第三十四条の規定により設立される財団法人(以下この条において単に「財団法人」という。)になることができる。

3 前項の規定により振興会がその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、総務大臣の認可を受けなければならない。

4 第二項の規定による組織変更は、前項の認可があつたときにその効力を生ずる。

5 第二項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第三項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

6 第二項の規定による財団法人への変更に伴う振興会の登記について必要な事項は、政令で定める。

7 平成十五年九月三十日の経過する時に現に存する振興会は、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧郵便貯金法第九十六条の規定による設立の認可の取消しによつて解散した振興会の解散及び清算の例による。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 公社法の施行の際現に第四十一条の規定による改正前の郵便法(以下この条において「旧郵便法」という。)第二十三条第二項の認可を受けている定期刊行物に關する新郵便法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「承認」とあるのは、「承認又は認可」とする。

2 施行日前に郵政事業庁長官がした旧郵便法第二十三条第二項の認可は、公社がした新郵便法第二十三条第二項の承認とみなす。

3 公社法の施行の際現に郵政事業庁長官に對してされている旧郵便法第二十三條第二項又は第二十五條の認可の申請は、公社に對してされた新郵便法第二十三條第二項又は第二十五條の承認の申請とみなす。

4 施行日前にされた旧郵便法第二十三條の第三項の規定による郵政事業庁長官の求めに對し同項に規定する監査に必要な報告又は資料の提出がされていないものについては、新郵便法第二十三條の第三項の規定による公社の求めに對し同項に規定する調査に必要な報告又は資料の提出がされていないものとみなす。

5 旧郵便法第三十三條第一項の規定により総務大臣が発行した郵便切手その他郵便に關する料金を表す証券は、新郵便法第三十三條の規定により公社が発行した郵便切手その他郵便に關する料金を表す証券とみなす。

6 旧郵便法第七十五條の第二項に規定する指定調査機關の役員又は職員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第四十一條の規定の施行後も、なお従前の例による。

(郵便為替法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第四十二條の規定による改正前の郵便為替法(次項において「旧法」という。)第十條の二の規定に基づき為替金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額に充てられなかったもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

2 旧法第十條の二の規定に基づき為替金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額に充てられなかったもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

(郵便振替法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第四十三條の規定による改正前の郵便振替法(次項において「旧法」という。)第三十三條

の規定に基づき払込金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済又は払渡しがあつたものについては、なお従前の例による。

2 旧法第三十三條の規定に基づき払込金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかったもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第四十四條の規定による改正後の地方財政法第四條の第三項の規定は、平成十六年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十五年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(簡易生命保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 第四十八條の規定による改正前の簡易生命保険法(以下この条において「旧保険法」という。)の規定により締結された旧保険法第五條、第六條、第六十二條又は第六十五條に規定する簡易生命保険契約(次項及び第三項において「保険契約」という。)は、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約(次項において「増額等変更契約」という。)又は特約変更契約は、それぞれ、新保険法第五條、第六條、第六十二條又は第六十五條に規定する簡易生命保険契約、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約又は特約変更契約とみなす。

2 施行日前に効力が生じた保険契約及び増額等変更契約については、新保険法第五十六條第一項、第四項及び第五項(これらの規定を新保険法第六十三條において準用する場合を含む。)中「保険約款の定める期間」とあるのは、「一年」とする。

3 施行日前に効力が生じた保険契約について、旧保険法第七十八條第一項の規定により分配された剰余金又は分配すべき剰余金は、新保険法第七十八條第一項の規定に基づき分配された契約者配当金又は分配すべき契約者配当金とみなして、新保険法の規定を適用する。

4 旧保険法第八十四條の規定に基づき貸付金の弁済に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかったもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

(お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 第五十一條の規定による改正前のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第一條第一項の規定により総務省が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手は、第五十一條の規定による改正後のお年玉付郵便葉書等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第一條第一項の規定により公社が発行したくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手とみなす。

2 旧法第五條第一項の規定により総務省が発行した寄附金を郵便に關する料金を加算した額の郵便葉書又は郵便切手は、新法第五條第一項の規定により公社が発行した寄附金を郵便に關する料金を加算した額の郵便葉書又は郵便切手とみなす。

3 旧法第六條の規定により総務大臣に委託したものとされた寄附金については、新法第六條の規定により公社に委託したものとされた寄附金とみなす。

4 公社は、この法律の施行の際現に旧法第九條第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第九條第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

5 旧法第十條の規定に基づき総務大臣が經理した寄附金については、新法第十條の規定により公社がした公表は、旧法第十條の規定により総務大臣がした公示とみなす。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第五十五條の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、平成十六年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、平成十五年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第五十五條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第五十六條の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。)第三百四十八條第二項第二号及び第二十號の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第五号の六の規定は、同号に規定する土地に係る平成十六年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税及び平成十五年四月一日以後にされる同号に規定する土地の取得に對して課すべき特別土地保有税について適用する。

3 第五十六條の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第五号の六に規定する土地に係る平成十五年分までの土地に對して課する特別土地保有税及び平成十五年四月一日前にされた同号に規定する土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 第六十三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律は、平成十六年度以後の年度分の日本郵政公

社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金について適用する。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 施行日前に、旧郵便貯金法第七条第一

項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者が第七十三条の規定による改正前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(次項及び第三項において「旧法」という。)第二条第一項の規定により行った総務大臣への寄附の委託は、新郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者が第七十三条の規定による改正後の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(次項及び第三項において「新法」という。)第二条第一項の規定により行った公社への寄附の委託とみなす。

2 公社は、この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第六條第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

3 旧法第七条の規定に基づき総務大臣が経理した寄附金について、新法第七条の規定により公社がした公表は、旧法第七条の規定により総務大臣がした公示とみなす。

(郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第七十四条の規定による改正前の郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律第二条第四項又は第三条の規定により郵政事業庁長官がした公示は、それぞれ第七十四条の規定による改正後の日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律第二条第四項又は第三条の規定に

より公社がした公表とみなす。

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に、第七十六条の規定による改正前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二条第一項の規定により総務大臣が定めた募集期間が施行日に経過していない場合には、当該募集期間は、第七十六

条の規定による改正後の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二条第一項の規定により公社が定めた募集期間とみなす。

2 施行日前に、郵便振替の加入者が旧法第二条

第二項の規定により行った総務大臣への寄附の委託は、郵便振替の加入者が新法第二条第二項の規定により行った公社への寄附の委託とみなす。

3 公社は、この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第五条第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

4 旧法第六条の規定に基づき総務大臣が経理した寄附金について、新法第六条の規定により公社がした公表は、旧法第六条の規定により総務大臣がした公示とみなす。

(郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第七十八条の規定による改正前の郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律第二条第二項又は第四条第三項の規定により郵政事業庁長官がした公示は、それぞれ第七十八条の規定による改正後の郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律

第二条第二項又は第四条第三項の規定により公社がした公表とみなす。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に郵政事業庁長官が第八十三

条の規定による改正前の郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第五条第一項又は第三項の規定により行った通知は、公社が第八十三条の規定による改正後の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第五条第一項又は第三項の規定により行った届出とみなす。

(地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に効力を有する第八十四条の規定による改正前の地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(次項において「旧法」という。)第二条第一項の規定により定められた規約は、第八十四条の規定による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(次項において「新法」という。)第二条第一項の規定により定められた規約とみなす。

2 施行日前に旧法第四条の規定によりされた報告の求め又は指示は、新法第四条の規定によりされた報告の求め又は指示とみなす。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第九九条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第一条の規定により一般会計において郵政事業特別会計から受け入れた金額の過不足額の調整については、公社を郵政事業特別会計とみなして、同法第三条の規定を適用する。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第一百条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二条第一項第九号に掲げる予算執行職員の施行日前にした行為については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第一百三十三条の規定による改正前の国税収納金整理資金に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十七条第二号に規定する国税資金支払委託官の施行日前にした行為については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 施行日前に郵政官署が受け取った郵便物(施行日において発送され、又は名あて人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」という。)については、公社が受け取ったものとみなして、第一百二十四条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新法」という。)第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、郵政官署が当該施行前受領郵便物について第一百二十四条の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧法」という。)第七十六条第三項の規定により通知を発しているときは、当該通知は、公社が発したものとみなす。

2 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により税関長が郵政官署を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により公社を経て発した通知とみなす。

3 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第二項の規定により郵政官署がした送達は、当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第二項の規定により公社がした送達とみなす。

4 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十八條第一項の規定により郵政官署に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八條第一項の規定により公社に発した通知とみなす。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 課税物品を内容とする郵便物であつて施行日において名あて人が受け取っていないもの(以下この条において「受取前郵便物」という。)について第六十六條の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「旧法」という。)第七條第一項の規定により税関長が郵政官署を経て発した通知は、当該税関長が当該受取前郵便物について第六十六條の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「新法」という。)第七條第一項の規定により公社を経て発した通知とみなす。

2 受取前郵便物について旧法第七條第二項の規定により郵政官署がした送達は、当該受取前郵便物について新法第七條第二項の規定により公社がした送達とみなす。

(物品管理法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 第六十七條の規定による改正前の物品管理法第四十條に規定する会計法第二十三條の規定により支給を受けた事務費で取得した物品(第五條の規定により公社に承継されたものを除く。)の管理については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第三十三條第一項の規定により設けられた国家公務員共済組合(次項において「旧総務省共済組合」という。)又は同条第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合(以下この条において「旧郵政共済組合」という。)

合」という。)は、施行日において、それぞれ第七十九條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第三條第一項の規定により総務省に属する職員(同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項及び第三項において同じ。)及びその所管する独立行政法人(独立行政法人通則法第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「総務省共済組合」という。)

又は公社に属する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条から附則第三十條までにおいて「日本郵政公社共済組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧総務省共済組合又は旧郵政共済組合の代表者は、それぞれ、施行日前に、国家公務員共済組合法第九條に規定する運営審議会の議を経て、同法第六條及び第十一條の規定により、施行日以後に係る総務省共済組合又は日本郵政公社共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

3 施行日の前日において旧郵政共済組合の組合員であつた者(同日において総合通信局、沖縄総合通信事務所若しくは中央省庁等改革関係法施行法第三十三條第二項に規定する政令で定める部局若しくは機関又は独立行政法人通信総合研究所に属する職員であつた者に限る。)が、施行日において総務省又はその所管する独立行政法人通信総合研究所に属する職員であるときは、施行日において旧郵政共済組合の組合員の資格を喪失し、総務省共済組合の組合員の資格を取得する。

4 前項の規定により総務省共済組合の組合員の資格を取得した者があるときは、日本郵政公社共済組合は、施行日の前日における旧郵政共済組合の短期給付の事業又は福祉事業(国家公務員共済組合法附則第十四條の四第一項の規定により行う事業を含む。次項において同じ。)に係る資産の価額から負債の価額をそれぞれ差し引いた額につき、財務省令で定めるところにより算出した金額を、総務省共済組合に対して支払わなければならない。

5 前項の財務省令は、旧郵政共済組合の短期給付の事業又は福祉事業に要する費用についてのその組合員の負担の割合、施行日の前日において旧郵政共済組合の組合員であつた者の数に対するこれらの者のうち第三項の規定により総務省共済組合の組合員の資格を取得した者(以下この条において「移行組合員」という。)の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。

6 前項に定めるもののほか、第四項の規定による支払について必要な事項は、財務省令で定める。

7 旧郵政共済組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二條第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における移行組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、総務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

8 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三條第一項(第二号を除く。)の規定により移行組合員が旧郵政共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該移行組合員が総務省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

9 施行日前に国家公務員共済組合法第六十條の二の規定により移行組合員が旧郵政共済組合にした申出は、同条の規定により総務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

第二十九條 施行日の前日において健康保険組合(事業団の事業所又は事務所を健康保険法(大正

十一年法律第七十号)第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。)の被保険者であつた者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となつた者に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第六十二條の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であつた間日本郵政公社共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九條第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九條第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法昭和二十九年法律第十五号)による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き日本郵政公社共済組合の組合員である間は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第三十條 施行日の前日において厚生年金基金

- (事業団の事業所又は事務所を厚生年金保険法第百七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となつた者(以下この条において「事業団等の役員等であつた組合員」という。)のうち、一年以上の引き続く組合員期間(日本郵政公社共済組合の組合員である期間をいう。以下この条において同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。)と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。
- 2 事業団等の役員等であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。)に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。
- 3 事業団等の役員等であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。
- 4 事業団等の役員等であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。)」とする。
- 5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。
- 6 事業団等の役員等であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。
- 7 事業団等の役員等であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十一条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三十二条第二項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が負担する。
- (労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十二条 第二百二十六条の規定による改正後の労働保険特別会計法の規定は、平成十五年度の予算から適用する。
- (財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十三条 第二百二十七条の規定による改正後の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以下この条において「新法」という。)の規定は、平成十五年以後新たに運用される公社法第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金について適用し、旧郵便貯金特別会計法第五号の二第一項に規定する郵便貯金資金及び旧簡易生命保険特別会計法第七号第一項に規定する積立金の平成十四年度の運用に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、平成十四年度の長期運用予定額(第二百二十七条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第五条において読み替えて準用する旧法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。)として国会の議決を経たものが旧法第五条において読み替えて準用する旧法第三条の規定の例により平成十五年度において運用されたときは、その運用実績の報告は、新法第五条において読み替えて準用する新法第四条の規定の例による。
- 2 財務大臣は、施行日までに、新法第六条の規定の例により、平成十五年度における同条第二項の財政投融資計画を作成するものとする。
- 3 前項の規定により作成された財政投融資計画は、新法第六条の規定により作成されたものとみなす。
- (特許特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十四条 第二百二十八条の規定による改正後の特許特別会計法の規定は、平成十五年度の予算から適用する。
- (登記特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十五条 第二百二十九条の規定による改正後の登記特別会計法の規定は、平成十五年度の予算から適用する。
- (児童手当法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七号第一項(同法附則第六号第二項、第七号第四項又は第八号第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六号第一項、第七号第一項若しくは第八号第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七号第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八号第二項(同法附則第六号第二項、第七号第四項又は第八号第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。
- (確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三十七条 公社は、施行日において確定拠出年金法第八十八条第一項の登録を受けたものとみなす。
- 2 公社は、施行日から一月以内に、前項の規定

により登録を受けたものとみなされる確定拠出年金法第二十七条に規定する確定拠出年金運営管理業務について、同法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類その他厚生労働省令・内閣府令で定める書類を厚生労働大臣及び内閣総理大臣に提出するものとする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

別表第一(第二条関係)

一 公社の業務方法書	公社法第二十二 ^三 条第一項
二 平成十五年四月一日以降四年を一期とする公社の中期経営目標及び中期経営計画	公社法第二十三 ^四 条第一項
三 簡易生命保険責任準備金の算出方法書	公社法第三十二 ^三 条第一項
四 郵便に関する料金のうち新郵便法第七十五条の二第一項各号に掲げるもの	新郵便法第七十五条の二第一項
五 郵便約款	新郵便法第七十五条の三第一項
六 郵便貯金の利率の決定方法	新郵便貯金法第七十条第一項
七 郵便貯金の預金者に対する貸付金の利率の決定方針	新郵便貯金法第七十二条第一項
八 郵便為替の料金の上限	第四十二 ^三 条の規定による改正後の郵便為替法(別表第四において「新郵便為替法」という)第三十八条の三第一項
九 郵便振替の払込み、振替及び払出しの料金の上限	第四十三 ^三 条の規定による改正後の郵便振替法(別表第四において「新郵便振替法」という)第六十五条第一項
一〇 簡易生命保険約款	新保険法第一百一条第一項
一一 簡易生命保険の保険料の算出方法書	新保険法第一百三十一条第一項
一 公社法第二十一 ^二 条第一項に規定する基準	公社法第二十一 ^二 条第二項

別表第二(第二条関係)

平成十四年七月二十四日 参議院会議録第四十一号(その二) 日本郵政公社法施行法案

二 新郵便法第七十五条の七第一項に規定する基準	新郵便法第七十五条の七第一項
三 第四十九条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律第二条又は第八条第一項に規定する基準	第四十九条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律第二条又は第八条第一項
四 第五十条の規定による改正後の郵政窓口事務の委託に関する法律第五条に規定する基準	第五十条の規定による改正後の郵政窓口事務の委託に関する法律第五条
五 第五十二条の規定による改正後の郵便物運送委託法第三条第二項に規定する基準	第五十二条の規定による改正後の郵便物運送委託法第三条第二項

別表第三(第二条関係)

一 公社が施行日から公社法第十九条第三項に規定する業務を行う必要があると認められるとき	公社法第十九条第四項
二 公社が施行日において公社法第四十 ^{一〇} 条第十一号に掲げる方法により公社法第二十三 ^四 条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金を運用する必要があると認められるとき	公社法第四十二 ^三 条第一項(公社法第四十四 ^五 条第二項において準用する場合を含む。)
三 公社が施行日から公社法第四十六 ^七 条の総務省令で定める重要な財産を貸し付ける必要があると認められるとき	公社法第四十六 ^七 条

別表第四(第二条関係)

一 平成十五年四月一日に始まる事業年度の公社の経営に関する計画	公社法第二十四 ^五 条
二 施行日以後適用される新郵便法第七十五条の二第三項に規定する郵便に関する料金	新郵便法第七十五条の二第三項
三 施行日以後適用される郵便貯金の利率	新郵便貯金法第七十条第三項
四 施行日以後適用される郵便貯金の預金者に対する貸付金の利率	新郵便貯金法第七十二条第三項
五 施行日以後適用される郵便為替に関する料金	新郵便為替法第三十八条の三第三項又は第五項
六 施行日以後適用される国際郵便為替に関する料金	新郵便為替法第三十八条の四第一項
七 施行日以後適用される郵便振替に関する料金	新郵便振替法第六十五条第三項又は第五項
八 施行日以後適用される国際郵便振替に関する料金	新郵便振替法第六十六条第一項

審査報告書

民間事業者による信書の送達に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十三日

総務委員長 田村 公平
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、中央省庁等改革基本法第三十三
条第三項の規定による検討の結果に基づき、民
間事業者による信書の送達の事業の許可制度を
設ける等の措置を講じようとするものであつ
て、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の施行により、民間参入制度が創設される
こととなるが、国民生活に不可欠な信書送達のユ
ニバーサルサービスは引き続き堅持する必要がある。
政府は、この点を銘記するとともに、この法
律の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべき
である。

一、信書の範囲に関するガイドラインは、あくま
で法律に規定された定義規定に基づき、これに
忠実に作成すること。なお、ダイレクトメール
については、基本的に信書に当たらないとする
こと。

二、信書の範囲については、信書の送達が憲法で

保障された国民の思想及び表現の自由に密接な
係わりを有するものであることにかんがみ、本
委員会での審査を踏まえ、ガイドラインの作成
に当たって民間事業者の利益を優先する形の意
図的な解釈を行うことは、厳に避けること。

三、民間事業者によるクリームスキミングを防止
するため、信書の範囲に関するガイドラインが
有効に機能するよう、国民・利用者への周知を
十分図るなど所要の措置を講ずること。

四、信書便差出箱の設置基準については、利用者
の利便を最大限考慮し、日本郵政公社の郵便差
出箱の設置状況を基礎として定めることとし、
市町村ごとに最低設置数を設けるとともに、信
書便差出箱が市町村内に満遍なく設置されるも
のとする。また、地方自治体や地域住民の
要望を十分に尊重すること。

五、信書便差出箱の設置以外の引受方法に関する
省令については、利用者の意見を十分に聴取し
た上で、信書便差出箱の設置と同様、全国すべ
ての地域において利用者の随時かつ簡易な差出
しが可能であり、かつ、信書の秘密の保護が確
実に確保されるような基準に限るよう定めるこ
と。

右決議する。

民間事業者による信書の送達に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年七月九日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

民間事業者による信書の送達に関する法律案

民間事業者による信書の送達に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可(第六条―第十五条)

第二節 業務(第十六条―第二十五条)

第三節 監督(第二十六条―第二十八条)

第三章 特定信書便事業(第二十九条―第三十
三条)

第四章 雑則(第三十四条―第四十二条)

第五章 罰則(第四十三条―第五十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送
達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正
な運営を確保するための措置を講ずることによ
り、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)と
相まって、信書の送達の役務について、あまね
く公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機
会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資
することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第
五条第二項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書
を送達すること(郵便に該当するものを除く。)を
いう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の
役務により送達される信書(その包装及びその
包装に封入される信書以外の物を含む。)をい

う。

4 この法律において「一般信書便役務」とは、信
書便の役務であって、次の各号のいずれにも該
当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチ
メートル、三十センチメートル及び三センチ
メートル以下であり、かつ、重量が二百五十
グラム以下の信書便物を送達するもの

二 国内において信書便物が差し出された日か
ら三日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三

年法律第七十八号)に規定する休日その他
総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以
内(信書便物が、地理的条件、交通事情その
他の条件を勘案して総務省令で定める地域
から差し出され、又は当該地域にあてて差し
出される場合)にあっては、三日を超え二週間
を超えない範囲内で総務省令で定める日数(以
内)に当該信書便物を送達するもの

5 この法律において「一般信書便事業」とは、信
書便の役務を他人の需要に応ずるために提供す
る事業であって、その提供する信書便の役務の
うちに一般信書便役務を含むものをいう。

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、
一般信書便事業を営むことについて第六条の許
可を受けた者をいう。

7 この法律において「特定信書便役務」とは、信
書便の役務であって、次の各号のいずれかに該
当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメー
トルを超え、又は重量が四キログラムを超え
る信書便物を送達するもの

二 信書便物が差し出された時から三時間以内

に

に

に

に

に当該信書便物を送達するもの

三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

八 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。

九 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

(郵便法の適用除外)

第三条 郵便法第五条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合

二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合

三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者(外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。)が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(検閲の禁止)

第四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

(秘密の保護)

第五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者

の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。

二 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。

その職を退いた後においても、同様とする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

(事業の許可)

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第七条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 次に掲げる事項に関する事業計画

イ 信書便物の引受けの方法

ロ 信書便物の配達の方法

ハ イ及びロに掲げるもののほか、信書便物の送達の方法

二 その他他総務省令で定める事項

三 他に事業を行っているときは、その事業の種類

二 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る職員の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したもの)とみなされた日を含む。)をいう。)前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること

二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであつて、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(氏名等の変更)

第十条 一般信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画の遵守義務)

第十一条 一般信書便事業者は、その業務を行う場合には、第六条の許可に係る事業計画(以下この章において単に「事業計画」という。)に定めるところに従わなければならない。

(事業計画の変更)

第十二条 一般信書便事業者は、事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

二 第九条の規定は、前項の認可について準用する。

三 一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡及び譲受け等)

第十三条 一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力

を生じない。

2 一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第十四条 一般信書便事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般信書便事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。)が被相続人の営んでいた一般信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第八条及び第九条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十五条 一般信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

2 一般信書便事業者たる法人の解散の決議又は総社員同意は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 総務大臣は、一般信書便事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

第二節 業務

(料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く)。

二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に

適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の揭示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。)その他総務省令で定める事項をその営業所

において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)

第十九条 一般信書便事業者は、正当な理由がなければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。

2 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務を提供してはならない。

3 一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

(信書便物であることの表示)

第二十条 一般信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該一般信書便事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示しなければならない。

(還付できない信書便物の措置)

第二十一条 一般信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達

し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

(信書便管理規程)

第二十二條 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適當であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

(業務の委託)

第二十三條 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(他の一般信書便事業者との協定等)

第二十四條 一般信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の仕事に関する協定又は契約(信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条に

おいて同じ。)を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。

二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)

第二十五條 一般信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の仕事に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第三節 監督

(事業計画の遵守命令)

第二十六條 総務大臣は、一般信書便事業者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、当該一般信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業改善の命令)

第二十七條 総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を變更すること。

二 一般信書便役務に関する料金が第十六條第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。

三 前二号に掲げるもののほか、事業の運営を

改善するために必要な措置をとること。

(許可の取消し等)

第二十八條 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六條の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第八條第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可)

第二十九條 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十條 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画

三 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一條 総務大臣は、第二十九條の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めると

きでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業の休止及び廃止)

第三十二條 特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十三條 第八條の規定は特定信書便事業の許可について、第十條から第十四條まで、第十七條、第十九條第三項、第二十條から第二十八條まで(第二十七條第二号を除く。)の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八條、第十一條、第十三條第四項、第十四條第四項及び第二十八條中「第六條」とあるのは「第二十九條」と、第十條中「第七條第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十條第一項第一号又は第三号」と、第十二條第二項、第十三條第三項及び第十四條第三項中「第九條」とあるのは「第三十一條」と、第十九條第三項中「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七條第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(許可等の条件)

第三十四條 この法律に規定する許可又は認可に

は、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができない。

2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(適用除外)

第三十五条 第六条及び第二十九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 運送業者がその運送方法により貨物に添付する無封の添え状又は送り状の送達を行う場合

二 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(報告の徴収及び立入検査)

第三十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

る。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会等への諮問)

第三十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(次条第二項において「審議会等」という。)に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項、第十七条第一項若しくは第二十二条第一項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は第二十八条第一号(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しをしようとするとき。

(聴聞の特例)

第三十八条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の

規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により審議会等に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、審議会等の委員のうちから、審議会等の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第三十九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(総務省令への委任)

第四十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総

務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第四十五条 第二十八条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者

は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して事業計画を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して一般信書便事業を休止し、又は廃止した者

三 第十九条第一項の規定に違反して一般信書便役務の提供を拒んだ者

四 第十九条第二項の規定又は同条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の役務を提供した者

五 第二十二条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の業務を行った者

六 第二十三条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者

七 第二十四条第一項又は第二十五条(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して協定又は契約を締結した者

八 第二十六条又は第二十七条(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

九 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第三十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書便物として差し出した者は、五十万円以下の罰

金に処する。

一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物(官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。)

三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物(官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。)

四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

2 前項の場合において、犯人が信書便物として差し出した物は、没収する。

第四十八条 詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもって、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第四十五条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条若しくは第十二条第三項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)

又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

平成十四年七月二十四日 参議院会議録第四十一号(その二)

民間事業者による信書の送達に関する法律案

民間事業者による信書の送達に関する法律案

一一一

規定を第三十三条において準用する場合を含む。)

又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十七条(第一号に係る部分に限る。次条第一項において同じ。)の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三十七条の規定の施行の日から日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第 号)の施行の日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条中「審議会等(国家行政組織法昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。」で政令で定めるもの(次条第二項において「審議会等」という。)とあるのは、「郵政審議会」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月二十三日
総務委員長 田村 公平
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律その他の関係法律の規定の整備等を行うとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
本法の施行により、民間参入制度が創設されることとなるが、国民生活に不可欠な信書送達のユニバーサルサービスは引き続き堅持する必要がある。政府は、この点を銘記するとともに、この法律の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、信書の範囲に関するガイドラインは、あくまで法律に規定された定義規定に基づき、これに忠実に作成すること。なお、ダイレクトメールについては、基本的に信書に当たらないものとする。

二、信書の範囲については、信書の送達が憲法で保障された国民の思想及び表現の自由に密接な係わりを有するものであることにかんがみ、本委員会での審査を踏まえ、ガイドラインの作成

こと。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関

に当たって民間事業者の利益を優先する形の意図的な解釈を行うことは、厳に避けること。

三、民間事業者によるクリームスキミングを防止するため、信書の範囲に関するガイドラインが有効に機能するように、国民・利用者への周知を十分図るなど所要の措置を講ずること。

四、信書便差出箱の設置基準については、利用者の利便を最大限考慮し、日本郵政公社の郵便差出箱の設置状況を基礎として定めることとし、市町村ごとに最低設置数を設けるとともに、信書便差出箱が市町村内に満遍なく設置されるものとする。また、地方自治体や地域住民の要望を十分に尊重すること。

五、信書便差出箱の設置以外の引受方法に関する省令については、利用者の意見を十分に聴取した上で、信書便差出箱の設置と同様、全国すべての地域において利用者の随時かつ簡易な差出しが可能であり、かつ、信書の秘密の保護が確実に確保されるような基準に限るよう定めること。

と。

右決議する。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十四年七月九日
衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

律

- 第一章 内閣府関係(第一条)
- 第二章 総務省関係(第二条―第十三条)
- 第三章 法務省関係(第十四条―第三十条)
- 第四章 財務省関係(第三十一条―第三十五条)
- 第五章 厚生労働省関係(第三十六条―第四十一条)
- 第六章 農林水産省関係(第四十二条―第四十四条)
- 第七章 経済産業省関係(第四十五条―第四十七条)
- 第八章 国土交通省関係(第四十八条―第五十六条)
- 附則
- 第一章 内閣府関係
- (金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)
- 第一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二十三条第一項中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改め、同条第二項中「書類を通常

取扱いは郵便に付して」を「前項に規定する方法により」に改め、同条第三項中「により書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改める。

第八十九条の見出しを「郵便物等の管理」に改める。

第六百六十条の六第一項及び第二項中「書類を通常取扱いは郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改め、同条第三項中「により書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改める。

第六百六十条の七の見出しを「郵便物等の管理」に改める。

第六百七十七條第一項、第六百七十七條の十四第一項及び第六百七十七條の二十七第一項中「書類を通常取扱いは郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改める。

第六百七十八條の二十三第一項中「書類を通常取扱いは郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常取扱いは郵便に付して発送した」を「による通知をした」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)を加える。

第六百七十八條の四十第一項中「書類を通常取扱いは郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常取扱いは郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第六百九十四條第一項中「書類を通常取扱いは郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常取扱いは郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

による郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常取扱いは郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第六百九十四條の十四第一項中「書類を通常取扱いは郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常取扱いは郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第六百九十四條の二十七第一項中「書類を通常取扱いは郵便に付して」を「第二十三条第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常取扱いは郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十條の十三第六項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(第二百六十條の二十二第二項において「信書便」という。)を加え、「郵送」を「送付」に改める。

第二百六十條の二十二第二項中「郵便」の下に「又は信書便」を加える。

(郵便法の一部改正)

第三条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「何人も、他人の信書の下に(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)」を加える。

(政治資金規正法の一部改正)

第四条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第一条第二項に規定する信書便」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第五条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十条の九第一項中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第一条第二項に規定する信書便による送付」に改める。

第四十九条第二項中「郵送する」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する信書便による送付」に改める。

特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する信書便による送付」に改める。

規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付する」に改める。

第四十九条の二第二項中「郵送する」を「郵便等により送付する」に改める。

第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第二項及び第十項、第八十六条の四第一項及び第二項、第八十六条の五第一項及び第四項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第四百四十二条第十二項、第二百一条の十三第一項第三号並びに第二百三十五条の五中「郵便」を「郵便等」に改める。

第二百五十五条第二項及び第二百五十五条の二第三項中「郵送する」を「郵便等により送付する」に改める。

第二百六十三号第四号中「郵送」を「郵便等による送付」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第九項中「郵送により配布する」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下この項において「信書便」という。)により送付する」に、「郵送する」を「郵便若しくは信書便により送付する」に、「郵送経費」を「送付経費」に、「郵送に要する経費」を「送付に要する経費」に改める。

る経費」を「送付に要する経費」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。))を加え、「同項」を「第二項」に改め、同条第六項中「郵便」の下に「又は信書便」を加え、「郵便通送の」を「送付に要した」に改める。

第二十条第一項中「郵便」の下に「若しくは信書便」を加え、同条第四項中「取扱による郵便」を「取扱による郵便又は信書便」に、「特別の定め」を「特別の定め」に改め、「郵便物」の下に「又は信書便」を加え、同条中「郵便」の下に「又は信書便」を加え、「郵便物」の下に「又は信書便物」を加え、「郵送日数」を「送付日数」に改める。

第五十九条第五項中「郵便」の下に「又は信書便」を加える。

第三百二十一条の十五第五項中「郵便」の下に「又は信書便」を加え、同条第六項中「郵便」の下に「又は信書便」を加え、「郵便通送の」を「送付に要した」に改める。

第三百六十四条の二第五項中「郵便」の下に「又は信書便」を加え、「第一項の期間」を「同項の期間」に、「郵送」を「送付」に改める。

の期間」に、「郵送」を「送付」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第八条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の二十四中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送」を「送付」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第十条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「郵便」の下に「その他の総務省令で定める方法」を加える。

(行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号の二の次に次の一号を加える。

七十九の三 信書便事業の監督に関すること。

第二十八条第一項中「第七十六号まで」の下に「第七十九号の三」を加える。

第三章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第十四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「手数料ノ外郵送料」を「何人ト雖モ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ手

数料ノ外送付ニ要スル費用」に改める。

第四十四条ノ二第一項中「郵便」の下に「又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項二規定スル一般信書便事業者若クハ同条第九項二規定スル特定信書便事業者ニ依ル同条第二項二規定スル信書便」を加える。

第一百五十一条ノ三第一項中「手数料ノ外郵送料」を「法務省令ノ定ムルトコロニ依リ手数料ノ外送付ニ要スル費用」に改める。

(公証人法の一部改正)

第十五条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第三項中「郵便料」を「送達ニ要スル料金」に改める。

(破産法の一部改正)

第十六条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一百八条第一項中「付シテ」を「付シ又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項二規定スル一般信書便事業者若クハ同条第九項二規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項二規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付スル方法ニ依リ」に改める。

第一百九十条第一項中「郵便物又ハ電報」を「郵便物若ハ民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項二規定スル信書便物又ハ電報

(以下郵便物等ト称ス)に改め、同条第二項及び第三項中「郵便物又ハ電報」を「郵便物等」に改める。

(手形法の一部改正)

第十七条 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「付シ」の下に「又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項二規定スル一般信書便事業者若クハ同条第九項二規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項二規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付シ」を加える。

(小切手法の一部改正)

第十八条 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「付シ」の下に「又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項二規定スル一般信書便事業者若クハ同条第九項二規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項二規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付シ」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第十九条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「郵便」の下に「その他の法務省令で定める方法」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三

十一号)の一部を次のように改正する。

第一百条第一項及び第二項中「郵便物」の下に「信書便物」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改め、同条第二項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「前項に規定する方法により」に改め、同条第三項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第一項に規定する方法により」に改め、同条第四項中「よつて書類を郵便に付して送付した」を「よつて送付した」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)」を加える。

第十五条第一項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「前条第一項に規定する方法により」に改める。

第一百四十一条第二項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第十四条第一項に規定する方法により」に改める。

第七百七十五条の前の見出し、同条第一項及び第二項中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条第三項中「郵便物」を「郵便物等」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(商業登記法の一部改正)

第二十二條 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項及び第百十三條の四第一項中「手数料のほか郵送料」を「法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用」に改める。

(執行官法の一部改正)

第二十三條 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「郵便料」を「送付に要する費用」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第二十四條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「こえる」を「超える」に改め、同条第七号中「加えた額」の下に「の範囲内において最高裁判所が定める額」を加え、同条第八号中「及び交付を」に交付」に改め、「二倍の額」の下に「の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額」を加え、同条第十三号中「及び第七号」を「に第七号」に改め、「費用の額」の下に「を加えた額」を加え、同条第十四号中「郵便料」

を「送達に要する料金」に改める。

第十三條の見出し中「郵便切手」を「郵便切手等」に改め、同条中「料金」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金」を、「郵便切手」の下に「又は最高裁判所が定めるこれに類する証票(以下「郵便切手等」という。)を加える。

第二十九條(見出しを含む。)中「郵便切手」を「郵便切手等」に改める。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第二十五條 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般

信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第二十六條 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」

間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」を加え、「同法」を「民事訴訟法」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第二十七條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「手数料のほか郵送料」を「法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第二十八條 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「書留郵便」を「書留郵便等」に改め、同条第一項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」

(次項及び第三項において「書留郵便等」という。)を加え、同条第二項及び第三項中「書留郵便」を「書留郵便等」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第二十九條 民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改める。

第四十三條第四項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第十條第四項に規定する方法により」に改め、同条第五項中「により書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。))を加える。

第六十五條第六項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第十條第四項に規定する方法により」に改め、同条第七項中「によって書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第七十三條の前の見出し、同条第一項及び第

七十四条中「郵便物を」を「郵便物等」に改める。

第二百二条第四項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第十条第四項に規定する方法により」に改め、同条第五項中「によって書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に、「郵便物を」を「郵便物等」に改める。

(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)

第三十条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改める。

第三十三条第七項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第八条第四項に規定する方法により」に改め、同条第八項中「によって書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第一条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)」を加える。

第四十三条の前の見出し、同条第一項及び第四十四条中「郵便物を」を「郵便物等」に改める。

第四章 財務省関係

(関税法の一部改正)

第三十一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十八条」を「第七十八条の二」に改める。

第三条中「輸入貨物」の下に「(信書を除く。)」を加える。

第十六条第一項中「積卸」を「積卸し」に、「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改め、「郵便物」の下に「(郵便物に該当しない信書を含む。第十八条(入出港の簡易手続)、第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)、第二十四条第二項(貨物の授受を目的とする船舶等への交通)及び第六十三条第一項(保税運送)において同じ。)」を加える。

第三十条第一項中「但し、左の各号に」を「ただし、次に」に改め、同項に次の一号を加える。

四 信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項(定義)に規定する信書便物という。第七十四条(輸入を許可された貨物とみなすもの、第七十八条の二(信書等に係る郵便物についての規定の準用)並びに第二百二十二条第一項及び第二項(郵便物等の差押え)において同じ。)のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

第三十四条の二中「外国貨物」の下に「(信書を除く。第四十三条の二第二項(外国貨物を置くことができる期間)、第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)、第六十一条の三(記帳義務)(第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)、第六十二条の九(外国貨物を置くことができる期間)、第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)及び第七十九条第一項(貨物の収容)において同じ。))」を、「輸出しようとする貨物」の下に「(信書を除く。)」を加える。

第七十四条中「除く。の下に」若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号(郵便法の適用除外)に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書」を加える。

第六章中第七十八条の次に次の一条を加える。
(信書等に係る郵便物についての規定の準用)
第七十八条の二 第七十六条第一項本文(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定は郵便物に該当しない信書について、同条第二項の規定はこの法律の規定に基づき信書便物の検査をする場合について、それぞれ準用する。

第二百二十二条第一項及び第二項中「郵便物」の下に「信書便物」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送」を「送付」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第三十三条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「郵便」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。))」に改め、同条第二項中「郵便」を「郵便又は信書便」に、「郵便物」を「郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項(定義)に規定する信書便物(以下「信書便物」という。))」に改め、同条第三項中「名称。以下を「名称。に改める。

第二百二十二条の見出しを「(郵送等に係る納税申告書の提出時期)」に改め、同条中「添附」を「添

付に、「郵便により」を「郵便又は信書便により」に、「郵便物」を「郵便物又は信書便物」に、「郵送日数」を「送付日数」に改める。
第三十一条第二項及び第七十七条第五項中「郵送」を「郵送等」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第三十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十八号の二の次に次の一号を加える。

四十八の三 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可		
(一) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条(事業の許可)の一般信書便事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条(事業の許可)の一般信書便事業の許可	許可件数	一件につき三万円

(消費税法の一部改正)

第三十五条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「外国貨物」の下に「(関税法第三条(課税物件)に規定する信書を除く。第四条において同じ。)」を加える。

第五章 厚生労働省関係

(労働関係調整法の一部改正)

第三十六条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「をいふ」を「いう」に改め、同項第二号中「郵便」の下に、「信書便」を加え、同項第三号中「瓦斯」を「ガス」に改める。
(労働基準法の一部改正)

第三十七条 労働基準法(昭和二十二年法律第四

十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十一号中「郵便」の下に、「信書便」を加える。

(覚せい剤取締法の一部改正)
第三十八条 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 覚せい剤製造業者が覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者に覚せい剤を譲り渡し、又は覚せい剤の保管換をする場合において、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第二項に規定する信書

便(第二十四条第五項及び第三十条の七第十号において「信書便」という。)又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覚せい剤を所持する場合
第二十四条第五項中「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者」に、「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚せい剤研究者」に、「適用せず、又を」、適用しない。この場合において「に改め、「郵便」の下に「若しくは信書便」を加える。

第三十条の七第十号中「郵便」の下に「若しくは信書便」を加え、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改める。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第三十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。
(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第四十条 労働保険審査官及び労働保険審査会法

(昭和三十一年法律第百一十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。
(中小企業退職金共済法の一部改正)

第四十一条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送に要した」を「送付に要した」に改める。

第六章 農林水産省関係

(植物防疫法の一部改正)

第四十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「の郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する信書便物(次項において「信書便物」という。))」を

加え、同条第五項中「の郵便物」の下に「又は信書便物」を加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第四十三条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の前の見出し中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条第一項中「の郵便物」の下に

「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条第三項に

規定する信書便物(次項において「信書便物」という。))を加え、同条第二項中「郵便物」の下に

「又は信書便物」を加える。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四十四条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の

一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する

特定信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

次項において同じ。))に改め、同条第三項中「郵便」を「書留郵便等」に改める。

(小規模企業共済法の一部改正)

第四十六条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する

特定信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「行なわれた」を「行われた」に、

「郵送に要した」を「送付に要した」に改める。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第四十七条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条第六項に規定する一

般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送に要した」を「送付に要した」に改める。

(水難救護法の一部改正)

第四十八条 水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する

「郵便物」を加え、「最近」を「最近」に改め、

「郵便局」の下に「又は同条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同条第九項に規定する信書便事業者ノ事業所」を加える。

(鉄道抵当法の一部改正)

第四十九条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(道路運送車両法の一部改正)

第五十条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「者は」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加え、「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第五十一条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一百条の二第二項中「に付して」を「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する

一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの(次項において「書留郵便等」という。))に付して」に改め、

同条第二項中「書留郵便」を「書留郵便等」に改める。

第三百三十五条第一項中「で差し出した」を「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第

二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務」に改め、

「郵送」を「当該送付」に改める。

(道路法の一部改正)

第五十二条 道路法(昭和二十七年法律第百八十

号)の一部を次のように改正する。 第七十二条第二項中「郵送」を「送付」に改める。	(都市再開発法の一部改正) 第五十六条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。 第三百三十六条第一項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。	
(土地区画整理法の一部改正) 第五十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。 第四十一条第二項及び第百十条第四項中「郵送」を「送付」に改める。 第三百三十四条第一項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日から施行する。 (罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	
(都市公園法の一部改正) 第五十四条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。 第七条第四号中「郵便差出箱」の下に「、信書便差出箱」を加える。 (流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正) 第五十五条 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。 第五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「貨物運送取扱業」の下に「、信書送達業」を加える。		

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三十七、四十号の発送は都合により後日となるため、第四十一号を先に発送しました。)

発行所	
〒一〇五―八四四五	東京港区虎ノ門二丁目
財四号	省印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本号一部	(本体送料別)
四四二〇円	